

---

第4回 日吉津村議会定例会会議録 (第2日)

令和7年12月10日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和7年12月10日 午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(10名)

1番 齊田光門	2番 加藤修
3番 江田加代	4番 長谷川康弘
5番 前田昇	6番 石原浩明
7番 河の中博子	8番 橋井満義
9番 松田悦郎	10番 山路有

---

欠席議員(なし)

---

欠員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 里英樹 書記 ..... 森下 瞳

---

説明のため出席した者の職氏名

村長 ..... 中田達彦	副村長 ..... 小原義人
総務課長 ..... 橋田和久	住民課長 ..... 森由紀子
福祉保健課長 ..... 矢野孝志	建設産業課長 ..... 福井真一
教育長 ..... 奥田和弘	教育次長 ..... 横田威開

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年12月第4回定例会2日目、一般質問を行います。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、橋井議員のほうから午前中について欠席届が出ておりますので、お知らせしておきます。

それでは、本日の議事日程について、お手元に配付したとおりですので、御覧いただきたいというふうに思います。

---

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

最初に、通告者の紹介をしておきます。

通告順1番、加藤修議員、午前9時から行います。通告順2番、松田悦郎議員、午前9時50分から行います。ここで15分間休憩を挟みまして、通告順3番、前田昇議員、午前10時45分から行います。終わりましたら、ここで昼休憩に入りまして、その後、通告順4番、斉田光門議員、午後1時から行います。通告順5番、河中博子議員、午後1時50分から行います。15分間休憩を挟みまして、通告順6番、石原浩明議員、午後2時45分から行います。通告順7番、江田加代議員、午後3時35分から行います。ここで10分間休憩を挟みまして、通告順8番、橋井満義議員、午後4時45分から行います。以上が本日の通告者の紹介です。

それでは、通告順に質問を許します。

2番、加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） おはようございます。2番、加藤修です。通告に従いまして質問をいたします。

財政状況・行財政改革について。

平成20年前後には財政状況は悪化し、年度予算において収入の見込みが立たず、金融機関から一時借入れでもしないと当初予算が組めない状況がありました。村長、教育長、議員の報酬カットはもとより、職員の皆さんの御協力を得て8年間にわたり平均で2.3%の給与カットも実施されました。

財政状況を見ますと、昭和の時代は財政力指数は1.0を超えており、交付税不交付団体でありました。

ところが、近年の財政力指数は低下し続けており、令和5年度の決算状況を見ますと本村の指数は0.5でありました。県下では、米子市が0.65でトップ、2位が境港市で0.54、3位が0.5で、本村と鳥取市でありました。

ちなみに本村の地方交付税は8億3,486万円で、収入総額の約3割であり、交付税への依存度が高くなっております。

村長は、就任時に海浜運動公園の指定管理制度の導入を提案されました。指定管理制度については、村民で編成する行財政検討委員会で本村にはそぐわないとの結論が出されています。海浜エリア活性化計画においては、第7次総合計画における村づくりアンケートにおいて4番目の要求でありました。村外からの利用が多い施設に多額の村費を投入することの費用対効果を考えると不安を感じるのは私だけでしょうか。現時点においては実質公債費比率や将来負担比率は低いのですが、財政力指数はさらに低くなっていくことが分かっている中で、不安を感じるころであります。

以上の経過を踏まえ、次の4点について伺います。

- 1、指定管理について行財政検討委員会に改めて検討を求められたのかどうか。
- 2、海浜エリア活性化計画の主な目的は何なのか。
- 3、整備したエリアでグランピングをはじめそれぞれどれくらいの村民の利用があると見込んでおられるのか。もし村外からの利用を多く見込んでおられるとしたら、利用料でペイできると見込んでおられるのかどうか。そもそも村民の憩いの場ではないのですか。
- 4、財政力指数が低下している中、実質収支比率、経常収支比率、公債費負担率、将来負担比率など、今後の財政見込みについて伺います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） おはようございます。今日は一般質問ということで、一日どうかよろしく願いいたします。

まず、加藤議員から御質問をいただきました。答弁をしまいたいと思います。少々お待ちください。

財政状況・行財政改革についてということで御質問をいただいております。

まず、1点目、公園の指定管理について行財政検討委員会に改めて検討を求めたのかという御質問でございます。

こちらにつきまして、現在、日吉津村では第4次行財政改革プランというのを定めているところでございます。この中で公共施設の適正管理の考え方として、民間の専門的な知識や技術、ノウハウ等を活用することで、サービス向上が図られる施設については指定管理者制度の導入に向けた検討を行うということとなっております。この4次改革プランを策定する際には、当然この行財政検討委員会の皆様に検討いただいて、こういった現在のプランになっているということもございます。したがって、改めてこのたび海浜運動公園に指定管理者制度を導入することに当たっては、改めてはこの委員会には検討は求めているというのが実態のところでございます。

この改革全体の進捗管理を行うために行財政推進本部会議、これは役場内の組織でありますけれども、この中で行財政改革プランのP D C Aサイクルによる点検を行うとともに、行財政改革の審査を行う行財政検討委員会のほうでも今後、点検をしまいることとしています。

次に、海浜エリア活性化計画の主な目的についての御質問でございます。

この海浜エリア活性化計画の主な目的といたしましては、令和5年3月に策定をいたしました日吉津村海浜エリア活性化計画、それから令和6年の11月に策定をいたしました日吉津村海浜運動公園再整備事業基本計画において、いずれも気軽に利用できる憩いの場をつくること、そしてあわせて利用者の増加によりにぎわいや村の活力につながるエリアにすること、この2つをコンセプトとして掲げているところでございます。

現状、気軽に利用できる憩いの場として近年この海浜運動公園が機能していたかどうかということ振り返ってみますと、これは活性化計画のほうでも触れてございますけれども、占用利用の存在が上げられると思っています。多目的広場や芝生広場につきましては、原則誰でもが自由に利用できる場所でございますけれども、団体等で占用する場合は有料ということになっております。そのために、見た方として使うためには申込みが要るように見えて、気軽に利用しにくい状況になっていたのではないかとということが上げられます。

この再整備におきましては、占用利用向けにスポーツ広場、旧テニスコートやゲートボール場を整備し、スポーツ広場とし、並行して誰でもいつ来ても自由に遊ぶことができる空間として遊具等を備えた子育て交流拠点施設を現在の芝生広場の場所に整備することで、気軽に利用できる憩いの場という目的の達成を目指しているものでございます。

次に、利用者の増加によりにぎわいや村の活力につながるエリアにするため、これが仮に近年できてなかったとすれば、その要因といたしましては、近隣への新たな施設の建設や時代の流れによる利用者ニーズの変化というものが上げられるのではないかとございまして。

このたびの再整備では、変化した環境や利用者ニーズに対応するため、キャンプ場にグランビ

ングサイトでありますとかオートキャンプサイト等を新設し、村民の皆様からも御意見を伺っているところでございます。現在の芝生広場の場所に子供たちが遊ぶことができる遊具を備えた空間を整備することで村内外多くの方々に足を運んでいただき、村ににぎわいを与えるエリアにするという目的の実現を目指しているところでございます。

次に、整備したエリアでグランピングをはじめ、それぞれどのくらいの村民の皆様の利用を見込んでいるのかというような御質問でございます。

キャンプ場等の利用者情報について、毎年村内と村外の利用者属性まで分けての集計までは行っていないというのが現状であります。しかし、キャンプが注目を集めたコロナ禍の令和2年度に海浜運動公園の利用率、利用者数調査というのを実施しており、この数字を見ますと、キャンプサイトとバンガローの利用者のうち村民の方が占める割合は全体の7%程度であったということとなっています。

再整備後については、村民利用の具体的な見込みということまでは設定をしていませんが、手ぶらキャンプが楽しめるグランピング施設の新設やテントやたき火台などのレンタル品を充実させることで、子供にアウトドアの体験をさせたいとか、これからキャンプを始めたいという村民の方々にも御利用していただきやすい施設、環境の整備を進めているところでございます。

また、村民の方にこれまで以上に海浜運動公園を御利用いただきやすくするために、キャンプ場内の各施設についてこれまでなかった村民料金の設定を検討し、今回の議会にこの条例改正の提案をさせていただいているところでございます。この村民料金を設定することで村民の皆様にもより利用しやすい環境整備を行い、より多くの皆様に御利用できる環境、施設としてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、財政力指数が低下していく中、実質収支比率、経常収支比率等の今後の財政見通しをということでございます。

こちらにつきまして、議員がおっしゃいましたように財政力指数というのは年々低下傾向にあるということでございます。

その中で実質収支比率、これは実質収支の標準財政規模に対する割合、実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負の場合は赤字を示すものでございます。直近で令和6年度は7.2ということで、プラスとなっています。

次に、経常収支比率でございますが、これは地方公共団体の財政構造の弾力化を判断するための指数でございます。これが高いといわゆる自由に使えるお金が少なくなっているという状況がうかがえるというものでございます。こちらにつきまして、令和6年度におきましては81.1%

というのが経常収支比率でございます。この経常収支比率でございますけれども、一般財源で賄う経常的な支出において計算を行います。人件費や公債費、委託料などの物件費、これがいわゆる毎年必ずかかってくる経費になるんでありますが、この物件費等が近年増加しており、この経常収支比率は増加傾向にあるというのが現状でございます。

次に、実質公債費比率でございますけれども、これはその年度に支払う元利償還金の額や下水道等の公営企業会計に繰り出した額などが標準税収入額と普通交付税額を合わせたものを上回る比率によって単年度の実質公債費比率が計算をされています。これが令和6年度では10%というのが数字でございます。こちらにつきまして25%を超えますと早期健全化基準というのにかかってきますし、これが35%を超えると財政再生基準ということになってまいります。これが現状としては本村10%ですので、まだこれまでは届かないということではございますけれども、この元利償還金がミライトひえづの償還でありますとか、防災行政無線機能強化工事を行ったことによって増額となる見込みでございますので、この実質公債費比率は上昇する見込みであるということでございます。

最後に、将来負担比率でございますが、これは地方債残高の増、職員及び会計年度任用職員の増による退職手当負担見込みの増、債務負担行為の増などを見ても、これ現在、令和6年度では1.4%ということでございます。早期健全化基準としては350%ということですので、相当ここには開きがあるわけでございますけれども、先ほど申し上げました職員給与、退職手当等々のことを見ますと将来負担は増となってくる見込みであり、充当可能基金を増額する等の積立てを行っていくことでこれが抑制されるということは考えられますけれども、将来負担比率は上昇する見込みであるということでございます。

将来に向けましては、経常経費の抑制を図り、財政基盤を固めていくことが必要であり、特に令和9年度以降公債費の増が見込まれているため、経費抑制を行っていく必要が出てまいります。村の将来を見据え、効率化を図りながら優先性、重要性を踏まえた積極的な事業への取組も併せて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、加藤議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 昔、日本パルプ時代から、もう先人が自分たちの土地を出していただいて日本パルプを誘致をされた。本当にその先人の方には頭が下がるところでございますが、あれから王子に変わって、王子は連結決算をされました。今も連結決算でございますが、米

子工場は元気です。黒字でありますけれども、カナダのほうの工場とか、いろんなところが赤字が入ってます。特にペーパーレスになって、苫小牧工場が新聞紙です。今もう新聞を読まれる方が少なくて、大幅に落ちとります。王子製紙の心臓でありましたけども、なかなか利益が上がらないというところ。赤字のところの一つでも出ると、法人税は3年間払わなくてもいいという法律がありますんで、これによって、王子製紙からの法人税がなくなりました。その観点から収入の見込みが立たずに、先ほど述べましたように緊縮なりカットなりで乗り切ってきたわけですけど、特にあの米子と合併するとき合併検討委員会の中で出されたときに、どうするのかというところで、各、うちらも公民館活動の活動費なんかは全部カットになりました。それで20ぐらいあった公民館活動も半分ぐらいになったという時期もありましたけど、今はまた盛り返しとりますけども、それぐらい緊縮予算をして頑張っているのに、村民の皆さんから見ると何ぼでも金使っとうだないかというやな話が多くて、議会懇談会の中でもそういう話が出てます。大丈夫かやという話。

今の海浜エリアでも1期で5億、来年で5億、両方で10億です。大丈夫ですか。どうですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。こちら海浜エリアのこの運動公園の改修につきましては大きな費用がかかるということは認識をしているところでございますけれども、これ計画的な財政見込みの中で整備を行っているものですので、これ全体に対しまして大きな影響があるということではないかというふうに考えております。

このエリアに、先ほど答弁でも申しました、やはりにぎわいをつくっていくということが、この海浜エリアを元気にしていくということがより日吉津村全体にやはり人が来てくださるようなきっかけになるのではないかと考えています。ここに人がたくさん来てくださることで日吉津村全体がやはり経済も含めて元気になっていくということを一つの目的として、一方で、村民の皆様へ憩いの場として整備するというのがありますけれども、その2つの軸でこの整備を進めているものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 議会の視察の中で南幌町に行ったときに、今の来年行われます芝生広場に造る予定の屋根つきの遊具が入ったところ、町内の方の利用は10%ですね。あと90%は町外。当然利用料は違います。町内の方は安い。町外の方は高い。

そういうところで今回の提案であります利用料の設定について、どういうふうなお考えでやられますか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。このたびの、今回の議会に提案させていただきとります海浜運動公園、都市公園条例の中になりますけども、この中で有料公園の利用料についても改定の提案をさせていただいております。その中で、近隣の施設等の利用料等も見据えたところで料金改定を行っているところでございます。

あわせて、村民の皆様については、全体的に村外利用と比べて低い価格に設定をさせていただくような提案をさせていただいております。半分か、もう少しぐらいになるというのが全体的な傾向かと思っておりますけれども、そのように村民の皆様になるべくたくさん御利用いただけるようにということで提案をさせていただいているところでございます。

また、現在検討中の子育て交流拠点のこちらの利用につきましては、現在プランを策定しているところでありまして、こちらにつきましてはより幅広い皆様に気軽に利用していただきたいという観点から、利用料のほうについては現在のところ頂かないというような方向性で検討を進めているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 子育てプランの中で、今現在、未満児さんを今2か所で預かっていただいとるところでございますが、ちゅーりっぷのほうは、今吉の東の集会所のところ、こっちは上の二の公民館の遊具を使っておられます。この感じでいきますと、全て無料ということに、申込みなしでですか。申し込みしてから。どうですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。これ今のところですけども、申込みなしで、いつでも来ていただいて利用いただけるような場所にしていきたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 財政のほうのことでちょっとお伺いをいたします。431沿いの開発がほぼ終わりましたですね。落ち着きまして、あれについて新規の財源、来年度の予算につけての影響というのはどれくらいありますか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。建物につきまして、評価は済んでるということでございますけれど、現段階でこれが幾らというのはちょっと申し上げれないということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） やはり幾らかでもプラスになっていただければねと思います。特に今問題になってるのが、この大きい事業をして、大きい起債を立てて、その今の財政が悪化するんじゃないかというふうに心配される方も多いので、そういったところもうちょっときちんと説明してあげて、これ全部が一般財源ではないでしょうから、補助金がどれぐらい出て、自分とこの手出しはこれぐらいですと、それを何年かけて返しますというようなところも日々説明してあげていただきたいと思います。

それでは、ちょっと視点を変えて、うなばら荘のことについて心配されている方がおられました、議会懇談会の中でも、あそこ今の新しいところとの契約はどげんなっとうだちって話で、何か全然手がついてないけど、いつまでもあれができません、これができませんで引っ張られて、最後には何もせずに逃げられえへんだあかというやな心配をしとられますが、総務課長、契約に、前は3年たったら、何もせんかったら更地に返せというような条件がありましたけど、そういったものがありますか。どうですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。状況につきまして担当課長から御説明申し上げます。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

うなばらの土地についてですけれども、旧うなばら荘の土地についてですが、普通土地賃貸借契約のほうが30年の契約となっております。賃料としましては35万4,000円、月額なんですけれども、営業開始までは10分の1というところで、営業開始あるいは令和8年の1月1日までは10分の1というところで減免をしているところでございます。

それから更地返還があるのかということでございますけれども、一応契約期間が終了しましたら更地での返還ということで契約を結んでいるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 来年の1月から正規に取るという話を聞いてますが、その辺りはどうですか。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

現地の職員さんも採用されて、施設周辺の整備も少しずつ始められておるところを聞いております。

また、レストラン等、ボイラーのほうがなかなか修復、修繕の見込みが立たないというところ

で、レストラン営業だけでもスタートできたらということで、年明けの3月あたりにでもスタートしたいというような意向は伺っているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 教育長にちょっと伺いたいと思いますが、今、箕蚊屋中学校の在り方について話題が出てますけれども、いろんな話がありますけども、要するに子供たちをどうやって育てるのかという、どういう環境でどうやって育てればいいのかというところが一番大事だと思いますけど、教育長の考えだけをお願いいたします。

○議長（山路 有君） 加藤議員、質問項目の中にならば荘も箕蚊屋中学も入ってないので、この1、2、3、4の項目ありますけども、この内容で質問をしていただければというふうに思いますけども、もし教育長のほう多少なり答えられることができれば答えていただきたいと。

奥田教育長。

○教育長（奥田 和弘君） 加藤議員から、日吉津村の子供をどのように育てていく考えなのかというような御質問いただいたのではないかなと思っております。

私自身、現在の状況、そういったような背景を基に教育を考える。また、このことについては学習指導要領にも、その背景に基づいて今の教育の在り方というのは定められているところでございます。

そういったような状況を踏まえまして、日吉津村の子供たちをどのように育てるのかという部分につきましては、やはりこの激動の時代、21世紀の時代に生きる力を確かに育てたいなという思いを常日頃思っております。

例えば2点例として挙げますと、以前も派遣のことでちょっとお話ししたことがあるんですが、多様な人々と協力して課題を解決する力、例えばインバウンドの時代、外国の方もたくさん来られます。そういったような方と、誰とでも協働して課題を解決する力が今の子供には必要ではないかなと考えとります。

それからもう1点例を挙げますと、学習指導要領の趣旨としましては、学力のことなんですけども、知識、技能を確実に身につけ、それから思考する力、判断する力、表現する力が求めがあります。この思考、判断、表現が非常に重要であると思っております。要は子供たちが自分で考えて、判断して、行動できる子供たちにしなければいけないというような子供たちを育てたいなと思っております。といいますのも今朝も朝のニュースを見ておりますと、青森の地震の中でSNS上でいろいろな偽の情報があるので注意してくださいというようなことで報道もなされております。そういったようなことも鑑みますと、SNSの情報の波の中で子供たちは情報と出会

って、判断して、自分で適切な行動を取るということが求められているのではないかなと思います。そういったようなことで、学習指導要領の例を挙げながら御説明させていただきましたが、そういったような力を義務教育段階等では重視して子供たちを育てていく必要があるのではないかなと思っているところでございます。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で加藤議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 2番、松田悦郎議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。最初に、健康長寿の取組について伺います。

超高齢化社会が到来し、この課題解決に向け健康長寿の社会づくりが急務とされ、日吉津村も健康寿命の地域社会実現を目指すべきと考えます。

2月1日はフレイルの日であり、現在フレイル予防は社会福祉協議会に委託され、転倒予防教室などで実施されております。

フレイルには目の老化予防のアイフレイルや聞き取る機能予防のヒアリングフレイル、口腔予防のオーラルフレイルなど多くのフレイルがあります。心身の変化や社会面、環境面など様々な要因が重なり合うことにより、フレイル状態になることが言われております。

介護保険が開始から20年以上経過し、団塊の世代が75歳以上になる2026年以降に向けて、いかに高齢者の健康寿命を維持し、介護に頼らない健康な生活を続けられるように支援していくことが重要であります。

中でもヒアリングフレイルとは、聞き取る機能が衰えることで心身の活力の衰えも進み、認知症、鬱病などのリスクが高まることが懸念されております。

そこで、健康的に生きる意欲につながり、社会性を維持しフレイル進行を防ぐのに村としての支援拡充の取組と、中等度難聴の方への補聴器購入費用の補助事業などを検討されたい。

次に、不登校防止の取組について伺います。

最近、新聞報道の中で文科省が公表した2024年度の児童生徒の問題行動・不登校調査結果が掲載されておりました。内容は、鳥取県内の不登校生徒数は前年度比109人減の2,044人となっている中で、特に6年生が多いと報告されております。不登校については、全ての小学校で真剣に考えていると思います。

そこで不登校の児童生徒を早期に学校に復帰してもらい、将来の自立を目指す取組が行われていますし、また保護者に対して多くの支援事業を行っていると思っております。ただ、不登校となった児童の保護者の気持ちになると、いたたまれない気持ちになります。しかし、その原因が分かればその対応策ができますが、なかなか簡単にはいかないのが現実であると推測しております。原因は児童の心の深いところにあるように思いますが、子供にしか分からないのが余計に複雑にしているように感じております。

鳥取県教育委員会は、件数の減少に見逃しがなかったのかなど、いじめ防止のための基本方針を見直す考えもしております。

そこで、村でも起こり得る不登校対策とその防止策について伺います。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、松田議員からの一般質問にお答えをしてみたいと思います。

大きく2問いただきました。1問目が健康長寿の取組について、そして不登校防止の取組についての御質問でございます。私のほうから健康長寿の取組について答弁させていただいた後、教育長のほうから不登校防止の取組について答弁を申し上げたいと思います。

まず、健康長寿の取組について、フレイル対策についての御質問でございます。

このフレイルといいますのは、加齢に伴い筋肉、筋力といった身体的部分や、あるいは気力、活力といった精神的部分が低下していく状態のことを言い、適切に予防や治療を行えば高齢期でも健康の維持や回復が可能な状態でございます。

このフレイルを予防するためには、栄養、運動、社会参加、この3つが大切だと言われております。栄養、バランスよく食べること、運動、体を動かすこと、社会参加、人とつながること、この3つの柱が重要であると言われております。

本村におきまして、75歳以上の人口というのは徐々に増えてきている状況でございます。このフレイル予防等の普及啓発活動や運動、栄養、口腔等のフレイル予防などの現在の取組について申し上げますと、まちの保健室、このたびは11月から12月にかけて自治会ごとで実施してきたところでございます。職員が各自治会公民館に出向かせていただきまして、フレイルの啓発と、あとは今年は社会体育の担当職員も一緒に出かけまして、体力づくりを目的にニュースポーツに触れていただくようなことも行いました。ボッチャの体験を各自治会で行ったというものでございます。それからかがやき学級の中でまちの保健室を開催させていただき、フレイル予防啓発を行ったり、あるいは七福会の中でこの啓発や健康相談を行ったりというようなことを実施し

ています。

また、議員からもありましたけれども、この高齢者フレイル予防の一環として健康づくりや仲間づくりのきっかけを広げる一般介護予防事業を社会福祉協議会に委託をして実施しています。令和7年度は、一般介護予防事業でフレイル予防教室と認知症予防教室に取り組んでいるということでございます。

また、補聴器購入費用の補助等についてということでございますけれども、本村におきましては、この難聴への適切な対応が介護予防の観点からも重要であるというような考えに立ちまして、令和4年度より障害者手帳の該当とならない中程度難聴の40歳以上の方に向け補聴器の購入費の補助事業を実施しております。3万円を上限に補聴器本体の購入費の半分の補助する制度でございます。

今後でございますけれども、フレイル対策の啓発に努め、引き続き高齢の方たちが住み慣れた地域において安全に継続して生活、安心して生活していただけるよう、日吉津村地域包括支援センターなど関係機関と連携して専門職による高齢者の健康管理と生活相談の機会を増やして支援を行ってまいりたいと考えています。

また、潜在的にフレイル状態、健康無関心であるとか、あるいは閉じ籠もりがちであるとかいった方々に対しまして保健指導を実施し、適切な予防サービス等に結びつけていくため、ハイリスク者の拾い出し方法を鳥取県後期高齢者医療広域連合の協力も得ながら検討してまいりたいというふうに考えています。

また、今年度まちの保健室で取り組んでいるスポーツ、ニュースポーツの運動でありますとか、あるいは今年敬老会でもお越しいただきました、津山市からお越しいただいて講義をいただいたわけですが、こうした取組も参考に、皆さんが歩いて通える身近な自治会公民館などを会場とした、また自宅でも気軽に続けられるまくれん体操を実施して、フレイル予防の取組をより一層強めていきたいと、強化していきたいというふうに考えております。

以上で健康長寿の取組についての答弁とさせていただきます、この後、不登校防止の取組について教育長から答弁を申し上げます。

○議長（山路 有君） 奥田教育長。

○教育長（奥田 和弘君） 松田議員の一般質問にお答えいたします。

御質問いただいたのは、不登校防止の方策とその効果についてでございます。

今年度を実施されました文部科学省の調査によりますと、昨年度の小・中学校における不登校児童生徒数は35万3,970人で、前年度から7,488人増加しており、過去最高となりました。

小学校で見ますと、全国では13万8,000人、児童全体の2.3%。鳥取県におきましては653人、県内児童全体の2.39%と、全国の出現率を上回る結果となっております。

このような実態の背景といたしまして、学校以外での学習を広く認めた教育機会確保法の成立や欠席した方が安全と判断する場合、学校に行かなくても欠席扱いとならなかったコロナ禍の影響が指摘されております。近年は、深夜までのSNSを利用する等の生活リズムの乱れが原因となるケースが増加しております。

次に、本村の状況でございます。本村における児童の不登校の状況は、人数をお示しいたしますと個別具体のお話になってしまいますので人数はお示しいたしません、出現率は全国、県の半分程度となっております。

次に、本村における取組で成果につながっているもの6点御紹介させていただきます。

1点目は、福祉保健課との連携でございます。5歳児健診の教育相談を本村の指導主事が担当しておりますし、福祉保健課さんとの連携で進めさせていただいております。このことにつきましては、小学校入学前から児童及び家庭への支援につながっているところでございます。

2点目は、保・小連携の充実でございます。小学校5年生と年長児の交流を定期的を実施しております。交流していた小学生のお兄さん、お姉さんが小学校に入学すると待っている、小1ギャップの解消につながっていると考えているところでございます。

3点目は、教育支援センターぷらっとルームの設置でございます。外ぷらっとは学校に通学するのに困難を感じていらっしゃるお子さん、内ぷらっとは学校に通学できるのですが、授業のスタートの心と道具の準備に時間が必要となるお子さんに対応できるように配慮を行っているところでございます。

4点目は、スクールソーシャルワーカーの配置です。お困りのお子さんに寄り添い、原因、対応をケース会議を開きながら情報供給を行い、学校の組織対応に結びつけているところでございます。

5点目は、学習支援員の配置でございます。やはり学校生活は授業が分からなくなることが教室に入りにくいことにつながるケースは多うございますので、それらを未然防止することができると考えて配置を進めております。

最後は、柔軟な教科担任制でございます。より多くの職員が一人一人の子供たちに関わり、複数の大人が、教員が関わる体制づくりをつくっているところでございます。

最後でございます。最後に、今後の取組の方向性についてお話をさせていただきます。

日吉津村の取組は不登校出現率の低下につながっていると現状考えておりますが、引き続き取

組につきましましては継続して取り組んでいきたいと考えております。

しかしながら、児童、家庭のニーズは多様化、複雑化しており、現状の対応が最善かどうかは常に見直す必要があると考えております。今後につきましても児童、家庭に寄り添いながら子供たちの学ぶ機会を確保していきたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 健康長寿の関係から、今先ほど村長から難聴の方への費用を出しとるよということで、40歳以上の方、3万円を限度として半額を支給するという事でお聞きしています。

これに間違いはないと思うんですが、今朝聞いてましたら新しい集音器なるものがこの耳の関係で発売されるということで、かなり、テレビでやってましたけども、これちょっと高額になると思うんですけども、それも引き続き対象にできるかなと思ってますんで、ひとつよろしく願いいたします。

先ほどフレイル予防について、村長のほうから、歩く、しゃべる、食べるという、このフレイル予防のことを言われましたが、当然これを中心に予防されると思うんですが、この辺の具体的な、歩く、しゃべる、食べる、これの3つの具体的な考え方についてちょっとあれば伺いたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。このたびまちの保健室のほうでも、食べること、それから体動かすこと、また集まってくれ、交流していただくことなどについてを主眼に行ったところでございます。

詳細につきまして担当課長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えいたします。

フレイル予防の具体的な考え方ということで、村長からもありましたまちの保健室を今開催させていただきました。議員も御参加いただきまして、ありがとうございました。その中でニュースポーツということでポッチャを取り入れてさせていただいたところがございますけども、大変盛り上がりまして、結局それでスポーツができるということと、それからチーム戦でございますので、チームの中でお話ししながら、あと個人でも考えながらということで、大変効果があった

のかなと思っておるところです。運動ができて、コミュニケーションが図れるということでございます。

そして、その中で栄養面ということでは、栄養補助食品のプロテインでございますけども、それを試飲いただきまして、骨も大変重要でございますので、カルシウムとたんぱく質と一緒に取って骨を強くするというのも必要だということでの話をさせていただいたところでございますが、その栄養と運動と社会参加、人とつながることの3本柱ということでこのたび開催したところでございますけども、それに加えて、村長の答弁もありました、今後は津山市さんの参考にして、まくれない体づくり、それを小さい単位でどんどんできるようなことができればなと思っております、それが運動と人と会うということにつながりまして、その中でプラスの栄養についても助言ができるようなことができればなと考えてるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 今の3つの関係は、この間、まちの保健室、私も参加しましたけども、ポッチャして、最初は誰もが難しい顔しましたけど、最後になったら本気でやりましたけども、ああいう本気でやるのが本当に、いろんなことしゃべりながら、歩くというか、運動したのは非常によかったなと思って、私も初めてやったんですけども、最後に本気になってやりましたけども、本当面白かったです。あれは最高でした。

次、今言われました、日吉津村が推奨されてます転ばない体操の関係なんですけども、百歳体操もあるわけですけども、これうちの自治会の老人会でも1月の中旬頃、今予定、やろうかなと思っております、今社協と打合せをしとりますけども、この辺の関係につきましては各自治会なんかでもやられると思うんですが、これの普及についてはどのように考えておられますか。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えいたします。

今後のまくれない体体操です。これにつきましては今もですが、介護予防の事業の観点で社協のほうに委託してるところでございます。その中で今後に対応していけたらなということで調整はしてるところでございます、主は社協のほうで今年はお話しされてるということでございますが、そちらで引き続き進めていければなと思って考えてるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 補足して答弁させていただきます。

今、矢野課長答えましたように社会福祉協議会が主導をして最初の指導等には加わらせていただきたいと思っておりますけど、これをできるだけその地域ごとで、やはり自主的な運営といえますか、

それぞれ集まっていたいただいてやっていただくということに持っていければというような考えでいるところがございます。分からないことはどんどん社会福祉協議会なり役場なりに尋ねていただいて、そのバックアップはしっかりさせていただきたいと思います。最初のうちはやっぱりなかなか分かりませんので、しっかりとその辺は一緒に取り組ませていただきながら、役場や社会福祉協議会の職員がいなくても自分たちでやっぱり集まって、これが継続していく、それが長く続けられるというようなことを目指していますので、その辺りはぜひ地域の皆様方でいろいろ役割分担とかも出てくるかもしれませんけども、そこを一緒にやっていただくのもこれが社会参加につながるというふうに思っていますので、ぜひ取組を進めていただければうれしいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 今の体操は、これは社協が中心にやるなのか、役場の方でも言え  
ば来て指導されてくださいますでしょうか。どうなんでしょうか、矢野課長。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えいたします。

指導につきましては、社協さんのほうで専門の方がいらっしゃるの、そちらとっておりますけども、こちらでできることがあれば対応はしていこうかなと考えていきます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ちょっと話がずれるかはしませんが、フレイルをちょっといろいろと勉強するというか、資料を見とったら、令和3年3月に作成されました高齢者健康福祉計画というのがありまして、それをずっと、一字一句じゃないけど、ぱらぱらぱら見てまして、フレイルという字が出てこんかなと思って見ましたら、1か所だけ記述がありまして、その記述がちょっと分からないところあるんで、ちょっとついでに教えてもらいたいと思うんですけども、その中、早期かつ適切な保健事業につなげるためアウトリーチ型のフレイルチェック及び専門職による保健指導を行うというふうにあります、これは一応まちの保健室の関係なんですか、ちょっと分かったら教えていただきたいなと思いますが。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えいたします。

そのアウトリーチですとか健康の保健指導ということでは、当然まちの保健室も入ってくるわけでございますが、村長の答弁でもありました中で後期高齢者医療と連携するということがございましたけども、それは全く健診も病院もかかっておられない方とか、それとか前病院かかって

たのに、今全然かかっておられないとか、そういった方の情報を把握しまして、そういった方が本当に健康なのかということを考えていくというところで、そのアウトリーチというところにつながるんですけども、そういったことを含めて、全くどうしておられるか分からない方に、何というんでしょうかね、訪問して、その人の状況を確認して対応していきたいと、フレイルだったら、それでその予防教室とかに通っていただくようなことで進めていきたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ちょっとみやすいようで難しい話になったんで、いまいち、一つも分からない。また後から個人的聞きます。

それからこの間テレビ見てましたら、堺市のほうでこのフレイル予防を、フレイル予防は高齢者が主体だと思うんですけど、その中に子供も参加しながらやっとなった画面が出てましたけども、日吉津はこういうのを、子供も含めてフレイル予防なんていうのは考えてはおられるんでしょうか、どうなんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えいたします。

フレイル予防でお子さんと一緒にということですが、最初は、フレイルにならないということのリスクのある方、そういった方を対象にしていくという考えでありますけども、その中では子供たちと一緒に運動もするというようなことも視野に入るのかなと思っておりますので、今後の展開の中で関わりを考えていきたいなと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最後ですけども、データヘルス計画というのが村にあるですけども、この中で見てましたら、国内の平均寿命は男が81.09歳だとか、女子、女性は87.13歳、健康長寿も男性は72.57歳、女性は75.45歳、それで日本は世界一の長寿国として84.46歳というふうに書かれております。

そこで、いろんな場面、場面でよう聞くんですけども、村内の直近の平均寿命と健康長寿について分かれば教えていただきたいなと、それとあわせて、過去その両方の平均寿命、健康長寿の日吉津村としてはどれぐらいの目標設定なのか分かれば教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 難しいな。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ちょっと今手元にデータがないので、また後ほどお示しをさせていただきたいと思っておりますけれども、ちょっと少し前に見た記憶がございます、その中では女性の方は非常に県内でも高かったというような印象を持っています。男性の方は平均的だなかったかなと思うんですけども、そういった健康長寿につきましては、そのような数字ではなかったかな。また後ほど提示をさせていただきたいと思っております。

この数字を幾らに持っていくかというのは、ちょっとその計画のほうにどのように書いてあるかということもありますけれども、これ健康でしっかり長生きしていただくというのがやはり非常に目指すところでございますので、そのために今、体を動かしながら集まってもらって、交流もさせていただくというような取組を始めさせていただいているところでございます。ぜひ皆様に参加をしていただいて、そういった場で健康づくりをしていただくということがこの健康長寿の延伸につながるものだと思っておりますので、ぜひ皆様が取り組んでいただく、参加していただけるような取組にしていきたいというふうに考えとりますので、ぜひ皆様の御参加をお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 続きまして、不登校について、これの不登校についての質問というのは非常に難しい、言葉尻が変なところへ行っちゃまずいなという感じで、非常にちょっと神経を使っておるところでありまして、その辺でちょっと文言的にややこしいところもあると思っておりますが、まず、不登校の定義というものがあると思うんですけども、この定義と、ひきこもりとか、登校拒否か、こういうのがあるんですけども、これの違いについてが分かれば教えていただきたいなと思うんですが。

○議長（山路 有君） 奥田教育長。

○教育長（奥田 和弘君） 不登校に関する御質問をいただきました。

まず定義でございますが、文部科学省は、不登校を何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものということで定義がなされております。

登校拒否との言葉の違いはというような御質問もいただいたように思いますが、もう既に30年ぐらい前から登校拒否という言葉が出始めて、登校拒否してるわけではないというような変遷を経て、今、不登校という言葉に変わりつつあるのではないかなと考えているところです。以上でございます。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） この不登校についての定義は、文科省がですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、ひきこもりの定義については、厚生労働省がやっておるんですね。これはどれが違うんでしょうか、文科省と。同じようなことだと思うんですけど、片方じゃ違う省がやっとなるしということですが。

○議長（山路 有君） 奥田教育長。

○教育長（奥田 和弘君） ひきこもりと不登校の定義の違いについて御質問であったと思いますが、厳密にはひきこもりの定義というのをちょっと確認が正確にはできてないもので、改めてちょっと確認は。

○議員（9番 松田 悦郎君） 定義じゃなくて、厚生労働省と文科省と分かれています、何でこれ違うのかなと、同じようなことなんどと思って、それからです。

○教育長（奥田 和弘君） その辺り背景がちょっと確認ができてないもので。

○議員（9番 松田 悦郎君） そうですか。

○教育長（奥田 和弘君） 現状そのような状況です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。これ所管が厚生労働省と文部科学省ということで、不登校については文部科学省が所管をしていて、ひきこもりということについては厚生労働省ということでございますけど、これやはり福祉的な観点でこれを捉えているということだと思います。やはりなかなか社会に出れないということが、短くて出られ、早期の解決につながればいいんですけど、これが長期化したりしますとやはり様々な支障も出てこようかと思えますということが言われています。そういった中で、これを社会としてどう解決していくのか、どうフォローしていくのかということについては、これは学校に通う学生、生徒だけではなく、大人というか、全ての年代にわたってこれは対応していく必要があるというような認識から厚生労働省が全体の所管をしているというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） よく分かりました。ありがとうございました。

それから、この不登校問題について上げたのは、最初、言いました、この新聞報道なんですけども、その中の記事は読まれたと思うんですけども、その中で不登校の問題なのは隠れ校則だよという、隠れ校則なんていうもの、ことが出てきまして、ああ、日吉津村も小学校でも校則なんてあるかなと調べたら、なかなか出てこなかったんで、これがあるのかないのか、その辺をちょ

っとお聞きしたいということで、この隠れ校則についてちょっとお聞きするんですけども、これはどっかの大学の教授が言っとったと思うんですけども、これは不登校の原因の一つで理不尽なルールがありますよと。これ6つありますよということで言われましたが、その中で私が特に注目したいのは、給食の配膳時間を競う配り切り競争をさせるという校則やら、学習の授業態度を5点満点で教員が毎日評価、オール5目指して競わせるということやら、自主勉強や宿題のノートは埋め尽くし、埋め方をポイント制で評価するなどが、これちょっと注目して3つ見たんですけども、こういう隠れ校則があるということなんですけども、この日吉津村に校則はどうなのか、それとあわせて、この今言いました隠れ校則ですね、この辺についてはどのように考えて、どのように思われますかなというちょっと質問です。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 松田議員の御質問にお答えします。

日吉津小学校において子供たちが隠れ校則等、あるいは隠れ校則という名前でやり取りがあったことは今まで一度もありませんが、ただ、競争が苦しくてとか、その学習の中、あるいはそれ以外の学校生活の中における優劣等が、それが問題になってちょっと学校に行くことが難しいなというふうなことは今まで伺ったことはありません。隠れ校則というふうな視点での確認等はこれまでしっかりしてきてないので、絶対ありませんと胸を張って言えるものではありませんが、そういった子供たちの負担があるかどうかということは教職員と一緒に子供たちには寄り添って対応はしてきてますので、そういった視点も含めながらまた確認は進めていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） その中で、今最初に言いました日吉津小学校には校則というのがありますかどうかなんですが、どうなんですか。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 松田議員の御質問にお答えします。

小学校全体、教育でこういった子供たちを目指したいというふうに教育目標は定めておりますが、校則はこうというふうに生活を限定している、定めているものはございません。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 大体にこの基本的に校則なんていうのは必要と思われませんか、どうなんでしょうか、次長。課長。いいです、いいです。

○議長（山路 有君） 奥田教育長。

○教育長（奥田 和弘君） 先ほどの校則は必要であるかというような御質問だったと思うんですが、今現在、例えばICT機器等が学校に導入されると何らかのルールを決めなければいけないというような局面も出てきたりして、少し前だと思うんですが、日吉津小学校では、子供を交えて自主的にルールを決めるとか、そういったようなことで、ぼんと先生方から下りてくるルールばかりではなくて、使い方であるとか、そういったようなことは自主的に考えていくという視点も生かしながら学校生活で決まり等を守っていきこうというような雰囲気も出て、醸成も出てきているというようなところで御説明させていただければと思います。以上でございます。

○議員（9番 松田 悦郎君） 終わります。

○議長（山路 有君） 以上で松田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで休憩を取りたいと思います。再開は、10時40分から再開したいと思います。それでは、暫時休憩に入ります。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

通告順3番、前田昇議員の一般質問を許します。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。一般質問をさせていただきます。

今回、大きく分けて2つの項目について伺っております。

1点目が村政への村民参画の場の確保をとということであります。

本村は、言うまでもなく、平成の合併のときに住民投票の結果を基に単独村政を選択してまいりました。それ以来、参画と協働の村づくりを特に進めようということ、それを言わば条例に定めるという意味合いで自治基本条例を定めております。それ以来、16年経過をしております。

自治基本条例については、村政の基本ということで、村当局のほうもいろんな場面で啓発は努めておりますが、ただ、この自治基本条例の中には、やはりまず第1に、役場の村民への説明責任あるいは情報提供ということが前提として語られておまして、そういった点で見ますと施行後16年を経て、果たしてその理念が実践されているか、多少疑問を感じざるを得ない面が見受けられますので、そういった点を今回改めて質問という形で伺いたいというふうに思っております。

具体的に4点ほど上げておりますが、この総合計画がちょうど7期の中間点に差しかかっておりまして、既に村民に対するアンケート調査なんかが実施されておりますが、より具体的にこの総合計画に村民の方の意見を反映するというふうな観点でのそういった場がつくられておりますでしょうか。地方創生の総合戦略についてもこれに併せて検討するということでありましたので、そういった点からも非常に重要な場面を迎えているというふうに思いますので、その辺の村民参画の場をどう確保されるかということをお願いしたいのが第1点目です。

自治基本条例の中に、特に日吉津村の自治基本条例で他の自治体から時々御指摘いただくのは、人権の問題として子供の参画というのが明確に書かれていると、この点は工夫をしたいところだという、言わばプラスの評価をいただいておりますが、そういった点でこの自治基本条例に基づく村づくりへの子供の参画の場というふうなものはどのように確保していくかということになります。

もう1点は、これも従来から伺っておりますが、男女共同参画計画の見直しがどうもあまりうまく進捗してないように見受けられます。これについても、以前にも伺っておりますが、まずはその審議会の開催状況はどうか。その計画をかなり長く放置したままになっとりますが、そういった点で村民の意見集約をどのように、あるいは村民の方の御意見をどのように反映していくのかということなんです。

それで、それぞれを考えるに当たり、やはり自治基本条例の具体的な実践について村の職員が研修すべきではないかというふうに思っております。従来から研修会は開催されてるとは伺っておりますが、単に字面の研修ではなくて、自治基本条例を本当に自分たちの仕事の中でどう点検するかということで、研修の場が、あるいは検討の場が必要だと思いますので、そういう点はどうなってるかということで、以上4点を質問としては上げております。

次に、大きな質問の2つ目ですね、海浜運動公園の再整備と運営ということになります。

これはもう既に先ほども同僚議員からもいろいろ質問が出ておりますが、海浜運動公園のリニューアルについては、今年度既に1期工事が着手されております。その後、新年度は指定管理に基づいて運営されると伺っておりますが、そういった状況。それから来年度には子育て交流施設が従来の芝生広場に整備される予定ですが、その辺についての整備内容がどのように決定されるのか。概略は示されておりますが、より具体的な検討が必要なんではないかと思うので、改めて伺いたいと思います。

その観点で3つの細かい質問を上げております。

まずは次年度からの指定管理について、村民・利用者にとって従来の村が直営に管理しており

ます方法とどういった点が変わるのか、メリット・デメリットあると思うんですが、その点について改めて伺いたい。

それから管理棟がビジターセンターに変わるということですが、これはソフト面でも機能が変わるということだと思いますが、そういった点はどのように変わっていくのか。

それから3点目について、来年度の2期工事ですね、芝生広場におきます子育て交流拠点施設が中心であります。それについては10月に説明があったわけですが、私の記憶だと、その時点でもいろんな意見が出ておまして、それを基に11月にまた説明会を行う旨の答弁があったように記憶しているんですが、11月には特にそれはなかったと思うので、今後、工事についての発注までにどのように村民の方に説明とか、あるいはソフト面も含めた意見聴取をされるのかということをお伺いしたいというふうに思っております。

以上、大きな2つの点につきまして答弁をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 前田議員からの一般質問にお答えしてまいりたいと思います。

大きく2点御質問でございます。1点が村政への村民参画の場の確保について、2点目が海浜運動公園の再整備と運営についての御質問でございます。

まず、1点目の村政への村民参画の場の確保をという御質問でございますけれども、その中で1点目、総合計画・総合戦略策定における村民参画の場をいかに確保していくかという御質問でございます。

こちらにつきまして現在、第7次総合計画の後期計画の策定に向けて作業を進めているところでございます。令和7年の2月に村づくりに関するアンケートを実施したところでございます。18歳以上の村民の皆様800名と、あと中学生、高校生50名のいずれも無作為抽出にアンケートを配付し、回答をいただいたところでございます。調査項目としては、日吉津村の住みやすさなどについてやこれからの村づくり、村づくりの満足度と重要度、あるいは自由記述となっているところでございます。この中で大変多くの御意見いただきました。特に自由記述の中でも多くの意見をいただいて、これにつきましては回答、それぞれまとめを村ホームページでも公開をさせていただいているところでございます。

総合戦略の関係で申し上げますと、令和7年の8月29日、今年の8月でございますが、地方創生の推進会議を開催いたしました。産学官金労言士という各関係の皆様に出かけていただいて、この地方創生の推進について確認をいただく、御意見をいただく場でございますけれども、この

中で今年初めてグループワークの形式で開催をさせていただきました。村民の皆様も中にはもちろんいらっしゃるし、その中で4つのグループ、基本目標が4つございますので、4つのグループに分けて、第2期総合計画の振り返りについて各担当課長から説明を行った後に、それぞれのグループで意見交換を行ったものでございます。そしてこの中で出た意見につきましては、各班の発表をもって全体での共有も図ったところでございます。こうした場面での村民の皆様からの御意見も踏まえ、現在、第7次総合計画、それから総合戦略は第3期の総合戦略になりますが、これを策定作業中でございます。これを一つにしていってはどうかという方向性で今進めているところでございます。

状況といたしましては、9月にいただきました御意見を基に各課での役場内でのワーキング会議を開催しています。前期計画の成果や問題を整理したり、あるいは5年後の目指す姿、今後の方向性、それから総合戦略と、総合計画を一体にしていく中でKPIを新たにどのように設定していこうかというような協議を行っているところでございます。

また、そういったことと並行しまして、11月には、先月でございますが、村民球技大会がございました。この中でソフトバレーボールがトレセンであったわけですが、その中で大会参加者やその御家族や自治会の応援団の皆様にご協力をお願いして、日吉津村の10年後こうなったらいいな、あるいは心配なことはこんなことだというようなことを向うワークショップ、掲示をいたしまして、そこにポストイット、付箋でこんなことがあるよというのを書いていただくような形式で御意見をお聞きしたところでございます。

第7次総合計画の後期計画に向かいますと、これまでそういった場で御意見をいただいているものを今、役場の中でどうしていこうかというところをもんでいるような状況でございます。今後、それを生かしつつ、この策定を進めていきたい。

今後のスケジュールにつきましては、審議会を開催するわけですが、その前に村民の皆様にご参画いただく熟議のような場所を、機会を設けてはどうかということ考えています。そうした場を踏まえた後に審議会を開催し、計画案について確認、御意見をいただき、御審議をいただくというようなスケジュール。その後にパブリックコメントを実施していきたいというふうに考えているところでございます。できれば3月の議会には上程できるように準備を進めていきたいというふうに考えています。

次に、村づくりへの子供たちの参画の場をいかに確保していくかという御質問でございます。

毎年、自治基本条例推進委員会の皆様にお世話になり、日吉津小学校6年生の自治基本条例説明会を実施していただいています。役場での各課での取組や議場での自治基本条例の学習、また

村政に対する質問や要望などを通じて、子供たちが村づくりに関心を持つための一つのきっかけとなっているというふうに考えています。

また、村内団体の取組といたしまして、小・中学生とその保護者の皆様によるポテトキッズという団体もできております。ここでは小・中学生が主体的に参画する中で、地域食堂でありますポテト食堂の開催や野菜作り、ふれあいフェスタなど村のイベントへの参加など積極的な活動を行っていただいています。村といたしましてもこういった取組しっかりと応援していきたいと考えておりますし、これからもバックアップを行っていききたいというふうに思っています。

中高生では、中学生サークルスパークルバルブス、それから高校生サークルのバディといたしますが、こちらの団体が自主的、主体的に様々なボランティア活動やイベント開催にも取り組んでくれています。今年はヴィレステひえづの10周年記念だったわけですが、その中で行われたドリームコンサートの中においては入場係と物販を担当、スタッフとして一緒にイベントをつくり上げてくれました。また、盆踊り花火大会でも今年も協力をしてくれました。当日のみならず、事前準備や花火打ち上げ場所の後日のごみ拾い等も行ってくれました。そのほかにも自主企画によるイベントやチューリップマラソン、村民運動会など村の多くの行事に参画をして地域を盛り上げてくれています。こうした取組が村づくりへの関心や村づくりへの参画に確実につながるものと考えています。

こうした取組が継続され、また新しい取組が生まれてくるよう村としてきっかけづくりを行ったり、あるいは村民の皆様の取組をしっかりと今後も応援をしていきたいというふうに考えています。

次に、男女共同参画計画の見直しについて審議会や村民の意見集約についての御質問でございます。

こちらにつきましては、令和4年度に男女共同参画に関する村民の意識調査を実施しております。対象者960名、無作為抽出をし、回答率は41.4%ということでございます。昨年度この取りまとめ結果を審議会に報告するとともに、2月にはヴィレステひえづにて男女共同参画講演会を実施し、その際にも、これは審議会だけではなく、一般の皆様もお越しいただいたわけですが、その中でも意識調査の取りまとめ結果を報告し、御意見をいただいたところでございます。講師には鳥取県男女共同参画センターよりん彩のほうからお越しをいただいて、講演会の中ではワークショップも行い、どうすればしきたりや慣習が改善されるのかだとか、女性の経済的自立に向けてはどんなことが必要かなどについて議論を深め、様々な御意見をいただいたところでございます。

そうした過程を経て、時間はかかっていますが、今年度素案を作成し、現在パブリックコメントを12月16日まで実施をしています。村民の皆様からの幅広い意見をいただければというふうに考えております。このパブリックコメント終了後、このいただきました御意見を集約し、審議会を開催する予定としています。そこでの御意見、審議会での御意見、審議を踏まえ、この第3次日吉津村男女共同参画計画を策定とさせていただきたいというふうに考えています。

次に、自治基本条例推進のための村職員の研修の場はいかにという御質問でございます。

自治基本条例の中では、第17条になります、職員は、村民の幸せを願い、村民生活の向上と村民サービスの充実を目指して、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと、また職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならないこと、また自らも地域の一員であることを認識して、村民と協働し、村づくり活動に積極的に参加するよう努めなければならないことが定められています。こうした職員のスキルアップを図ることを目的とし、職務、職階に応じて必要な知識や技能を習得するため、県の職員人材開発センターでの研修も活用しています。

自治基本条例の推進に関しましては、令和5年度に自治基本条例についての職員研修を実施いたしました。自治基本条例の目的や参画と協働の村づくりについて研修をしたところでございます。また、令和5年度、6年度には様々な研修、コンプライアンス研修であるとか、情報セキュリティ、人事評価、男女共同参画等の研修も行ったわけですが、この中におきましても自治基本条例にうたわれている職員の役割と責務、これをしっかりと確認した上で研修を行っているものでございます。

また、地域の一員として村づくりに参加できるよう、職員はコミュニティ支援スタッフとして各自治会に七、八名ずつ配置しています。自治会の求めに応じて役員会等へ出席して話合いに参加したり、自治会の活動に参加させていただき、場合によっては支援したりということを行っています。

定期的に様々な研修の場面等で自治基本条例のこの基本的な考え方の研修も取り入れながら行っていきたいと思いますし、また職員の持つ業務の中で村民の皆様の意見を聞いて参画につなげたり、あるいはまとめていくこと、これがやはり一番の職員の力になっていくというふうに思いますので、そういったところも意識しながら進めていければというふうに考えています。

次に、海浜運動公園の再整備と運営についての御質問でございます。

1点目の指定管理になると村民・利用者にとって従来の直営管理とどのような点が変わっていくのかという御質問でございます。

指定管理制度の導入に当たりましては、民間の専門的な知識、技術、ノウハウ等を活用するこ

とでサービス向上が図られることを狙いとしています。具体的には、直営管理ではなかなかできなかったイベント企画であるとか、あるいはキャンプ場での体験メニューの提供、施設のPRなど民間事業者のアイデアやノウハウを生かした運営や自主事業により施設の利活用の幅が広がり、結果的に利用者にとってより快適に楽しんでもらえる空間になることが期待できるものでございます。

また、予約や支払いに係る利用者の利便性の向上が図られることが上げられます。これまでは申込みは電話または来庁で行っていただき、事前に予約金の支払いをしていただいていた。次年度からはシステム導入してネット予約が可能となり、支払いについてもクレジット払いに対応するため、していく予定としておりますので、村民の皆様含めた利用者の皆様にとって利用しやすい環境が整ってくるのではないかとこのように考えています。

また、キャンプ用品をはじめレンタサイクルなど様々なレンタル用品を充実させ、満足度の向上を図ってきたいというふうに考えています。

2点目で管理棟がビジターセンターに変わるが、その機能はどのように変わるのかという御質問でございます。

現在の海浜運動公園の管理棟、今改修工事中であります。こちらに観光情報等の情報発信の場と利用者や村民の交流の場という2つの機能を追加し、ビジターセンターとして再整備を図っているところでございます。観光情報等の情報発信の場としては、村内の観光情報やお店の情報、日吉津村についての紹介コーナー、日吉津村ライブラリーを設置し、キャンプ場を訪れた方に対し日吉津村の魅力を伝える機能を備えてまいりたいというふうに準備をしております。また、施設内にはレンタサイクルを用意し、そこで得ていただいた情報などを基に村内を巡っていただけるような環境も整備していくこととしております。また、利用者や村民の交流の場としては、ビジターセンター内に利用者の方々がくつろいでいただけるようなラウンジ機能を整備し、利用者の方や村民の方が集まって交流が生まれるような環境を目指してまいりたいというふうに考えています。

最後に、来年度の2期工事について村民への説明と意見聴取はいかにという御質問でございます。

第2期工事につきましては、来年度の計画を進めているところでございますが、10月の11日と15日に子育て交流拠点施設整備方針案を基に今回の整備予定施設と村内既存施設との位置づけや検討している整備内容についての住民説明会を実施いたしました。住民説明会には35名の方に御参加いただき、いただいた御意見につきましては村ホームページにも掲載をしています。

説明会の際に実施したアンケートからは、海沿いをランニングしている人を見かけるので、そういう人たちが気軽に使えるといいであるとか、松林を使って遊べるなど今ある自然を生かしてほしい、遊具の安全点検や維持管理が大変だと思うが、子供たちがいろいろな遊びができるとうい、小川等の水に親しむような整備を検討してほしい、あるいは様々な世代が健康づくりや休息、憩いの場として使えるレイアウトが必要というような様々な御意見をいただいたところでございます。

整備内容についての民間事業者の意見を聴取するために10月6日から10日まではサウンディング型市場調査を実施し、工期をはじめ予算と整備内容のバランスなどについて事業者視点での御意見をいただいたところでございます。

住民説明会でいただきました御意見、それからサウンディング型市場調査から上がった声を基に、ただいま第2期工事、子育て交流拠点施設の実施方針、募集要項等をまとめており、12月中の公開を目指しているところでございます。

募集要項が固まった段階で住民説明会を開催する予定でありましたが、スケジュールが若干遅れているところでございます。今後、募集要項を定めた後に整備内容について御報告する住民説明会の実施を予定したいと考えております。

以上で前田議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 1問目の質問をいきたいと思います。総合計画につきましては、くどいようですが、前回も聞いたんですけど、現在の第7次の総合計画が非常に、コロナ禍でもあったために村民の方の意見とかワークショップを、従来結構回数を重ねてつくった経験がありますが、この7次に当たってはあまりそういう場面はなくて、出来上がったものが、一概には言えないかもしれませんが、基本構想、基本計画でいうと14項目に絞られて、20ページほどにここ記載されております。従来その前の第6次におきましては、同様なところでいいますと35項目あって、冊子についても60ページぐらいなってるということで、前回も強調したんですけど、結局、村民の人から見ると、この今の計画内容はあまりに大ざっぱで、本当に自分の関心のあるテーマがどの程度村が、あるいは村民と協働してやるのかというのが見えないという感じだと思います。

例えば、後で説明しますけども、男女共同参画については、人権のところ本当に1行、2行入れてあるだけで、その男女共同参画をどのように進めるかというのは、ここで見ると、別に総

論は間違っていないんですけども、具体性が全然ないんですよ。

それとか、以前も指摘しましたが、農業振興、これだけ農業の問題がクローズアップされ必要な場面において、いわゆる商工と一緒にページにつくられているというふうなことで、したがって、5年ごとの基本計画については、この7次総合計画は、これはもう議決したものですけども、具体的な各施策については、よほど改めてひもとして検討すべきだというふうに考えておりますので、その点についてはぜひその方向でお願いしたいと思うんですが、それに当たって、先ほどの答弁だと、結局、総合計画、総合戦略を見直しますよということで、一般村民の方がお互いに意見交換をしたり、経験を話し合うようなそういう場面はつくらないということにうかがえるんですが、そういった場面は必要なんではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、現在、役場の担当課のほうでこの後期計画に向けてのこれまでいただいた意見を基にどうしていこうかという検討を行っているところでございます。それをまとめを行った段階、またはまとめを行いつつになるかもしれませんが、村民の皆様にお集まりをいただいて審議会の前に意見をいただくような、熟議をしていただけるような場を設けたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） そういう、当然それ必要だと思います。それは自治基本条例の村民の参画ということで当然なんですけど、従来はそれを、例えばイメージ的には10人の一グループを4つぐらいつくって、そこに職員も入って、村民の方と3回、4回と話し合うと。

何でそこにこだわるかということは、村民の人が1人、自分の意見は意見とあっても、やっぱり同じ村民同士で多様な意見があるということの中にその村民の方が入るということで、失礼な言い方ですけど、視野も広がるとか、自分の興味がなかったテーマが自分にも関連があるということが分かるわけですね。そういうことがこの顔の見える日吉津村ならではの取組だったわけですので、その点をぜひ踏まえて、いま一度どのようにすれば納得感のある計画がつけられるかということまずは役場の中でそのプロセスを検討していただきたいと思います。

その際に、実際問題、この間の職員の振り返りとか、あるいは実施計画ですね、毎年見直します総合計画に基づく実施計画を見ますと、ホームページには令和5年までしか載ってないんですよ。令和6年は載ってないということなんで、その辺もどうなのかと。本当に村民に情報提供する上では必要なんではないかということ指摘したいと思います。

一方、この行政経営方針というのが、これは7年度が載っとります。要するにこれからの方針ということですね。その方針を見てみますと、度々でくどいようでなんですが、ここの最初の人権社会の尊重の中に男女共同参画のことは一言も触れてないんですよ。今年こそきちんと計画書をつくり直すというふうなことが、なんか全く触れてない。そういった点でいうと、やっぱり役場の中のその辺の協議も改めてしっかり見直していく必要があるんじゃないかと。今年の方針ですからね。今年の方針に一言も触れてないというのは、ちょっと違和感を感じます。

それで一方、協働の村づくりの推進ということでいいますと、ここに書かれている内容ですが、参画と協働の一つとなる村民からの意見をホームページ等で広く募集しますということで、これ募集されたかどうか分かりませんが、ホームページで募集するといっても、よほど何か村に言わなきゃと思ってる人以外はそもそもそこに目が行かないし、なかなか意見を出せといっても出ない。ですから先ほど言ったように、総合計画の見直しの時期ですよということで、多様な方に集まっていたいて、役場が情報提供して、多様な村民の人がお互いの意見も聞き合うというふうな場面を、ぜひそれは場をつくっていただきたいと思います。その辺については、この間、先ほど説明しました令和5年までしかホームページに載ってないあたりの点についてはどのように捉えておられますでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。議員おっしゃいますように、やはり村民の皆様にかけていただいて、いろんな御意見をいただけるような場づくりというのは、ぜひともこれは必要なことだと思っていますので、ちょっと今回は、1月になろうかと思えますけども、この総合計画策定について集まっていたいて御意見をいただく場を設けたいと思っていますし、またほかの案件につきましてもぜひ今後もこういった場づくりを心がけて行っていきたいというふうに思います。

先ほどの公表の関係につきましては、総務課長のほうから答弁申し上げます。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

6年度の総評についてホームページへの掲載ができてないという御指摘でございました。確認させていただきますして、早急に対応させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） たくさん聞きたいことがあるけど、時間がないので、男女共同参画の見直しについては審議会に相談をされたということで、審議会の委員さんは今男女ごとに何

人いらっしゃるんですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 担当課長のほうから答弁いたします。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えします。

現在、手元に資料ございませんので、確認して報告させていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 審議会の方をなっただくというのは、皆さん忙しいですから、あるいは難しいテーマでちょっとという人も経験上あります。けども、そこにこそそういう方に、いろんな多様な立場の方に入っただかかないと男女共同参画の理念が伝わるということはないですね。残念ながらですね。だからその辺をしっかりと役場としては審議会のメンバーの方を確保して、さらにその審議会の方に男女共同参画というのが難しいことじゃなくて、日々生活の中であることだということはどうやって御理解いただいて、むしろ意欲を持っていただくかということ、ほかの審議会にも関わるんですけども、そういったことを職員がまず心がけていかないとなかなか共同参画ということが進まないというのが実際かなと思います。日吉津村は顔の見える関係がありますから、職員と住民の方の接点があれば、そういった点で協力いただけるということもあると思うんで、そういったことを、あんまり時を置かずしっかりと取り組むことで村民の皆さんにも男女共同参画の趣旨が伝わっていくということで、さっきの総合計画も一緒ですけど、そういうふうに思いますので、そういった点をしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

先ほどの意識調査が、4年度に意識調査ができて、その結果を今年の2月に私も参加して伺いましたけども、2月から今年度はその後の状況が全く見えないという状況ではやっぱり村の取り組む姿勢が問われるんじゃないかと思うんで、ぜひそこは努めていただきたいと思います。

あわせて、その職員の研修ですが、多様な研修がたくさんあって、職員も仕事が忙しくてということもあるかと思いますが、自治基本条例の研修が、令和5年度に職員研修をしたと。令和6年度はしてない。あるいは令和7年度はどうなってるかということで考えると、コミュニティ支援のことも出ましたけども、セットのもので、ぜひともいま一度自治基本条例の趣旨を、これは条例立てるときに結局、役場職員については義務規定なんですね。村民については努力規定になっとなります。一時期村民にも義務を課すのはどうかという御意見を当時いっぱいいただいたんですけども、そうでなくて、まずはやっぱり役場がこの小さな自治体を運営するために汗を

かきますというふうな姿勢でこの自治基本条例はできておりますので、そういった点をやっぱり私は実践のある方を呼んで、関係の委員さんも一緒に、あるいは我々も一緒に改めて日吉津村の自治基本条例を見直すような研修会を独自にやるべきだというふうに思っておりますが、その点について、村長、どのように感じておられますでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。自治基本条例の研修に関しましては、先ほど答弁いたしました、5年度にやっておるということでございまして、その後も様々な研修を行う中で、やはりその土台となってるのは職員の自治基本条例も踏まえた取組姿勢だということでございますので、そういったところは根本としてお話をしながら様々な研修を行っているというのが現在、毎年なるべくこの自治基本条例についても研修をしていこうという姿勢の中での取組でございます。

また年度も改まってまいりますので、その際またどういった研修をしていくことが必要かということを検討していきたいと思っておりますし、その中でもこの自治基本条例について改めて職員に認識を深めるような研修も考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 自治基本条例については、うちの自治基本条例をつくる時に大いに参考にさせてもらった一つが兵庫県、今は朝来市になってますが、旧生野町です。全国で町村では2番目だったと思いますけど、つくられたのがですね、ただ、議会も盛り込んだのでは全国最初の町村レベルの自治基本条例です。当時その生野町は、総合計画でもかなり注目される実践がたくさんあって、住民自治もすごくあるし、コミュニティ活動も盛んだということで、その関係の方に当時来ていただいたり、職員さんに来ていただいて研修をして、自治基本条例につながる取組を御紹介いただいた経緯があります。

現在は合併して朝来市になつとりますが、朝来市に合併なって、改めて朝来市の自治基本条例をつくって、10年目の年ですね、に議会も職員も各課で自治基本条例が実践できてるかという点検がされて、場合によっては条例を改正するんだということで1年間取り組まれております。結果的に条例の改正はなかった。必要ないということでなかったんですが、実践の面では各課でそれぞれの仕事の仕方とか取組について反省がされたということで、これは我々議員も一緒に、そういった10周年を迎えるときに改めてそこを振り返るという取組は我々も参考にすべきというふうに伺って帰ったんですが、要するに総論的な話を幾らしても当たり前のことしか書いてないですから、そうでなくて、自分たちの仕事の面でどうか、あるいは新しい住民自治のためにど

うかというふうなことをやっぱりキャッチボールできるような形で研修しないと身にならないふうに思いますんで、先ほど村長は来年度でもということでしたけども、本当に早急にそういう場面をつくっていただきたいというふうに思います。

自治基本条例推進委員会については、先日、小学校6年生の説明会があって、小学生がいろいろな質問をしてる場면을ケーブルテレビで拝見しましたが、その質問については、その後の村としてはどのように扱うということになるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。基本的には、この議場を使って、いろいろ小学生6年生から御質問もらって、答弁をさせてもらいました。これ去年までは質問と答弁という形だったんですが、今年是要望という項目も新たにできまして、質問と要望というのも出てきました。その6年生が思っているいろんな気持ちも聞いたわけでございます。その一つ一つについて、やはりどうしてこうかという具体的に今申し上げることではないんですけども、やはりこういった思いが子供たちも持っているんだ、生活する中でこういった思いがあるんだということをややはり頭に置きながら検討を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） その小学生の質問とか要望については、例えばまとめてホームページなんか載るんですかね。どうですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 今のところそこ、ホームページで公表までは行ってないというところが現状であります。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） その辺りが結局、子供の参画ということだと思いますと、少なくともそういった貴重な意見や要望に対して、その後、次のステップを何かしら用意するということが必要なんではないかなと思いますが、どうでしょうかね。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。これ今は、近年はちょっとないんですけど、ちょっと前まで学校に出向いて行って、これも6年生だったんですけど、いろんなグループでこんな政策、施策をやってはどうかみたいな発表をしてくれる場面がありました。

その中で一つ提案があった、この村内をどうやってきれいにしていっていいか、ごみのない村にしていっていいかみたいなので提案をいただいて、そういったのは実際に村のながらごみ

拾いということだったりとか、プロギングやってみましようみたいなところで実際に事業というか、取組にしていっていったというような経緯もございます。そうしたことで、ぜひ子供たちの意見も次につなげていければというふうに考えています。

公表するかどうかにつきましては、やっぱり学校の授業の一環というところもありますので、その辺り相談をしてみる必要もあるかなというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 学校にとっても、もうケーブルテレビで流れてることですので、そんなに問題はないと思いますが、結局言いたいのは、子供の参画といったときに、単に授業の一環なのか、いや、そうじゃなくて、そこの意見は貴重な村政に対する提案だということで、それをどう扱うかということは、これは受けた側の責任にあることなんで、ぜひ少なくとも、もちろん全てができるというもんじゃないわけですけど、こういった意見が6年生から出た。こういう要望が出た。それに対して、こういうふうに工夫しますとか、先ほどのながらごみ拾いも、こちらが採用したというよりは、そういう意見を基に村政が一步前進したということをやっぱり分かるように示していただきたい。それがやっぱりいわゆる子供の参画ということですから、それをしないと参画ではなくて、単に子供たちの勉強に付き合いましたというふうな話になってしまうので、ぜひお願いしたいと思います。

時間はありませんが、全国にはそういう子供の提案の子供自身が議論して、例えば年間50万円予算を組んでるんで、その50万円の予算をやりくりして、子供たちが議論して施策を考えるというようなことを、例えば秋田県の遊佐町あたりは何年間かやっております。例えばそういった事例もあるわけですので、そこまで言うと子供議会ということになるかと思うんですけど、そのため、そこにまで行かないにしても、自治基本条例に基づく説明会であれば、当然その後の扱いを村としては工夫をしていただきたいというふうに思います。

そういった方向で、少なくともホームページに出た意見を紹介するぐらいは、これはぜひやるべきことだと思いますので、よろしく御検討いただきたいと思います。

次に、海浜公園であります。今度ビジターセンターができて、先ほどの村長の答弁ですとイベント企画とか、体験メニューとか、そういったものを期待しているということですが、このビジターセンターには例えば何人ぐらいの方がスタッフが常駐するのか、あるいはそういった点については指定管理に当たった条件とかイメージというのはあるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

今の指定管理については、現在、事業者の募集中で、選定委員会を来週予定している状況でございます。具体的内容については、その提案の中で出てくるかというところもありまして、現在細かい人数の配置ですとか、どういう体制でそこを運営していくかというのはこれから条件としましては詰めていく段階にあらうかと思えます。

ただ、今想定しておりますライブラリー的な扱いでありますとか、観光情報を発信していくとか、そのような場所を運営していくということになれば、やはりスタッフが常駐して対応していくというのが望ましい在り方ではないかなということをおもっております。

また、レンタサイクルとかレンタル用品なんかも充実をさせていくような考えもございまして、そういうことを見ましてもスタッフの常駐というのは必要になってこようかと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 細かくは議案の関係もあるんですが、年に200万円を予算化されてるということでいうと、200万円の要するに指定管理料の中に入るという中だったらそんなにたくさんのスタッフが配置できると思えません。もちろん指定管理者がしっかりほかでもうけて配置するということは期待される場所ではありますけども、その辺りをもうちょっと何か村の形を具体的に示していかないと、いわゆる民間の経験を生かすといいながら、従来の直営で村民の方が交代で、要するに短期雇用で入っていただいて、その中でたくさんの赤字が出てたというわけではないですので、そっちのほうがよかったじゃないかと、村民も利用しやすかったじゃないかということになりはしないかなというふうにちょっと思ったり、感じておりますので、もう少しその辺、まだ募集要項が決まってないということですが、よくその辺を考えて、住民の方によく説明をする必要があると思えます。

それで一緒くたみたいな話になりますが、来年の2期工事ですね、2期工事の完成後は結局これも同じ今回の指定管理の中で管理するんですか、別の管理者を募集するんですか、その辺どうなんですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。その部分については、ちょっとまだ未定でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） ですから、何かその辺が我々から見てもどこまでもいろいろ管理料が要ってくるんじゃないかという不安があるわけですね。

今回、結果的には子育ての交流拠点施設を3案が1案に絞られたんですけども、それに対する村民の方の意見、いろいろあると思います。了解した意見もあると思いますが、でも結局、ホームページに掲載されてる内容見ますと、いわゆる屋内型に対する期待がすごくあったが、結果的にはそれは排除された。それに対する村の答弁は、維持管理費が非常にかかるというのが2つのうちの一つの理由になってますが、苦言みたいなことで恐縮ですが、維持管理費が想定せずに3案が出てたのかという話ですよ。維持管理がかかっても有料の施設というのが他県にもあって、そんなにグレードアップしたもんが必要かなというのは個人的には思ってたけども、ただ、村民の人からいうと屋内型の小さな子供さん連れが自由に歩ける場所があると思って期待したけど、結果的には弓ヶ浜公園なんかにも近いような形になったということの意見があったんですけど、その辺についてどのように取られているか、村長、最後にその辺の答弁をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。最初に3案を示させていただいてということで、その中で屋内型という提案もさせていただきました。これはやはり村民の皆様から非常に要望もあった、声もあったということで、一つの案として検討の候補として示させていただいたわけでありまして、並行して、いかにコストが抑えられるか、コストがかかるのは想定されますし、その中で抑えていく工夫ができるかということも検討してまいったわけでありまして、この建物を一つ管理していこうということになると、やはり運営コストの面で非常にかかるということところが、これが毎年の負担になってくるという部分で、このたびについてはそこは採用できないというような方向性で示させていただいたわけでありまして。実際のところ、そういった場所ができると本当にいい場所になるでしょうし、希望、そういった思いも持っていたわけでありまして、同時にお話をさせていただきましたヴィレステのほうにもこの広場があったりするので、こちらも使っていただきたいというような思いもありますし、その両立を図りながらコストを下げていくというようなところで、このたびそういった方向性を示させていただいたということでございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） ヴィレステと比べて考えるということであれば、当然村民の方の利用ということだと思っので、議案の中にもありますが、村内と村外と料金が違うというのは技術的、理解はします。そっちはいいと思っんですけど、キャンプ場、そこ分けるというのは非常に技術的にはいろいろ難しさがあるんじゃないかという思ってるんですけど、その辺もまた伺

いたいと思いますけども、とにかく改めて村民の方が本当に気軽に利用できる公園ということ、それをまずは最優先に考えながら、村民が楽しめる公園を交通の便のいい日吉津だから村外の人  
も併せて利用していただくと、そこに交流が生まれるというふうな考え方で、順番はやっぱり村  
民優先というふうな、村民の方にどう使っていただくかということを第一に考えていただきたい  
ということで、そういった要望を出して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で前田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで昼休憩に入りたいと思います。再開は、午後1時から再開します  
ので、同議場に御参集ください。それでは、休憩に入ります。

午前11時40分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

通告順4番、齊田光門議員の一般質問を許します。

齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 失礼します。1番、齊田でございます。大きく2点、村内の道路  
網整備の状況は、それと公立義務教育学校の創設化をという大きく2つの項目で質問させていた  
だきます。

まず、村内の道路網整備の状況はでございますが、私も先日、ちょうど味屋の手前の交差点が  
あります。431で米子のほうに向かっていく軽自動車と、女性が運転していました、目の前で、  
431側、米子から村道に向けて右折する車と、信号がどうか分かんなかったんですけど、接触  
というか、かなり揺れて、女性は結構、救急車に乗せられて行かれましたけど、やはりあれは田  
んぼだけだったら何も見えません。何か、例えば店屋とか今増えてますので、そういったものの  
注目をして信号を見ない、見ずままに行ってしまうとぶつかってしまうというのが結構あると思  
います。目の前で見ましたので、かなり衝撃でした。

日吉津村内の建築土木、今の事業は海浜公園の再整備、それと旧うなばら荘、日吉津村の社協  
並びにデイサービスセンターの改修などが現在施工検討されております。

日野川右岸道路工事の早期完成にて、今ありますイオン・アスパル・431の北側商業施設な  
どが隣接しており、商業スペースであるがゆえに車両に対する道路網整備が431号交通渋滞で

交通事故などトラブル発生の打開策や村道役場線の交通量の減少として期待されているところでございます。

そういう現状の中ではございますが、5項目ほど質問させていただきます。

まず、村内の富吉北地区計画がこの3月に完成いたしましたして、いろいろ駐車場の出入りとか、割とスムーズな段階で渋滞もなくなってる状況ではございますが、交通網の問題点がいろいろ出てくるかと思えます。例えば右折の信号がないとか、そういったことも含めて問題点が今現状としてあるものを、求められてるものを提示してやってください。

それと2番目として、431号、これ村道の1号線、そして2号線の交通網の問題点も聞かせていただきます。

その他、村内の交通網の問題点等々を質問させていただきます。

4番目でございますが、これは県の事業、日野川右岸道路の、今年といいますか、もう12月で、あと1月、2月、3月でどれぐらいの工事予定があるのかということ現状を教えてくださいたいと思います。

あと5番目でございますが、いわゆる高規格道路のいろいろパターンも示されまして、村民の意見を聞いたところでございますが、現状、先日も11月にまた決起大会も毎年行われております。3パターンありますけど、いろいろそういった内容が決まる、決定されるものがあればまた現状を教えてくださいたいと思います。

それと、2番目でございますが、この公立義務教育学校の創設化をでございますが、これはいわゆる今、箕蚊屋中学校の組合立の廃止、それと事務の委託等々あります。

そういった中で、現状の日吉津小学校と箕蚊屋中学校、日吉津村在住の方の生徒を公立義務教育学校として日吉津村内に開校することができないものかと考えます。

これ鳥取県の日野郡日野町は令和5年、おとどしになりますが、4月に根雨小学校、それと黒坂小学校、日野中学校を閉校後、統合させまして、日野町唯一の町立学校であります公立義務教育学校である日野町立日野学園を設立させています。当時、その当時ですね、全校児童生徒数111人。これは1年から9年生にて開校記念式典が行われました。学校運営協議会設置、そしてコミュニティ・スクールなど、初級は1年から4年、中級は5年から7年、それと高等としまして8年生と9年生の3ブロック制にてスタートしております。

4つほど質問させていただきます。

現在の箕蚊屋中学校、これ日吉津村在住生徒の人数、それと全体に対しますその日吉津在住の生徒の割合、これを教えていただけたらと思います。

それと昨年、令和6年からでしたが、箕蚊屋中学校の米子市の負担金が増額が、一気に上がっております。当初は、ほぼ、5年までは1,000万ぐらいの状況でありましたが、それが6年になって1,700万、それとこのたび2,000万を超えております。そういったアップになっておりますが、それに至った理由といたしますか、原因、それを質問させていただきます。

それと先ほど申しましたが、公立義務教育学校の創設はできないものだろうかということも含めて質問させていただきます。

大分日吉津小学校も年数たっておりますので、4番目として、老朽化した日吉津小学校校舎の増改築をされるのか、そういったことも含めて質問させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 斉田議員からの一般質問にお答えをしまいたいと思います。

大きく2点御質問がございました。1点目が村内の道路網整備の状況について、2点目が公立義務教育学校の創設についての質問でございます。

まず、1点目の村内の道路網整備の状況についてでございますが、そのうちの1点目、富吉北地区の改築計画が完成をし、その後の交通網の問題点についての御質問でございます。

こちらにつきまして、富吉北地区の開発につきましては、まちづくり計画であります地区計画の計画段階から村、公安委員会、開発事業者と共に区画道路の配置、幅員、交通安全施設等の検討を行い、商業施設の開発工事に併せて開発事業者の負担により区画道路の整備が実施されました。開発区域外の村道富吉線と村道2号線の交差点より北側は、大型商業施設のオープン後の交通量の増加が予想されたため、交通安全対策として交差点の北側にポストコーンによる狭窄区間を設置することで速度抑制対策を実施しているところであります。令和7年3月にホームセンターカインズホームが開店をしました。そのことにより地区計画区域内の商業施設が全て開店し、交通量は非常に増加しているものと認識をしています。今後も道路の混雑状況や交通事故等の状況を注視しながら、必要に応じて交通安全対策等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、国道431号、村道1号線、2号線の交通網の問題点ということございまして、次のその他の村内交通網の問題点ということも併せて答弁をさせていただければと思います。

まず交通網として、村道二本松日野川線、これが通称1号線でございますけれども、この村道二本松日野川線と村道富吉線の交差点、それから村道大道下線の交差点の交通事故、物損事故が多い点というのが一つには上げられるかと思っております。両交差点ともに村道二本松日野川線側には

一時停止規制の止まれがありますが、これがなかなか守られない方もあり、出会い頭の交通事故につながっているものと考えています。公安委員会には取締りを強化していただいておりますが、村内の道路における交通事故及び一時停止違反件数が多い地点となっております。

次に、住民の方の声として、国道431号の日吉津西交差点において右折しにくいとこのことが上げられます。二本木方面からカインズホーム方向、北側に右折をして進入する際に、信号機に右折用の青矢印が未設置でありますので、混雑時は右折できる車両の数が少ないという状況が出ております。直進レーンまで影響が出るなど今後の状況を見守りながら、公安委員会に右折用青矢印の設置要望も検討したいというふうに考えております。

それから村内も含めてということでございまして、1点目は、基幹道路であります国道9号及び国道431号は、通勤時間帯の朝方、夕方に米子市街地方面が渋滞となっております。この原因は、一級河川日野川に橋梁が少なく、山陰道、国道9号、国道431号に交通が集中していることが考えられるところであります。

2点目は、国道431号の日吉津交差点、セブンイレブンの角のところですが、の右折レーンの混雑であります。皆生方面から役場線に入るところでありますけれども、信号機に右折用の青矢印は設置されていますが、青矢印の時間が短いため皆生方面から役場方面への右折レーンが朝方の通勤時間帯に混雑をしており、直進レーンまで滞留している状況が見られます。

もう1点は、同じく国道431号の日吉津交差点、同じ交差点ですが、村道役場線のイオン側のほうから皆生方面への右折レーンの休日を中心にした混雑でございまして。この信号機には右折用の青矢印が設置をされていないのが現状であります。

1点目の幹線道路の渋滞対策につきましては、この後の御質問にもございまして米子一境港間の高規格道路の早期完成が一つの解決策になるかというふうに考えています。高規格道路への通過交通等の分散化が図られ、有効な渋滞対策となるものと考えております。引き続き関係機関で連携を図りながら高規格道路の早期事業化、完成を目指してまいりたいと思います。

2点目の国道431号の日吉津交差点の役場方面に向けての右折レーンの混雑につきましては、右折の青矢印の時間を長くすれば直進レーンの青の時間が短くなりますので、混雑状況等を注視し、公安委員会と有効な対策を協議していきたいというふうに考えています。

3点目の村道役場線、イオン側から皆生方面への右折レーンの混雑につきましては、右折用の青矢印の設置について公安委員会に要望いたしましたが、村道役場線の右折レーンが短く、右折できる車両が少ないことから大きな効果が見込めないということで設置に至っていないというところでございます。

そのほか全体的な課題としましては、集落内の住宅密集地の道路が狭い、幅員の狭い道路が多く残っているというようなことでありますとか、あるいは交通網を構成する村道が老朽化をしている、全体的に老朽化をしていて、この長寿命化を図るためにはやはり定期的なメンテナンスが必要になって、事業費もかかってくるというのが全体的な課題として認識をしているところでございます。

続いて、県の事業であります日野川右岸道路の本年度の工事予定や現状について御質問でございます。

今年度は、引き続き用地買収を行い、令和8年、年明け1月から3月にかけて米子市側と日吉津村側の用地測量業務を予定されているところでございます。今年度の工事は予定されておられません。

12月時点での進捗状況につきまして、詳細設計については完了をしております。工事は着手したばかりですので、数字としては実績として上がってこないという状況でございます。用地買収は、50%程度が終了しているというふうに聞いています。

完成の時期についてでございますが、この12月5日の鳥取県議会での一般質問の中で平井知事は、令和10年代の半ばの完成を目指す考えを示されたところでございます。当初、令和10年度の完成を目指すということであったわけですがけれども、このたび令和10年代半ばの完成を目指すという考えを示されたということでございます。

来年度につきましても引き続き工事と並行して用地買収が行われる予定と聞いておりますので、引き続き県と連携して早期完成を目指して進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、高規格道路の現状について御質問でございます。

この米子一境港間の高規格道路について、国土交通省は、令和7年度、今年度計画段階評価を進めるための調査を実施を検討し、行っておられます。

国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会では、6月13日に広島市で開催をされ、道路整備の必要性や地域課題を認識し、政策目標や配慮すべき事項を踏まえ、東側ルート、中央ルート、西側ルート、3つのルート帯案が示され、了承されたところでございます。

これを受けまして、地域の皆様や道路を利用される方々から地域にとって望ましい案を考える際に重視すべきと思われる事項及び配慮すべきと思われる事項についての御意見をお聞きするため、アンケート調査が8月6日から9月30日まで行われたところであります。

9月14日には、ヴィレステホールにおいて日吉津村主催で米子一境港間高規格道路計画住民説明会を開催し、約80名の方の御参加がありました。

また、9月の26日から29日までの4日間、イオンモール日吉津で写真やイラストなどを展示し、分かりやすく検討内容を紹介するオープンハウスを開催しました。こちらにも多くの方が御来場され、御意見をいただいたところであります。

あわせて、事業所を対象にしたヒアリング調査を9月から10月に実施し、重視すべき内容、道路整備における環境に関する懸念事項や配慮事項、インターチェンジ設置時の配慮事項、道路整備に期待する事項、懸念事項の4つの項目について意見の聞き取りを行ったところでございます。

現在、国土交通省では、アンケート調査、オープンハウス、ヒアリング調査、住民説明会などで地域の皆様、企業、道路利用者の方々などからいただいた御意見の集約、集計作業中でございます。今後、その集計結果を参考にルート帯案の選定を進める予定とのことで伺っています。

引き続き関係機関で連携を図りながら高規格道路の早期事業化、完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、大きな2つ目の御質問で、公立義務教育学校の創設をという御質問でございます。

まず、1点目で現在の箕蚊屋中学校の日吉津村在住生徒の人数はと、それと割合についての御質問であります。令和7年度の箕蚊屋中学校の生徒数は全体で429人、そのうちの日吉津村在住の生徒数は112人でございます。割合にして生徒全体の26%を占めています。

次に、箕蚊屋中学校の運営に関する負担金、昨年、令和6年度分から負担金が増額をしている原因についてでございますが、令和6年度から新たにスタートした箕蚊屋中学校に係る事業としては、教育支援センターぶらっとホームの運営、それから財務会計システムの委託、コミュニティ・スクールの導入などが主なもので、こういった事業の開始が増額の要因となっています。また、令和6年度には校舎のトイレ改修が行われましたため、この工事費についても6年度については増額の要因となりました。また、令和6年度から中学校組合の運営事務に係る負担割合が見直され、これも増額につながっているものでございます。

次に、公立義務教育学校の創設についての御質問でございます。

この義務教育学校というのは、小学校、中学校とは違う新たに設定された学校で、1人の校長の下、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、系統性を確保した教育課程を編成、実施する学校のことでございます。

義務教育学校のメリットは、例えば中1ギャップ解消が期待できること、小・中交流の促進。自由なカリキュラム設定、これは新教科の創設や学習の前倒し等で特例が認められるためでございます。あるいは教科担任制の導入、小学校と中学校を併せて設立する場合には、校務の効率化

等が上げられるところであります。

一方で、懸念される点といたしましては、人間関係の固定化、それから先ほど申し上げた自由なカリキュラム編成を行う反面として、これを導入していない学校に転出入をする児童生徒へはその対応が必要となる点等が上げられます。

また、中学校は部活動がございますので、部活ができる環境整備が必要であるというふうに考えています。生徒が希望する部活動を設置することができ、チームとして活動が成立するか、また近年、部活動の地域移行が進む中、どれだけ受皿が準備できるのか、指導者確保ができるのかという点も懸念されるところであります。

本村において仮に義務教育学校を創設した場合、児童生徒数370人前後、学級数23学級規模の校舎が必要となってまいります。今の小学校の建て替えと併せて建築するとなると、校舎、体育館、校庭の規模が今の敷地には収まらず、新たな敷地を準備する必要が生じるということが想定をされます。

近年の義務教育学校の新設の状況見ますと、事例を見ますと、県外であります、建築費、建設費のみで、京都市、700人規模の義務教育学校では80億円、つくば市、1,000人規模になります、53億円、愛知県瀬戸市、1,100人規模の義務教育学校で64億円となります。いずれも本村での想定よりは大きい規模となりますけれども、日吉津村で義務教育学校を設置、新設するとなると、相当なこの施設の整備費と、建設費と、これに用地取得費や造成費、既存校舎の解体工事等も加わるので、非常に大きな工事となることが想定をされます。

これらの状況を踏まえ、現時点では義務教育学校の創設は考えておりません。

最後に、老朽化した日吉津小学校校舎の増改築についての御質問でございます。

現在使用している小学校の校舎は、児童が学習している教室棟は昭和36年、職員室等がある管理棟は昭和44年、理科室などがある特別教室棟は昭和57年、図書館棟は平成22年に建てられたものであります。

最も古いのは教室棟ですが、平成24年には外壁とトイレの改修工事、平成26年には耐震工事を行い、国の耐震基準をクリアしています。近年では、令和3年に校舎内部のモルタル部改修工事、令和4年にはエレベーター改修工事、令和5年にLED化と外壁塗装改修を行っています。

本村では令和2年に学校教育施設の個別施設計画を策定し、計画にのっとり必要に応じた改修を適宜行いながら80年以上施設を維持できる長寿命化を図って進めているところでございます。このことから必要に応じ修繕を行ってまいりたいと思っておりますが、当面は増改築の予定はございません。

以上、齊田議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問を許します。

齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 失礼します。まず、道路網整備の件なんですけど、富吉北地区等、431号、村道1号、2号、その他交通網に関しては、細かく説明をしていただきましたので、是正とか、いろいろ問題点を解決してやってください。

それと4番目の県の事業なんですけど、日野川右岸道路、これ全然全く動いてない状況であります。教育委員会も確認しましたが、ハゼの木も全くそれ以後解決もされてません。何かトラブルとかいろんなことがある可能性もありますけど、これは一つの県の事業ですので、事業が急速に進むように言ってやってほしいと思います。令和10年には完成ですので、最後、急激な工事の予定があると、なってくると思いますが、それまでにも少しずつ進捗するように県のほうへの指導もお願いいたしたいと思います。

それともう一つ、高規格道路の件なんですけど、これ3パターンありますが、正直、聞いた話でもありますが、A、B、Cありますが、Bの米子の市内を通る道路はあまり考えられてないということちょっと聞いております。そうしますと、431号を通る高架、金額的には一番張ります。それと内浜を通ります道路の計画、山陰道を通っていく計画なんですけど、これ村長として、もっと全面的に国とかに要望とか、もう日吉津村を通るように、国道431号を通るように訴えていただきたいと思いますが、そういった動きをしてくれということいろいろ村民の方から話も聞いております。そういったことに対してはどういう感覚をお持ちでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず、日野川右岸道路、県事業の関係でありますけれども、当初、令和9年の供用開始を目指しておられたわけですが、このたびこの事業が遅れているという答弁が先般、知事のほうからあったということで、令和10年代の半ば完成を目指すという、ちょっと後倒しになったという状況がございます。先般も要望会があって、私のほうからも県のほうには要望したわけでございますけども、早期の完成をいただきますように引き続き要望していきたいというふうに考えています。

それから高規格道路の関係でございますが、先ほど議員のほうから中央ルートはないのではないかなというお話があったわけですが、これは全くそういった話はないわけでありまして、今3案が示されていて、東側、中央ルート、それから西側ルート、3案あって、これの中で、いろんなことに配慮するべき点とか、こういったことメリットがありますよ等々を含め、踏まえ、

国のほうで協議をしていただいている状況でございますので、今の段階でこの案はもうないとか、この案に決まりそうだということは全く我々も聞いてないというのが状況でございます。全くフラットな中で検討されているというのが現状でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、村からの意見ということにつきまして、先般、住民説明会等も開催をして、様々な御意見をいただいたところでございます。そこでいただきました御意見の状況でありますとか等、国のほうのヒアリング調査というのが行われていますので、その中においても村としてこういったところに気をつけていただきたいとかいうことも含めてお話をさせていただいているというような現状でございます。まずは、この早期事業化を目指して一体となって取り組んでいきたいということで進めておりますので、御理解をいただければと思ひます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） この431号の慢性的な渋滞化なんですけど、やはりこれは生活道路と通過道路、いわゆる渋滞するのは高規格道路に期待するしかほかないと思ひますけど、それが例えばルートで別なルートになってしまえば、またずっと、もう将来永久的に渋滞化します。今までもいろんな431号の県としてもいろいろ対策を打ちましたけど、右折車線を造ってみたり、いろいろ考えましたが、全く効果がありません。本当に高規格道路に頼るしかないじゃないかなと今頭の中に思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあわせましてといひますか、右岸道路なんですけど、旧うなばら荘、4月にオープンの前定でございますが、今後、必ず延長としまして、日野川右岸道路の延長、431号から海岸までの延長の要望は必ず支障になってくると思ひます。これは何回も一般質問で質問させていただいておりますが、これ今年度の要望とかには予定されてないと思ひます。どんなもんでしょうか。部分的な例えば修繕の前定なんかもあればと思ひますが、いかがなもんでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。現時点でこの日野川右岸道路を温泉線まで延長させてという要望は行っていないのが現状でございます。現段階としては、まず先ほども申し上げました現在の工区について若干スケジュール感も押しているような状況もあるということですので、まずはそちらをしっかりと整備をしていただくようにというお願ひを申し上げたところでございます。温泉線のほうにつきましては村道ということでございますので、今、年次計画で舗装を進めてきているという状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） また質問させていただきますけど、国道431の渋滞化、これぞ

っと慢性的にあります。前も何回も質問させてもらってます。橋梁架設、これどっかに1個橋を架けないと絶対渋滞は逃れられません。今、本当新日野橋と旧、赤い橋ですか、皆生と2本ありますが、もう一本やはり皆生温泉を通して架けるとか、自衛隊道路を通して、ちょうど王子製紙の真ん中ぐらいに上がっていきませんが、また右岸道路もできれば交差する可能性も十分あると思いますので、そういったこともどんどん要望していただけたと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。現在要望している状況については、最初の答弁でお答えしたとおりでございます。今後の道路交通の状況等も見ながら、やっぱり必要なものについては要望していく必要があると思っておりますので、ぜひ皆様の御意見もお聞きしながら、こういったことが有効だろうということが定まってくれば、また要望活動を行っていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 恐れ入ります、毎年、国とか県に要望事項を出されてると思います。これ各団体からもいろいろ国とか県に要望事項出されておりますが、大体どういった内容を要望される、例えば予算要望とかをされてるのか、中身をちょっと教えていただけたらと思いますけど。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。道路の関係で申し上げますと、先ほど来お話に出ております岡山米子線のいわゆる米子一境港間の高規格道路の早期整備をお願いしますというのと併せて、4車線化の今工事が進んでおります。江府とか伯耆町とか、あっちのほうですけども、そちらの予算がつくような段階になってはいますが、これの施工を早く、工事を早く進めてくださいというような要望も併せてこの路線については行っております。

あとは、山陰道の関係ですね。東のほうでは北条道路なんかやっておりますけども、米子のところでは、米子南インターのところ、それこそ橋があつての前後のところですけども、ここが付加車線の工事を行っていただいとこですけど、ここも1車線になって、非常に米子に向かっていくときに朝晩を中心に混むというところですので、ここの付加車線、2車線にしていってほしいような要望もこちらの山陰道の関係では行っております。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） そうしましたら、次に、公立義務教育学校の創設化ではございま

すが、これ今、米子市からのいろいろ中学校の組合立化の廃止などなどのことについて提案がされております。ひとえに、すぐに例えば公立義務教育学校を設立するというのも大変難しい問題ではございますので、それも一つの案として考えていただけたらと思います。11月の22日の説明会にもありましたけど、長期的な感覚を持って、予算とかもいろいろ組んでいかなきゃいけない、もしやるとすればですね、そういうことも考えていかなきゃいけないと思いますので、その辺はよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（山路 有君） 齊田議員、もうちょっとマイク近づけて。声がちょっと入らないです。

○議員（1番 齊田 光門君） これは、今どうのこうの言ったところで、先々のことを考えなくちゃいけませんので、今、現実を考えることが必要だと思います。

それと、義務教育を発展させることによって、例えば事故とかトラブル、通学路ですね、自転車で通学の必要ありません、徒歩で通学すればいいことになりますので。あと、村内の運動会とか村内行事、並行して有効的に開催可能となると思いますので、そういったことも含めて検討はしてやってください。今すぐできる問題ではないと思いますので、一応お願いとして。

あと、そういった事業化をするにしても、どっちにしても予算化をしなくちゃいけません。今、村内の出身の国会議員さんがいらっしゃいますので、その辺も含めて、副大臣という大きな役付となっております。お願いすることも必要になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、これ1つお願いなんですけど、箕蚊屋中学校の今いろいろ米子市から提案されてる内容なんですけど、村長自身どういうふうを考えられ、どういうふうな先々、先々といいましても、これ11月に話が議会のほうは聞きました。先月ですね。今12月なんですけど、まだ1か月しかたってません。そして、開始するのが来年の4月からということですので、本当短期間で対応しなくちゃいけない問題ですし、早急にやらずにやらない問題です。負担金のこともあるんですけど、そういった内容も全部チェックしていただいて進めていかなきゃいけませんし、今ここで村長のどういうふうにしたいかという気持ちを聞きたいんですけど、中海テレビも流れてますので米子市の方も見られてると思いますので、また違う機会に村長自らその趣旨を語ってほしいと思いますので、その辺もお願いいたします。よろしいでしょうか、その辺は。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。箕蚊屋中学校の、この運営の体制をどうしていこうかという議論でございます。

これは、御案内のとおり、現在、日吉津村と米子市、この1市1村で中学校組合をつくって運

営を行っているということでございます。この現状に対して、近年、事務、学校に対するいろいろな業務も増えてきて、それが非常に事務的に負担になってきているというようなことが米子市のほうからあってございます。それに伴って本村も、米子市と負担金を日吉津村、どちらもが出しているわけですが、この負担割合、いかに増大する費用の中で考えていこうかという議論を3年、4年と続けてきているところでございます。その中で、いわゆるこの組合のパートナーを組んでいる米子市の側から、今の状況では、今後ずっと継続していくのは非常に負担が大きいというような相談があつてるところでございます。それに対して日吉津村としてどう考えるかということで、米子市とずっと協議、検討を重ねてきたところでございます。

その中で、やはり箕蚊屋中学校、日吉津の子供たちと、それから箕蚊屋、伯仙の子供たちが通う箕蚊屋中学校というのは、今後もしっかりと継続をしていきたいと思いますというのが基本的な考え方、ここでしっかりとしたこれまでどおりの教育であったり、学校生活が送れるというのがやっぱり一つの基本的な考え方でございます。私の考えとしまして、先ほど義務教育学校の話もございました。将来的にそういった検討はあるのかもしれませんが、やはりこの箕蚊屋中学校というのが非常にいい学校であるというふうに思っています。日吉津の子供たちがずっと9年間同じ子たちで固定、最初の答弁でも言いましたが、固定化されるのではなくて、ここで米子の同じ校区の子たちとも一緒になってその中で人間的にもやっぱり成長していくというのが、やはりこれは長年続いていることでもありますし、今の理想ではないかというふうに私は考えているところでございます。ここで子供たちの学習が変わらず行えるというのが大原則だというふうに思っています。ここをまずはしっかりと基本に据えているところでございます。

その上で、現在のこの負担をいかに軽減していくかというのを、一方のパートナーである米子市のほうからそういった意見が出ていく中で、やはり日吉津村としても、ここは真摯にお話をしていけないといけないという中で出てきたのが、組合ではなくて事務委託の方式に変えていこうという仕組みでございます。今は組合議会というのをつくっています。このことによって、日吉津村議会もありますし、日吉津村議会での議決で負担金の幾ら出すというのは予算化してもらわなければならないわけですが、それを使って、さらに中学校組合議会のほうでどういった運営をしていこうかというのを議決を採ってということで、要はこの部分が非常に、現状ではありますけれども、事務が多くなっている一つの原因だということで、ここを簡素化をして費用的にもそのことで削減ができるのではないかという考えでございます。その部分については、私としても、一つの負担の軽減、今、働き方改革というようなことも言われる中で、そういったことでありますとか、あるいは負担金の軽減ということも含めて、事務委託というのは一つの進むべき方向だというふ

うに考えているところでございます。

そういった中で、本当に皆様方には、これが新聞にもばんと出て、急な説明になって、心配になられたという方もありましょうし、順番としてどうだというような御意見もたくさんお聞きをしている中でございまして、そういったところにつきましては本当に反省するところも多いなというふうに思うわけでありまして、また今度、13日には、この説明会、前回いただいた意見も踏まえた御説明をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ皆様にお越しいただいて、この考え方について改めて説明をさせていただきたいと思っておりますので、皆様の御理解をいただけますように説明を続けていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 最後に、私たち議員も行政も、そして村民含めていろんな角度から検討したいと思っております。私も正直言って、箕蚊屋中学校の3年のときに合併したんです、福万と箕蚊屋、こちらは。だから、橋井議員も一緒なんですけど、第1期生です。そういったことも含めて、学校を分かれさせるわけじゃないですけど、やっぱり友達は友達として一生付き合っていくべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、終わりです。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で齊田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 河中博子議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（7番 河中 博子君） 7番、河中博子です。よろしく申し上げます。今日は、4月に行われました機構改革について、その後、どのような成果が表れ、当初予想したように計画どおり進んでいるのかどうかを伺いたしたいと思います。

今年4月の機構改革で村民に激震が走ったのは、何とんでも副村長の誕生ではなかったでしょうか。22年間置かれていなかった、いや、日吉津村副村長を置かないことの条例を廃止してまでつくった副村長です。メディアの見出しに、村政史上初とうたってありました。ぎょっとしましたけれども、冷静に考えてみますと、まさに村政史上初の出来事でした。

さて、8か月経過いたしまして、副村長の存在感はどれだけ村民に浸透したのでしょうか。村民から聞こえてきますのは、副村長って一体何をしておられるんですかといったように存在感が感じられないのです。当時、村長は、新しい地方創生に取り組みたい、一方で、村民との対話も大切にしたい、そういう場面、場面で役割分担をしながら取り組んでいきたいとおっしゃいまし

た。しかし、それでは、年間1,200万円もの待遇を準備して迎えた副村長には大義名分がなかったように私は思います。例えばですが、うなばら荘を含む海岸エリアの整備については副村長に任せるとか、そういうような言葉でもありましたら少しは理解ができますが、そのことはありませんでした。一体、役場庁舎内外において副村長の居場所はどこにあってどういう仕事をされているのか、その仕事の中身と副村長を置いたことでの成果をお聞きしたいと思います。また、副村長を置いたことで、村長の仕事がどれだけ軽減され、これまでできなかった村民との対話はどれほど進んだのか、お聞きします。

なお、断っておきますが、この案件は機構改革について質問するもので、人事について問うものではありません。その点、誤解のないようにお願いします。私も誤解を恐れず率直に感じたことを申し上げますので、よろしくお願いします。

次に、これも副村長の必要性を訴えられた理由だったと思いますが、新しい地方創生2.0の取組と現状を教えてください。

1つ、海浜運動公園整備が進んでおります。2つ、新鮮市場内のアンテナショップ工事、一応その部屋は出来上がっているようです。3つ、ここでのアイスクリーム販売の期待度、4つ、イチジクを日吉津村の特産になど、積極的に進めておられるようですが、現状をお聞きします。

次に、これもいまだに納得できないのですが、総務課の組織がいびつではないかという思いが今も私にはあります。今回の総務課に対する改革は、少し強引ではなかったのでしょうか。これで本当に村長の言われる組織強化が図られるのでしょうか。

一般論ですが、住民課が住民サービスの顔なら、総務課は村財政の顔、看板です。日吉津村役場の全体像をよく理解されていることは当然ですが、巨大化する必要性はなく、むしろ総務課らしい、すっきりとした、それでいて内容の詰まった線の太い組織であるべきだと私は思います。新しい組織図を見ますと、総務課課長1人、総務課総務室5人、総務課防災危機管理室兼任を含め2人、総務課参画と協働のむらづくり推進室4人、総務課ひえづ創生推進室3人、ほかに南部箕蚊屋広域連合に1人、鳥取県に1人派遣しています。庁舎内では14人、この14人で財政、海浜運動公園管理、参画と協働のむらづくり、総合計画、地方創生総合戦略、防災危機管理、自治基本条例、移住定住促進、結婚支援、広報紙、ケーブルテレビひえづ113チャンネル、ひえづ創生推進室、特産品開発、都市計画、企業誘致、海浜エリア活性化、ふるさと納税などなど80項目の業務をしておられます。これって本当に総務課の仕事なんですか。やはり総合政策課のような課が必要ではありませんか。室長になっていく若い職員の人材育成にもなるというようなことをおっしゃったような気がしますが、そのような理由づけのために大事な課を解体し

て室をたくさんつくられたのでしょうか。

また、この新しい組織に村長と副村長はどのポジションで深く関わっておられますか。以前の組織図には全ての課に村長がひもづけられていましたけれども、新しい組織図にそれはなく、枠外に村長、副村長、教育長の名前が掲載されているだけです。この改革案を提案した方はどなたか存じませんが、総務課全体を見渡したときに、ごちゃごちゃとしてスマートではないなと思われなかったのでしょうか。しかも、1階と2階にデスクが分断されています。課長1人をつくるより、室にしたほうがコストが安上がりということでしょうか。何を見据えて機構改革、組織改革を強行されたのか、総合政策課を解体する必要性はどこにあったのか、組織改革後の現状を成果と絡めてお伺いします。

次に、人材育成に関してです。行政のプロフェッショナルである日吉津村職員のスキルアップは、個人の努力はもとより、日吉津村役場の組織としても取り組む必要があります。特に行政職員は村民の暮らしと一番近いところにあり、全体に奉仕する立場から、事に当たっては、状況を正確に把握し、最もふさわしい手法を吟味して的確に問題解決に当たるなど、業務の遂行に高度なスキルが要求されます。第7次総合計画にも、組織に必要な人材育成を図り、時代に即した行政サービスの質の向上と村民福祉の維持に努めるとあります。そのことが今回の改革でどのような成果を上げているのでしょうか。以上、お尋ねしたいと思います。

なお、答弁によりましては再質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 河中議員からの御質問にお答えしてまいりたいと思います。

4月に行いました機構改革の現状とその成果はという御質問でございます中で、4点御質問いただいたかと思えます。

1点目でございます副村長の役割と成果ということでございまして、こちらにつきまして、本村につきましては、御案内のとおり4月1日から副村長を設置したところでございます。4月に設置したところでもございます。また、副村長という役割は、具体的な成果が明確に表れる職務ではないというふうに私は考えておりますけれども、現状として、村長が出張等で不在となるときも多い中、その際でも業務が停滞することなく執行されるように差配をし、また、課長等をはじめとする職員の、より身近な相談相手として役場業務を回してもらっているものと認識しています。また、対外的な調整や会議などにおきましても、村長が出ていくべきものと、副村長が出ていくほうが中にはふさわしいものもあるかと思えます。そうした場におきましても、副村長としての力を発揮してもらっているというふうに認識をしています。

その役割については、地方自治法には定められた職務がございます。長を補佐すること、それから長の命を受け、政策及び企画をつかさどること、職員の担任する事務を監督することと定められており、これに沿って御説明をさせていただきますと、本村におきまして、具体的にこういったところが変わったというところを申し上げさせていただきますと思います。

長を補佐することに関しましては、規則、日吉津村事務決裁及び代決に関する規則というのを改正を行いました。副村長の決裁事項の新設、あるいは課長決裁の範囲の見直し等の決裁権限の見直しを行ったところであります。また、指名審査委員会など、これまで村長専任で行っていた諸会の代表や委員に就任をしてもらっています。それから副市町村長を対象とした西部広域や西部町村の枠組みでの会議に参加、出席、これまでは総務課長が出ていたものでございます。また、村長代理として諸会議や事業への出席がございます。

長の命を受け政策及び企画をつかさどることということに関しましては、施策構想の策定や政策課題の解決に向けた協議や相談、あるいはプロジェクト会議の主催、取りまとめをいただいています。

職員の担任する事務を監督することに関しましては、最初にも申し上げたところではありますけれども、各課の業務の進捗管理、相談事への対応、各課横断的な業務の調整、課長と管理職の人事管理や職員の様々な事案等の対応などを行っています。また、こうしたことが円滑に進むように、村長と副村長で定期的に打合せを行い、課題を共有し、村長との適切な役割分担を行いながら役場業務全体の運営を行っているのが現状でございます。

副村長を設置したことで副村長との適切な役割分担も行いながら、より安定した行政運営、対外的な働き、村民の皆様との対話、組織マネジメントなど、目指す住民サービスの向上につながるよう村としての総合的な成果につなげていきたい、そういった気持ちで取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、地方創生2.0の取組の現状と成果ということでございます。

日吉津村では、地方創生総合戦略というのを定めて、住んでみたい、住み続けたいむらづくり、結婚・出産・子育てしやすいむらづくり、働き続けられるむらづくり、魅力あふれるむらづくりの4項目を基本目標として取り組んでおります。地方創生2.0の新たな取組といたしましては幾つかございます。議員のほうからもありましたけれども、1点目は、国の地方創生交付金を活用して海浜運動公園の再整備事業を行っているところでございます。この状況につきましては、御説明を申し上げているとおりでありますけれども、この海浜エリアがより魅力的で村の活力にもつながる場所となるように、民間事業者のアイデア等も取り入れながら整備を進めているところ

でございます。

また、5月には、株式会社ひえづ村づくり公社を設立し、地方創生の推進に向けた新たな取組を村とも連携をして行っているところであります。具体的には、これも国の地方創生交付金を活用し、ふるさと納税にもつながっていくような特産品の開発、販路開拓などを進めています。

これまでの成果といたしましては、「日野川育ちの夏香鮎」ということで、このブランド化とPR、地元産品の価値を高めるためのブランディングセミナーや創業塾の開催、そして今年3月の新鮮市場内アンテナ店舗ひえづマルシェのオープンに向けた準備も進めているところであります。このひえづマルシェでは、地域の産品を使用したソフトクリームや特産品の販売、イベント開発なども予定しているところでありまして、この特にソフトクリームの販売という部分については大変新たな取組であります。その中で、地域のいいものを使ったソフトクリームをすることで、村民の皆様はじめ多くの皆様にこの日吉津のいいものを味わっていただくような機会になるのではないかとということで、期待をしているところでございます。

また、イチジクの話もございました。先月の11月25、26日の両日、愛知県の知多半島のイチジク栽培農家のほうに視察を実施しました。イチジク栽培に関心を持っておられる方々等にも一緒に参加をいただいて行ってきたところでございます。この視察の結果を今後の特産品開発に生かしていきたいというふうに考えています。

また、この12月8日から10日までの3日間、東京・新橋のアンテナショップとっとり・おかやま新橋館で、日吉津村の情報発信をできるようなイベントを実施しております。先ほど申し上げました「日野川育ちの夏香鮎」などを使用して、あるいは魚の海鮮重でありますとか、そういったものを利用した日吉津村定食というのを提供したり、あるいは定食に使用する食材を併せて物販も行うというような連携イベントとして、このいいもののPRを行っているところでございます。

今後、今整備を進めておりますひえづマルシェ、新鮮市場の一角になりますけれども、工事に入るのはこれからでございますけれども、この整備をしっかりと行っていきたいと思っておりますし、ここが特産品の販売の一つの場所になっていくのではないかとというふうに考えております。それから、あるいはこういった魅力発信のホームページの準備も今進めているところでございます。こうしたトータル的に日吉津のよいものをPRしながら、いいものを買っていただけるような販路開拓というようなところも含めて今取組を進めているところでございます。

次に、総務課の組織改正についての御質問がございました。

こちらにつきましては、議員からお話がありましたように、4月から総務課内にひえづ創生

推進室、それから参画と協働のむらづくり推進室というのを設置をしています。総務課では、これで4室あるということになっております。総務室と防災危機管理室と最初の2つと合わせて4室ということになっております。この特に、今2階に設置あるんですけども、ひえづ創生推進室と参画と協働のむらづくり推進室というのは、このそれぞれが連携することで相乗効果がより認められるというふうに考えているところでございます。

あわせて、総務課が4室になったということで、これまでは2課に分かれておったために、連携するには、それぞれやはり課長があつてのわけなので、この同士の共通認識を持っていくということが必要だったわけですけども、これが多忙の中でなかなかできないような状況もあったというわけでごさいます、それを今、課長が1人になって1つの課の中でやるわけでごさいます、そこの連携ができるというのは非常にスムーズになっているというふうに考えております。

また、あわせまして、議員のほうからもありましたけれども、これ少ない人数でやる中で、やっぱりこの課内連携というのがやりやすくなったということで、忙しいときには、こちらの課の協力をしようとか、この業務のお手伝いをしようというようなことがこれまで以上にやりやすくなったというふうに考えているところでございます。

それぞれの室が重要な案件を持っています。総務室ではシステムの標準化であるとか自治体のDX、参画と協働のむらづくり推進室では現在の総合計画や男女共同参画計画の策定、ひえづ創生推進室では海浜運動公園の再整備や地方創生、先ほどの特産品開発等々、また、防災危機管理室では防災や災害対応など緊急時の対応を行うものでございます。それぞれの重要案件を機動的に動かしていくために、室の中で、先ほども申し上げましたが、フォローし合っているところでございます。総務課長におきましては、以前より所掌範囲が広がっているところでございます。それぞれの室長がサポートをするとともに、それぞれの室の案件についても、室長や各職員が進捗管理をし、機動的に事業を進めるなど、これが職員の成長にもつながっているものというふうに考えています。

最後に、人材育成の関係でございます。

人材育成の関係につきましては、村で人材育成の基本方針というのを令和6年5月に改定をして、人材育成の基本理念、果たすべき役割と必要な能力等の求められる職員像を掲げ、一人一人の職員の資質向上、人材育成を図って組織全体のレベルアップを目指しているところでございます。能力開発を効果的に進めていくために、職場でのOJTや自主研修を支援するとともに、村独自の研修として、情報セキュリティーやデジタルリテラシー等、現代の課題解決に向けた研修も行っているところでございます。あわせて、人事評価制度も導入しておりますが、職員が職務

を通じて発揮した能力や業績を的確に把握することによって能力開発に役立てるとともに、発揮した能力や業績を承認することで、職員のモチベーションの向上につながるよう取り組んでいるところございます。

また、階層ごとに求められる役割を果たすために必要な能力や基礎知識を養うために、県の職員人材開発センターの研修にも参加をしているところでございます。こうした参加型の研修等含め、やはりふだんの仕事の中での成長が一番の力になるというふうに考えております。このたび機構改革を行って課の中に室ができてという状況になっておりますけども、これ当初御説明をしましたように、この室長になる人たちというのがやはり力をつけていただきたいという思いはあります。また、あわせて、その中で一緒に働く職員たちも非常に、どの課も重要な業務を持っているわけですが、重要な業務をしっかりと遂行していく中で力をつけてほしいなという気持ちで取り組んでいるところでございます。

以上で河中議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

河中議員。

○議員（7番 河中 博子君） 手短かに1つずつ質問させていただきます。

まず、副村長の役割の件でございます。

先般、ある自治会の懇談会で同じような言葉を言われるんですね。副村長は一体何をしておられるんですかと、それから外から何かマネジャーの女性のような方もおられるようですが、何千万もかけて、それが我々には一向に見えてこないんですよ。そういうところは費用対効果なども含めてきちんと周知していただきたいという意見がありました。ほかでも同じような言葉を聞きます。つまりこのように副村長の存在感や外部の人材の方が村民にとって全く存在感というのが、それが分かっていないんですね。それは、やっぱり村としてももうちょっと周知する責任があると思います。村民がこういうふうに感じているということを現在の状況としてどのように考えられますか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。副村長の職務につきましては、最初の答弁で申し上げたとおりでございまして、これから、今御意見でもいただきましたように、やはりこのPRをしっかりとしていくというのも非常に大切だなというふうに改めてお聞きをしました。

もう一人、地方創生支援マネージャーにも就任をいただいているわけでありまして、今のアユの関係でありますとか、様々なところで中心的に飛び回っていただいているというのが現状で

あります。実は今開催をしております東京のアンテナショップでのPRにも行ってもらってまして、そちらのほうでもこの販売等々PRの対応を行っていただいてもいるところがございます。非常に私のほうからすると、いろんなことであれやこれやで活躍していただいているなというふうな認識は持っているところではありますが、それが村民の皆様に見えていないということであれば、やはりここはしっかりと見えるようなPRもしていけないといけないなというふうに思ったところがございます。そのように努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（7番 河中 博子君） せっかく機構改革でちゃんと目的を持ってされたんですから、本当に村民の方は同じことを言われますよ。副村長、何しておられますか、何か女性の方が来ておられるそうですが、何しておられるんですかとか、何も分かりませんねと、そういう声を聞きますから、やっぱりきちとした周知っていうのは行政の責任としてやるべきじゃないかなと思います。

それから、地方創生2.0で聞きます。

2.0の取組は、やはり海浜運動公園の整備なんでしょうか。随分億というお金をかけて今整備をされてるんですけども、村長は、以前、稼げる村にしたいというふうにおっしゃいました。たくさんの方が海浜運動公園に来てお金を落としていってくれる、それは結構なことなんですけど、そういうふうになるというような確信はお持ちですか、いかがでしょう。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この海浜エリアが元気になることが、日吉津村全体の元気につながるというふうに確信をして事業を進めているところがございます。やっぱり海浜運動公園をはじめとするこの海浜エリアに人が来てくださるということは、それだけ今よりたくさん人が日吉津村に来て足を運んでいただくということだと思います。その方たちが、例えば近くで買物をされたり、日吉津村に新しいお店ができたんだ、ここに行ってみようというようなところでやっぱり足を運んでいただいて、おいしいものを食べていただいたり、消費をしていただくことが村の経済的な効果にもつながるというふうに考えているところがございます。非常に恵まれた立地ということもありますので、お気軽にキャンプにも来ていただけるような場所、あわせて、子供たちが遊べる場所も一緒になったキャンプ場というのが、来年度の整備にはなりませんけれども、非常に大きな売りになるというふうに考えているところがございます。

そこで、先ほども少し答弁しましたが、現在のキャンプ場の管理棟にはレンタサイクルなども置いて、例えば自転車でちょっとお買物に行ってもらおうとか、そういうようなことも考えてい

るところでございます。ここに来ていただいた方が日吉津村内を巡っていただいて、いいところを再発見していただいたり、いいもの、おいしいものを食べていただいたりということが村の新たな活力につながっていくものと考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（7番 河中 博子君） おっしゃることは大変よく分かります。本当にそうになっていかないと駄目だなと思いますので、みんなで協力してそういう海浜運動公園になることを期待しています。

先ほどイチジクの視察に行ったと言われましたけど、募集もしておられましたが、何人で行かれたんですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。5名から6名だったというふうに聞いております。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（7番 河中 博子君） これは、その参加者の方が、一緒に行く行政の方ではなくて、個人的に申し込まれた方が五、六名ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）やる気があって多分いらっしゃったんでしょうけど、その方たちの報告会のようなものはなさいますか。ぜひされたいと思うんですけどね。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ちょっとまだ報告会をするという計画はないんですけども、まず、もう一度、行かれたのが11月の末でありましたので、早速集まっていたいで、どういったことを学ばれたかというようなところを、やはり次につなげていくような展開はしていきたいというふうに考えています。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（7番 河中 博子君） ちゃんとした予算で行かれましたし、日吉津村がイチジクというのは今主軸で考えていらっしゃる部分もありますから、ぜひいい報告をやっていただけたらいいなと思います。

それから、人材育成についてなんです。

人材育成、私も読んでますけども、外部人材の活用という欄がありますね。現在、坂口アドバイザーは日吉津村経営統括マネジャーとしての肩書、それから浅野さんが地方創生支援マネジャー、これが3年間の契約、それから県からの派遣が1人入っておられますが、私は、このスタイルをやめて、それこそ副村長が人材育成に力を注がれたら、もちろんほかの仕事もなんですけ

ども、力を入れられたらどうかと思うんです。その理由は、副村長は、生まれ育った日吉津村のこと、村民のこと、役場庁舎内のこと、役場でのキャリアは村長よりも長いこと、村民をよりよく理解できている方だと私は思います。せっかくのいいノウハウをお持ちなので、それを使っていくという方向性を考えていかれたらどうでしょうか。

私は、外部から人を入れるっていうのは悪くはないと思いますけど、何年間も、しかも、その方にしっかりと肩書をつけて、それで人材育成、職員教育をするっていうのはあまりそれは賛成ではありません。日吉津村は日吉津村独自のむらづくりをしなければできませんから、物まねではない真の日吉津村づくりというのを、それこそ本当に職員が考えながらつくっていくべきだと私は思うんですね。

それから、人材育成なんですけども、失敗して、もがきながらも同僚職員とか退職なさった先輩のノウハウを聞きながら自分らしい力量をつけていく、私はそういうことが人材育成のスタートだと思うんです。外からそういう人材を入れてきて、それで教育しますというのでは、私は本当の意味での日吉津村の村を考える人材育成にはならないというふうに思っています。行政の役割というのは、住民福祉はもとよりですけども、農業問題とか防災、環境、財政問題など山積しています。それをクリアするためにも、各分野でのエキスパートが求められていると思っています。それには、やっぱり日吉津村を知ることだと思うんですね。そういう能力を持った方が皆さん職員として入っていらっしゃるわけですから、日吉津村の行政職員のスペシャリストとして成功していかれることを私は願っています。

最後になりますけれども、私はいつも申し上げますが、忠言は耳に逆らえども行いに利ありと申します。誰しも自分の至らざるところを指摘されることは好みませんが、しかし、評価するところはしっかりと評価する、そうでないところももしあれば、もちろん人の尊厳を傷つけるようなことは避けつつ指摘し合う、そういう職場環境づくりというのが人材が育つ一番の元ではないかと思っています。切磋琢磨しながら行政職員としてスキルを高めていっていただきたいと思います。志は大切ですけれども、大なたを振って改革をなさったからには、全ての成果が出るように努力をしていただきたいと思います。期待しております。よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（山路 有君） 以上で河中議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここでしばらくの間、休憩いたします。

午後 2 時 2 6 分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

通告順 6 番、石原浩明議員の一般質問を許します。

石原議員。

○議員（6 番 石原 浩明君） 6 番、石原です。今日は大きく 2 つ質問をします。

1 つ目、ヴィステひえづの通路に手すりをとということを質問します。

ヴィステひえづは、開館 10 周年を迎え、いろいろな行事が行われており、村内外から多くの方に利用されており、日吉津を代表する施設となっています。より多くの方に利用してもらえるように、通路に手すりをつけてほしいという声がありますが、どうでしょうか。特に西側の駐車場からの入り口の右側につけるとしたらつくと思いますが、それに関連して幾つか質問します。

障がい者、高齢者を含む全ての人々が安全かつ快適に移動したり、施設を利用したりできるように、バリアフリー法が今年 6 月に改正されました。この改正により、ヴィステひえづや村内施設の点検はされているでしょうか。

次に、バリアフリー法以外のことでも、ヴィステひえづについて村民からの声、利用者の声とかを受けて改善すべきと考えているところはあるでしょうか。

2 つ目の質問は、村の慰霊祭についてです。

11 月 11 日に日吉津村戦没者慰霊祭が開かれましたが、遺族 78 世帯のうち参加者は七、八人だったと聞きます。平和についていま一度考える貴重な機会として続けていくべきと考えますが、村の考えはどうでしょうか。続けるとしたら、参加者を増やすことは考えないのか。

それから、慰霊祭ではないですけど、戦没者慰霊碑が海浜運動公園内にありますが、この村民への周知はどうしていかれるのかということをお伺いします。海浜運動公園再整備の説明会のときに、村民の方から、慰霊碑ってあったけど、慰霊碑って何だという、そういった声もありましたので周知をしていかないといけないと思いますけど、その考えをお聞かせください。これもまた、戦没者慰霊祭ではないですけど、同じ時期に平和展を開催してありましたが、この平和展、今年はまだこれで終わりなのでしょうか。展示物が 1 ケースと小学生の調べ学習の掲示がありましたが、平和展、今年はまだ終わるのか、あるいは来年以降どのようにしていくのか、考えをお聞かせください。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 石原議員からの一般質問にお答えをしまいたいと思います。2 点大

きくいただきました。ヴィレステの通路に手すりをという御質問と村の慰霊祭についての御質問でございます。

まず1点目のヴィレステの関係ですけれども、ヴィレステは開館10周年を迎えて非常に多くの皆様方から親しんで使っていただいております。その中で、通路に手すりをつけてほしいという声があるが、どうかということでもございました。

ヴィレステでは、1階、出会いストリートに意見箱を設けて、施設を利用しやすいよう利用者の皆様の声に耳を傾けてきました。その中では、これまでに手すりがないことによりヴィレステの利用が困難であるというような御意見は届いてないと、お聞きしていないというところがございます。議員おっしゃいました1階の西側通路につきましては、自動販売機や長机の置場にもなっており、幅が2メートル程度となっています。それに加えて、ヴィレステの倉庫は西側入り口の風除室に入ったところにありまして、展示や仕切に使うパネルをこの倉庫から使用の都度出会いストリートやホールに運んで使用しているため、通路幅を確保しておきたいという現場の意見も聞いているところがございます。

そうした現状や、西側入り口から入って右側には、すぐ和室の入り口がありまして、ここには手すりを設置することができないこともあり、現時点で手すりの設置が必要であるというような判断をいたしかねるところでございます。今後、利用者の方々の様子を確認をし、やはり必要ではないかということになれば、代替策も含めて改めて検討してまいりたいというふうに思います。ヴィレステには車椅子や手押し車等も準備してございますので、お困りの際はお気軽に事務室までお声がけをいただければというふうに思います。

次に、バリアフリー法の関係で、ヴィレステひえづや村内施設の点検状況について御質問でございます。

今年の6月1日より、バリアフリー法、正式名称では高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律ですが、これが改正をされました。日常生活で多く人が利用する施設、設備に関する基準が強化されたところがございます。特にトイレ、駐車場、それから劇場等の客室に関して、より実用的な基準が新たに導入されたところでもあります。この改正の目的は、車椅子使用者を含む誰もが安全、快適に施設を利用できるようにすることです。従来、車椅子使用者用トイレを施設で1つ以上だったという基準が、各階に1つ以上設置することが義務化をされたところでもあります。ヴィレステひえづは、10年前の開館時に既に新基準、今回の基準を満たしているものがございます。

駐車場の車椅子用専用スペースを1つ以上設置するという基準が、200台以下の駐車場は2

%以上設置することが義務化されました。ヴィレステひえづの駐車場は、図書館北に15台、西側に18台、玄関前に8台、元もりハウス前に21台、合計で62台分あり、その2%は1.24となります。現在この専用スペースは2台分設けてありますので、新基準にも対応できているものでございます。

それから、劇場用の客席につきまして、これまでは基準がありませんでしたが、400席以下の場合、車椅子利用者用スペースを2つ以上設置することが義務化されたものでございます。ヴィレステホールは、座席数150席であります。可動式であり、この中にスペースを確保することは困難でございます。これまで様々なイベント等で車椅子利用者でホールを利用される方はありましたが、客席からステージまでの間のスペースを使って案内をしてきているというのが現状でございます。

役場庁舎におきましては、従来より車椅子利用者用トイレが1階にしか整備されておられませんので、改修のタイミングでは整備が必要になるものと考えております。駐車場の車椅子用専用スペースにつきましては、約30台分の区画があり、2%は0.6となり、1台分のスペースが必要ということではありますが、これは基準を満たしています。

それから、都市公園、海浜運動公園につきましては、従来、車椅子利用者用トイレが1つ設置されておりましたので、基準を満たしています。駐車場の車椅子用専用スペースにつきましては、40台分の区画があり、2%は0.8となり、1台分のスペースがありますので、基準を満たしていることとなります。現在行っている再整備事業におきましても、基準を満たすように現在整備を進めているところであります。

次に、バリアフリー法以外のことでも、ヴィレステについて改善すべきと考えているところはあるかという御質問でございます。

ヴィレステが現在抱えている問題として、開館から10年が経過をし、少しずつ施設の修繕箇所が増えつつあるということでございます。11月の臨時議会でもお願いをしたところではありますが、施設修繕費を補正し、自動ドアの故障に対応しているところでございます。3つある出入口のうち1つが使用できなくなったといったところ、とても不便だという声が多数寄せられたということでございます。毎日多くの利用者の方々が来館される施設でありますので、利用しやすい環境整備に努めていきたいというふうに考えています。

また、職員の来館者への対応につきまして、言葉遣いや態度、職員全体で対応できるように業務内容の共有等を折に触れて行っています。ヴィレステだけではなく、役場全体の来庁者の皆様の声にしっかり耳を傾けながら、村民の皆様に利用しやすい、引き続き親しんでいただけるよ

うな施設となるよう運営に努めてまいりたいと思います。

次に、村の慰霊祭の関係についての御質問でございます。

まず、この慰霊祭といいますのは、村として、戦没者の皆様の慰霊をするとともに、平和の大切さを後世に引き継いでいく趣旨で開催しているところでございまして、今後も継続して開催をしていく所存でございます。今年は11月11日にヴィレステホールで開催し、遺族の皆様にもお集まりをいただき、御冥福をお祈りするような場を設けたところでございます。また、当日、御列席いただけなかった皆様にも献花をしていただけるように、慰霊碑と献花台を16日までの6日間、ヴィレステひえづの出会いストリートに設置をいたしました。この取組は令和4年度から実施をしているところでございます。

参加状況につきましては、議員からもありましたように、遺族78世帯ありますうち当日の参加者は8名ということでございました。参加者数が年々減少傾向にあることにつきましては、遺族の皆様も御高齢になられている方が増えているということであるとか、あるいは遠方にお住まいの御家族が増えていることなど、生活環境の変化が一因であるというふうに考えています。本村といたしましては、慰霊祭が遺族の皆様にとって大切な追悼の機会であることを踏まえ、御遺族全世帯へ開催案内をお送りするなど、遺族会の皆様と連携して参加への御案内を行ってきているところでございます。

あわせて、令和4年度以降は、日吉津小学校の6年生たちも慰霊祭に参列をしてくれています。この経緯でありますけれども、令和3年度にコロナ禍で広島への修学旅行が実施が難しいというような状況がありました。小学校では、県内での平和学習を模索をしていたところでございます。ヴィレステで行っていた平和展の見学に訪れた際、同時期に出会いストリートで慰霊祭の献花台が設置してあって、職員が平和展と慰霊祭について説明したところ、当時の6年生、今の高校1年生ですけれども、この6年生が私たちも献花をしてもいいですかというような質問があって献花をしてくれたというのがきっかけ、これをきっかけに、小学校の平和学習の中で、村の慰霊碑や慰霊祭、平和展について学ぶことが定着をしてきているところでございます。

慰霊祭に参列をして、そのことを新聞にまとめて多くの人に知らせたいという当時の6年生の発案で、その思いが受け継がれ、平和学習の学びを新聞形式にまとめて発表してくれているところであります。これまで継続してきたことが小学校の平和学習にもつながっていると考えています。今後につきましても、遺族会の皆様の御意見を伺いながら、参加者の増加のみを目的とするのではなく、小学生の平和学習の一環としても捉え、戦争の悲惨さや平和の大切さを後世に引き継いでいくという点も大切にしつつ、参加しやすい環境づくりに努めたいと考えています。

次に、戦没者慰霊碑の村民への周知はどうしていくのかという御質問でございます。

この慰霊碑、海浜運動公園の一角にありますけれども、平成2年に村の戦没遺族会の皆様によって建てられたものでございます。慰霊碑そのものが遺族会の皆様によって管理されているものであることもあり、行政において積極的な周知は行っていないのが現状でございます。ただ、一方で、より多くの村民の皆様にも知っていただき、今後も大切にしていってほしいものだという思いは持っているところであります。現在進めているふるさと読本のこの制作の中におきましても、日吉津村の戦時中の暮らしとともに、慰霊碑、慰霊祭、平和展についても紹介し、過去の出来事を風化させることなく、平和への思いを伝える取組を読本の中でも行っているところでございます。

また、現在進めております海浜運動公園の再整備事業におきましても、慰霊碑が所在する区域を鎮魂の森として位置づけて、今後も大切に守り、次世代へ引き継いでいく計画としています。今後この周知につきましては、より多くの皆様に慰霊祭にも御参加いただくことも併せて、遺族会の皆様と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、平和展についての御質問でございました。

この平和展につきましては、1976年に中央公民館を会場として、平和な世の中であるべきという当時の村民の皆様の強い思いで始まったものでございます。これまでの取組には、原爆の被害や復興について学ぶために、原爆資料館の館長を招いた講演会を開催したり、被爆資料や当時の様子が分かる資料等を借りて展示をしたりしました。平和展は、始まった当時の人々の思いを受け継ぎながら今も続いています。村遺族会が中央公民館に寄贈していただいた資料、フィリピンの遺骨収集事業等の資料を中心に慰霊祭の開催時期に合わせて展示を行っています。このほか、村民俗資料館の戦争関連資料や村内の方の資料も借りて展示を行っているところでございます。

今年度は47回の平和展ということでございましたが、ヴィレステ応援団の皆様の御協力もあり、マリーナ・ピロゴヴァさんを招いて、祖国ウクライナへ思いを寄せてというテーマで御講演をいただきました。出会いストリートでは、ウクライナの子供たちの描いた絵を展示し、戦争が子供たちの心に大きな影響を与えていることを目の当たりにしたところでございます。平和展を通して平和であることのありがたさを理解したり、悲惨な戦争は二度と起こしてはいけないという気持ちを育てることなどが期待をされるところであります。平和展が始まった当初の皆様の思いである平和な世の中であるべきということを受け継いで、今後も継続していきたいというふうに思います。

以上で石原議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） ヴィレステの西側入り口への手すりの件ですけど、意見箱には入っていないかもしれませんが、私は直接聞いたりしたので、入れないけど、そういう声もあったということをお伝えしておきたいと思います。それで、和室とかあるんですけど、和室の部分は当然外してもらって、割と長いですから、そういうところに手すりがあるといいなということをおっしゃられました。

それで、通路の幅を確保しないといけないということで、確かに新たなバリアフリー法でも通路の幅とか誘導基準とかがあるので、それに抵触するかもしれないんですけど、その場合には、机の在りかをほかに動かしてもらってゆったりということは考えてもらったらと思います。

車椅子、手押し車があるということですけど、車椅子については、車椅子で行くのは、家族と一緒にじゃないとなかなか車椅子を使う人は行かないっていう具合に聞きましたので、やっぱり一人でまだ行けるけど、ちょっとすぐるところが欲しいという声でしたので、お伝えしたいと思います。手押し車とかいく前の段階でも、そういうのがあってより一層自分で動けるなということだったので、よろしくお願いします。

次、バリアフリー法に関しての村内施設の点検をしていただいて、ちゃんとやってもらっているので、よかったなと思いました。ヴィレステについては、割と新しいのでこういうことも見越してできていると思いますが、先ほど村長からもありましたけど、役場庁舎とかのトイレ、度々要望とかは出てると思いますが、新しいバリアフリー法では各階に1つ車椅子用とかのトイレがないといけないということなので、また検討してもらったら全ての人が使える役場庁舎になると思いますので、よろしくお願いします。

バリアフリー法とはある程度関連するんですけど、前に説明した公園、あるいは昨年になると思うんですけど、障害者差別解消法の中で、移動のところで、公園に関しては役場前の公園と言われるところ、商工会との間の林といいたいまいしょうか、木が植わってって公園だそうですが、あそここの段差があるよということで解消をお願いしたんですけど、特に商工会部分は段差が2センチ以上はありましたので、その辺についてはどうでしょうか。あそこを直す計画が近々あるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ちょっと現時点で修繕の計画までは至ってないとい

うのが現状でございます。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） あと、施設が古くて役場庁舎のトイレも簡単にはならないと思うんですけど、見込みはどうでしょうか。役場の2階とかのトイレ。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。これも課題としては認識をしているところでございます。今後、ほかのところの改修もあるというようなこともございますので、そういったところの改修をする際に、併せてこの検討をしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） よろしくをお願いします。

ヴィレステの改善のところでは、聞いたり自分でも思うのは、障がい者用の駐車場がありますよね。正面玄関の横にスペースは確保してありますが、一方で、自転車がはみ出してきたときに、通路から、半分ぐらいの通路はあるんですけど、できれば広く通路と屋根があるところがたくさん使えたらいいと思うんですけど、その辺のことについて何か問題意識はありますか。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 石原議員の御質問にお答えをします。

この自転車の駐輪場所については、近年、声の中では出てきてはないんですが、でも、我々も見て、これはちょっとどうしていくべきかなというふうなことを心配しているところです。まだこういうふうにしたらいいいということは出ていませんが、中間テスト、期末テスト前に中高生が大体60人ぐらい多いときで来ています。自転車もすごい数止まっています。これまでの場所だけでは収まっていないので、新しい場所を設置するのか、あるいはちょっと収まるような車の駐車、あるいはその移動に邪魔にならない場所にするべきかっていうふうなことは今検討中ですが、こうというふうなところまではまだ至っていません。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） ひさしの部分とか使っていないので、そこを駐車場にしたらいいう声もありますし、入り口の左側が障がい者用の車のスペースなので、右側のほうもちょっと入り口横が広いので、この辺だったら自転車小屋とかがあっても、全部は入らんけど、入るなと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

では、次に、慰霊祭についてですけど、これからも慰霊祭を続けていくということで、増加のみを考えるのではないと言われましたけど、今、案内が年を取った遺族の人のところに届いてい

て、それで参加できないということもあると思うので、例えば、もうちょっと家族とかに案内を出してもらうということにはできないでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。現在この御案内ですけれども、世帯主の方にお出しをしているということでございまして、その世帯主の方に限らず、どなたも参加をいただければというような思いではありますので、そのように多くの皆様に出ていただければというような思いではいるところでございます。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） それが伝わっているのか伝わっていないのか、どうしても名前が書いてあるとその人かなと思いますので、ぜひ、できれば遺族の家族がみんなが参加できるようにというふうに考えてもらったらと思います。

次に、戦没者慰霊碑についてですけど、何年か前は、慰霊祭の後にバスを使ってあそこまで行っていたということもあるということも聞いたことはあるんですけど、そういったこととか、何年間に1回は、天気具合もあるかもしれませんが、あっちのほうで慰霊祭をやってもらうとか、そういったような考えはどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。バスで慰霊祭の後に慰霊碑のところにもお参りに行っておられたということですけども、遺族会の皆様がバスを仕立てて行かれてたということでございます。今後どうしていくのかということについては、この遺族会の皆様の御意向を聞いてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） せっかくいい慰霊碑があって、あちらの慰霊碑は、もうお亡くなりになられた方の名前がいまだにきれいに残っていて、ぜひ毎年でも見るといいかなと思いますし、遺族の方も先ほどあったように高齢でなかなか自分では行けなかったりするので、ぜひ検討してもらったらなと思います。

あとは、平和展についてですけど、先ほどウクライナの講演会とか展示会とかあったんですけど、それは応援団としての行事に村が協力してもらってやっているということで、村としてはどうなんでしょうか、平和展、あの展示1つで今年は終わるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。村としてということですけども、例えば令和4年度

の平和展では、広島から原爆被爆ピアノを持ってきていただいて、このピアノのコンサートを開催をして、これヴィレステのほうで行ったわけですけれども、そういったことでありますとか、昨年度、令和6年度については青己はなねさんを招いて「平和」のライブペイントを実施したりとか、あるいは大山口列車空襲被災者の会の皆さんによる講演や紙芝居、演劇集団「あり」さんによる劇等も実施をしたところでございます。こういったいろいろなことを事務局のほうでも考案しながらやらせていただいているところでありまして、引き続きこういった取組をやっていければというふうに思います。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 役場の前には、恒久平和の実現を目指す村という具合に掲げてあるので、この平和展については、残念ながら、今年、戦後80周年ということといい機会だったと思うんですけど、来年度以降、村としても先ほどあったようないろんな取組をやってもらったらと思います。例えば民俗資料館のほうででも村の平和展とか、今年出していたような資料以上にたくさんのお話をその期間にやるとかっていうことは考えられると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 石原議員の質問にお答えします。

今、民俗資料館で平和展と合わせてそちらのほうでも企画してはいうふうなことで御意見いただきましたが、民俗資料館にある資料の中から、今年度はこれにしようかなというふうなことをいろいろ計画して平和展はヴィレステで行っていますので、そのヴィレステでその資料をしっかりと見れるようにということで、運んでその年ごとの内容は考えて今は展示をしているところです。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） しつこいんですけど、戦後80周年ということだったので、村内のいろんな資料もたくさん見れるかなと思ったところでしたので、また来年度以降検討してもらったらと思います。

小学生の展示について、先ほどいろんな経緯とかも聞いて小学生がやってくれるというのはすごくありがたいと思いますが、学校として負担とかはないんでしょうか。

○議長（山路 有君） 奥田教育長。

○教育長（奥田 和弘君） 学校として負担にならないかというような御質問をいただきました。

まずもって、石原議員さんのほうで学校の多忙化の現状であるとか学校の働き方改革についてっ

てということに対して御理解と御配慮をいただいているなということについては、本当に感謝申し上げます。

子供にとって、沖縄の修学旅行を経験して、そして私も参加させていただきましたが、あの場に座らせていただくということは、また非常に深い学びもあったなということ、一人一人の子供の真剣な姿を見て、私も本当にぐっとくるものがございました。そういったようなことと多忙化ってというようなことについては、学校とも相談しながら、年次的にこういったような計画で子供たちの学びを深めてくるのかってということも含めて、またちょっと相談したいなと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） いい取組ですから、負担がなければやってほしいと思います。

新聞作りについてですけど、これをコミュニティ・スクールのときに学校に来てもらうとかっていうところに、例えば、ちょっと一緒にそのグループとかにおったりするとかはぱっと考えたらできるかなと思うんですけど、どうでしょうか、そういう利用は。地域の人があるという、新聞作りのところにちょっと参加すると。

○議長（山路 有君） 奥田教育長。

○教育長（奥田 和弘君） 今お話をいただきましたように、本当に体験、子供たちにとってどんな体験ができるか、例えば修学旅行でいえば、語り部さんからお話を聞いて、それで感じ取ったことを子供たちが整理してまとめるというようなことも学習としてやっているのではないかなと思います。またそういったようなことも、ちょっと学校のほうで体験談を聞くっていうのがどうなのかっていうところも検討したいと思います。

また、ふるさと読本っていうのを作成しておりますが、その中に、戦時中の体験っていうのを実は日吉津村の方にお伺いしております。またそういったようなことも含めて、戦時中の体験をどう生かしていくのかとか、平和学習にどうつなげていくのかってというのは検討していきたいなと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 体験についても答えていただき、体験もあればいいなとは思いますが、それ以外で、簡単に単に地域の人に来てもらって、調べ学習っていうか、新聞作りのときに、ちょっと補助でもないですけど、見とる感じでぱっと来るぐらいのこともできるんじゃないかなという軽いやつです。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 石原議員の質問にお答えします。

地域の方の戦争体験等は、実はこれまでも実施しておりまして、ただ、いろいろと日程調整をしたりとか、それから近年については、ちょっと体調がっていうふうなことで実施ができなかったというふうなときはありますが、できる調整は行いながら、できれば生の声を聞いて、それを新聞作りに生かしていくっていうことはやっています。ただ、議員おっしゃったように、その場にいて一緒に作っていくっていうふうなことはやってはいないんですが、そういうコミュニティ・スクールの取組としての広がりということも意識しながら計画は学校と調整していきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 難しいやつではなくて、ミシンのときにちょっと見とるとかいうような感じで、新聞作りのときに、何も口は出さんけど、ちょっとおるといような感じの軽いやつですので、それぐらいだったらコミュニティ・スクールとかので学校に行く機会が一つ増えるんじゃないかなと思ったというところですが、どうでしょう。検討してみてください。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 石原議員の御質問にお答えします。

貴重な意見いただきました。検討して進めていければなというふうに思います。ありがとうございます。

○議員（6番 石原 浩明君） 終わります。

○議長（山路 有君） 以上で石原議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 次に、通告順、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。私は、今日は、高齢者福祉の充実と、その中では介護保険のことにも触れたいと思いますし、自動車運転免許返納後の……。

○議長（山路 有君） 江田議員さん、マイクを近づけてください。

○議員（3番 江田 加代君） すみません。高齢者福祉の充実と、その中で、介護保険、それから車の免許証返納後のタクシー券の発行などについての福祉施策の充実を求めて質問いたします。

2点目については、国民健康保険税の引下げを求めたいと思います。国保の加入者は、自営業で、家族経営の事業者をはじめ、体調が悪いと離職された方、フリーランスの方、退職後の高齢者など収入の少ない方が多い保険です。ぜひとも保険税の引下げを求めたいと思います。

まず、高齢者福祉の充実についてですが、高齢者福祉の充実を求める2点について質問いたします。

介護保険についてです。今現在、2027年度から始まる第10期の介護保険制度改定に向けた話合いが国のほうでは進められております。今、その中間の取りまとめの中で、利用料の2割負担の対象者の拡大、そして要介護1と2の認定者の生活援助等の保険給付外し、3点目はケアプランの有料化について話し合われております。いずれも利用者、事業者に大変大きな影響があると心配します。介護保険は制度が変わるたびに悪くなっていっています。介護保険制度の利用抑制にならないよう、広域連合、国に積極的に働きかけていただきたいと思います。

2点目については、自動車の運転免許証返納後も外出を制限することなく日常生活が送れるよう、タクシー券を発行するなどの福祉施策を求めます。

以上、村長の御答弁よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 江田議員さん、2点目の国民健康保険税の引下げの……。

○議員（3番 江田 加代君） 最初に言った。

○議長（山路 有君） もうよろしいですか、あれで。

○議員（3番 江田 加代君） あれだけです。

○議長（山路 有君） 分かりました。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 江田議員からの一般質問にお答えをしてみたいと思います。

大きく2点いただきました。通告の中で、高齢者福祉の拡充、介護保険等についての御質問と、それから国民健康保険税の引下げをという御質問でございます。

まず、高齢者福祉の拡充、介護保険の関係でありますけれども、現在、議員からもありましたように、2027年から始まる第10期計画、介護保険の事業計画第10期に向けた話合いが国の社会保険審議会介護保険部会のほうで進められているところでございます。特に最近も新聞なんかにも出てますけれども、利用者の負担をどうしていくのかとか、ケアプランの有料化をどうしていくのかというようなところが大きな議題として書かれているところでございまして、これを年内にはまとめていこうというようなことで国のほうでは議論を進められているというふう聞いています。

この介護保険の制度ですけれども、介護を必要とする方を社会全体で支え合う制度で、平成12年度から開始をされたものでございます。3年ごとに介護保険事業計画を策定をして、現在は9期計画、令和6年度から令和8年度までの計画になっていますので、今年が2年度目というこ

とになります。令和9年度からは新たな10期計画が始まるということで、先ほど申し上げました厚生労働省の部会のほうで議論が進められているところでございます。

現在の背景を申し上げますと、高齢化が進んでいるということは、もうまさに日本国中の課題で言われていることございまして、この進展が介護費の増加に直結をするものでございます。全国では、いわゆる団塊の世代の皆様が令和4年度から75歳以上の後期高齢者となり始め、今年度には全員が75歳以上に到達するというところでございます。これは文字どおり高齢の方が増えていくということございまして、これが直ちに皆さんが要介護、介護が必要となるというわけではありませんけれども、統計上見てみると、やはり85歳を超えられた方とか、高齢になっていければいけるほど介護を利用されるという方が増えていくということございまして。そういった要介護、要支援者の増加ということは、すなわち介護費の増加につながっていくものでございます。2040年度にかけての高齢の方々の数自体は、今後大きく増加しないもの、高止まりをしていくというような推計がございまして。

その中で、一方では、やはり先ほど申し上げました85歳以上の方々のシェア、人数が割合として高まっていくということが想定をされます。また、あわせて、支え手となる現役世代の人口が、今少子化ということでございますので、急速にこれが減少していくということも分かっています。すなわち、少なくなる支え手で増大する高齢者の介護ニーズを支えていかなければならないということが今後に向けて迫ってきているわけでございます。そうすると、この介護保険制度の中でサービスの確保ができていくのか、例えば人材確保ができていくのかですとか、事業者の経営がしっかりと今までのように維持できていくのかというような課題も出てくるわけでございます。この制度の持続可能性を確保していこうということが、大きな重要な視点となって現在議論が進められているところであります。

本村は、南部町、それから伯耆町と共に南部箕蚊屋広域連合を組織して介護保険事業を行っています。第9期の介護保険事業計画では第8期より低い介護保険料が実現できているところでありますが、今後の高齢化の進展に伴い、いかにこの負担を抑えながらサービスを維持していくかということが大きな課題であるというふうに考えているところでございます。そうしたことも踏まえ、全国町村会での今年度の重点要望といたしまして要望をしております。介護給付費の増加による被保険者の保険料のさらなる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため、国は責任を持って財源を確保するとともに、持続可能な介護保険制度の確立を図ることというようなことなどを要望しているところでございます。持続可能な介護保険制度として継続していけるよう、保険者である南部箕蚊屋広域連合や近隣の自治体、また、鳥取県と協力して引

き続き国に対し必要な要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、自動車の運転免許返納後も外出を制限することなく日常生活が送れるよう、タクシー券を発行するなどの福祉施策を求めるということでございます。

現在、日吉津村におきましては、日吉津村重度心身障害者等社会参加促進事業に関する規則を制定し、タクシー利用券によるタクシー料金の一部の助成を行っています。対象となる方は、日吉津村に在住の方で、重度心身障がい児者の方、それから高齢者の方で申し上げますと、75歳以上の方のみで構成される世帯、それから65歳以上の方のみで構成され、自身及び家族による交通手段がない世帯ということが対象でございます。

この世帯に対し、申請を受け、タクシー券の交付、1か月4枚、年間50枚の交付をしております。この1枚当たり500円の券でございます。1回の乗車で今6枚まで使用可能ということに、令和5年度からそういった取扱いにしています。それまでは1回1枚の使用ということでございましたが、議会からの要望を受けまして利用範囲の拡大を行ったところでございます。引き続きこの助成制度につきましては実施を継続していきたいというふうに考えておりますし、また、免許返納された方に対しましては、タクシーハイヤー協会による運賃1割引きの制度でありますとか、あるいは村社会福祉協議会が行いますサービス等もございますので、そうした制度の利用に向けた周知を図っていきたいというふうに考えております。

次に、大きな2問目で、国民健康保険税の引下げについての御質問でございます。

国民健康保険につきましては、平成30年の4月からこの制度が変わり、県がこの財政の責任主体ということで、県と市町村で国保制度を運営することとなっています。県全体の国民健康保険事業の財政運営を県が行い、その財源となる納付金について、各市町村の納付金や標準保険料率等を決定して示してくるということでございます。市町村におきましては、村の国保財政の運営、加入者の資格管理でありますとか保険税の決定、賦課徴収、保険給付の決定、支払い等々を行っているところでございます。加入者に身近な事業を実施をしているところでございます。

現在、県内市町村の保険料水準の統一を検討、協議を行っているところでございます。これまでは、いわゆる4方式ということでこの賦課徴収の仕組みが課税方式あったわけですが、これを3方式にできれば統一をしていって、この保険料水準を統一していこうというような動きでございまして、本村におきましても、今年度から5年をかけて、この4方式のうちの1つ、資産割というのをなくして3方式に移行していくよう税率を調整しているところでございます。

保険税の引下げをということでございまして、現状の制度等を少し御紹介させていただきますと、本村におきましては、この保険税の賦課に当たり応能割と応益割というのがあるわけござ

いますけれども、本村では応能の割合を高く設定しているわけでございます。これは、応益割というのは、ひとしく皆さんに納めていただく部分でありまして、応能割というのは、いわゆる保険料の負担能力に応じた割合、簡単に言うと所得が高ければたくさん払っていただくような仕組みなんですけれども、この応能ではなくて応益割合、皆さんにかかる部分を高くすると相対的に低所得の方も負担が増加するというような考え方から、応能割合を高く設定をしているところでございます。これが大体6対4ぐらいの設定で応能のほうが高くなっているというのが本村の状況でございます。

また、減免・軽減制度もございます。議員も御存じかとは思いますが、所得に応じた均等割、平等割の軽減ということで、7割、5割、2割の軽減でありますとか、あるいは非自発的失業者に対する軽減制度の制度であったりとか、あるいは村の規則に基づきます生活困窮であったり、罹災をされた場合には軽減をするというような制度もございます。先ほども申し上げましたが、平成30年度から県が財政の責任主体となって、保険者である市町村は県から示された納付金を納めることで、保険給付費に対して県から交付金が支払われる仕組みというふうになっております。

年々、被保険者の数が減少しているというのが状況、現状でございます。この少なくなる人数で納付金を負担していただきながら事業を安定的に運営をしていく必要があるという状況でございます。そうした中におきましても、できるだけ被保険者の皆様の負担増にならないよう配慮をしながらこの運営を行っているところでございます。今後も、できるだけ被保険者の方々の負担増にならないような国保事業の運営、保険料の設定を検討していきたいというふうに考えています。

また、県への納付金額には、前年にかかった医療費も大きく影響してくるところでございますので、村民の皆様の健康づくりも重要になると考えています。そうした健康への取組も行い、村民の皆様への健康づくりの取組に対する参加も促してまいりたいというふうに考えております。

以上で江田議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） まず最初の高齢者福祉の充実をとということで、介護保険のことを再確認させていただきます。

今、見直しを検討されております利用料の2割負担の対象者の拡大、2点目がケアプランの有料化、3点目が要介護1と2の生活支援サービスを地域支援事業に移行させる、そういうことが

今話し合われております。そこでですけれども、これはいろいろそういった仕事に関わっておられる方のお話なんですけれども、もしケアプランが有料化されたらどうなるかということの本を読みました。そうしましたら、有料化にすごく懸念を示しておられまして、有料化になったら利用者や家族の都合ばかりを重視したり、利用料を払ってるんだからという家族言いなりプランに変わってしまう危険性がある、そこにはきちっとした専門職としての意見が入りにくくなるってということが心配されてました。

このケアプランの有料化について、ケアマネジャーの業務負担が増えていく、介護保険サービスでの報酬が発生しない、安否確認や行政の手続支援なども一部ケアマネジャーが担っていかなければならないということもありました。結局は、これは訪問介護、それからケアマネさんとか、いろいろ介護現場で働いておられるような状態がまた起きてくるのではないかと、現場の仕事が増えてくるってことを懸念しておられました。ですから、やっぱり今、国のほうにも意見を上げていただいているやにお聞きしまして安心しましたけれども、ぜひとも具体的に、じゃあ、ケアプランが有料化になったらどうなっていくかというようなこともどんどん意見を上げていただきたいと思います。

介護保険につきましてはその1点をお願いしておきまして、あとは、今、介護保険の制度はどんどん在宅での介護、施設より在宅での介護は進められておりますけれども、今、本当に介護現場の人手不足が大きな問題になっておりまして、例えば在宅で介護を受けながら日常生活を送る場合には、在宅サービス、ヘルパーさんのお仕事に頼らなければならないということが拡大してくると思うんですね。それなのに、今そういった訪問介護の事業所がどんどん消えてきてます。倒産してます。

私、今、社会福祉協議会のデイサービスのことを思うときに、本当にこれは人ごとではないなって思うのが1点と、それと、訪問介護をどこかに委託してしまったら高齢者の状態が把握しにくくなるということを心配するわけですので、ぜひともこの訪問介護サービスは日吉津村でやっていただきたい、ここに力を入れていただきたい。いろいろと高齢者の状態を資料などを見させてもらおうと、もちろん人数は減って今後は増えることはないと思うんですけれども、それから独居の方も人数が各自治体とも増えてます。それで、高齢者のみの世帯も増えてます。これ減ってはおりません。そういうことになると、この在宅サービスっていうのが充実していなければ、お年寄りだけ2人で住んどって共倒れしてしまうようなことになってしまいますので、ぜひともこの部分については日吉津村が握って離さないっていうくらい頑張ってください、そういった介護現場の今人手不足が問題になってますけれども、その訪問介護のサービスの安定的な供給が、

していただくということがとても大事だと思います。その辺りでの村長の所見を伺います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。訪問介護、非常に大切に、御自宅におっていただいて介護を受けて、住み慣れたところで暮らしていただくというのがやはり求める一つの姿かなというふうに考えています。

その中で、訪問介護の事業というのは非常にやっぱり大切なものだと思います。これを日吉津村でということであるわけですがけれども、社会福祉協議会のほうでこの支援をやっていたわけなんですけれども、実態として、この利用者の利用数だとか、そうすると、コストに対する収入がないのでということもあって廃止をされたというような現状が一つにはあるかと思えます。やっぱり今後、その担い手が少なくなってくるということも想定される中で、どこまでこれが自前でやっていけるのかなっていうところは、やはり事業をやる者としては採算を見ていかないといけないわけでありますので、その辺りが非常に難しさはあるなというふうには思っています。

日吉津村の近隣にはそういったサービス事業者もあるわけございまして、そういったところのサービスを受けておられる方もいるように把握をしているところでございます。その辺りも含めて、日吉津村でももちろん皆様の状況、実態を把握してというのは大切なことだと思いますし、やっていかないけんことだというふうには思いますけれども、このサービスを提供するということころは、必ずしも日吉津村内で1つ事業所を持ってということではなくて、近隣の事業者の皆様の手も借りながらやっていくのがやはりこれからの時代を見ると、それが無理のない形なのかなというふうに考えているところでございます。デイサービスの事業者なんかもこのたび新たに加わっていただきましたので、そういった方たちの御意見等はまた聞いてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 私は、この介護保険の問題は高齢者の福祉と捉えています。今、本当に高齢者の福祉がなおざりになってるって思っています。介護保険が導入されて、高齢者福祉が介護保険の中に丸投げされてしまったのかなっていうふうに思ったりもしております。

そこで、近隣のところに行けばいいってことなんですけど、こないだ村報を見てましたら、日吉津村にぜひそういったところが欲しい、近隣じゃなくてということを書いておられる方がありましたよね。私、今日の同僚議員の質問の答弁だったと思いますけど、高齢者の方で病院にかかっておられない方が本当に元気でお暮らしなのかなっていうことを、わざわざ調べておられるっていうことをしなければいけないってことを答弁の中でありました、先ほどね。そうした

場合、やっぱり在宅での介護を村外の業者をお願いしてしまったら、これは現実、生々しいところが分からなくなってきました。ですから、ぜひともそういった意味で、これはもう民間ではできません、もうからんとやめてしまいますから。

だから、村長が頑張っってここをやっていただきたいというのは、本当に以前ヘルパーされてる方から聞いたんですけど、ヘルパーで入ると、そこのお宅のくず籠の中身をのぞいてみたら、大体生活が分かるって言って教えてくださいました。なるほど、日吉津の方ですよ、さすがプロだなって思って私、感心したんですけど、そういった高齢者の方の周りにはいろいろおられますよね、子供がおったり、また、違う家族がいたり。その中で、もめごとがあったりとかいろいろあるんですけども、そういったことももう玄関に入ったら何か分かるっていうね、例えば靴を見て分かるとか、やっぱりプロはそういったことまでおっしゃいます。ですから、ぜひとも、どこかの民間に預けてしまうんじゃなくて、日吉津村の役場にお勤めのヘルパーさんにそういった事業を始めてほしいんですけど、いかがでしょうか。私の思いですけど。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。答弁としては、先ほど申し上げたとおり、やはり近隣も含め民間の事業者のサービスを受けていただくということが現実的だろうかなというふうに思っています。そういった中で、そういった方たちとも連携をし、村としても、その状況を把握をしつつ必要に応じて手当ををしていくということがやはりこの福祉という面では大切かというふうに思いますので、そういった観点で社会福祉協議会やそういった民間の事業者等とも連携をしていきながら、しっかりと支援できるような体制を取っていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） よろしくお願ひします。

私、どうしても訴えたいのが、今の現役世代の若い方の多くの方が、高齢者の親だったり、その家族、高齢者を支えておられるんです、今現役の方が。日吉津村のある方がお母さんを介護してるときに、わしはおまえが見てごすけんこうして安心しとれえけども、おまえは一体誰に見てもらうだっっていうことを本当に心配しながら亡くなったっていうことも聞きました。ですから、今の現役の子供たちももう既に高齢者の家族を支えています。そうすると、高齢者の負担が増してくると、現役世代の負担につながってくるんですよ。でも、現役の世代の人が一生懸命外で働くとき、家に介護の必要な親を置いて出ても安心して仕事ができるということがありますので、これは高齢者の、何ていいますかね、サポートがなおざりになったら支える子供たちに連動して

くるといいますか、やっぱりもうそういったことを考えなきゃいけないのではないかなって思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。議員がおっしゃいました世の中の状況があって、実際、実態として、やっぱり今施設介護のほうが増えてきているというような状況が見られるのではないかなというふうに思っているところであります。これを社会や地域でどう支えていくかというのがいわゆる包括的支援サービスの理念、考え方でありまして、これを村であったりとか、先ほど言いました社会福祉協議会であったりとか、地域の方々であったりとかやはり一緒になって支えていくような世の中、社会をつくっていくというのが一つの求めるところかなというふうに思っています。実際のところは、やはり支える人たちが少なくなってきていて、皆さんがお仕事をされながら介護されるっていう状況が出てくると、本当に難しい状況が出てくるかなというふうには思っているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） すみません、今日何かしつこく質問させていただきますけど、本当に私、危機感持ってるんです。まず、介護のデイサービスよりも訪問介護の事業所がばたばたともう今倒産してます。これも今の介護の従事者の人手不足の最大の原因が、訪問介護の短時間だということを言っておられる方がありました。これは東京のほうの話なんですけど、東京で公務員をされとった方が、介護保険が導入されたときに、そこを退職されて、自分が年取ったときに行けるような、そういった介護保険のサービス提供事業者になりたいというのでされたんだんですけど、その方が、やっぱりサービスが次々と短縮されてヘルパーさんの賃金が下がって、どんどん流出して人手不足になったと。それが2006年です。介護保険が始まってたった6年しかたってないのに、もうそういった実態があったということを訴えておられました。

さらに、そういった実態を知りながら介護報酬が削減されてきたので、さらに追い打ちになったと。2006年は、2006年の3月までは、これは日吉津村のヘルパーさんにも聞いたことがあるんですけど、1回につき訪問介護が3時間だったそうです。その3時間の間、何をお仕事したかといいますと、家事援助が主なんですけど、まず午前の11時頃にヘルパーが利用者さんを訪問します。洗濯機を回します。回している間、買物に行って、さらに調理をして数品のおかずを作って、そして入浴の見守りをして、利用者さんが昼食を取るの見届けから掃除をして仕事が終了で帰っておられたそうです。

それが、その年の第3期目になる明くる年には、介護報酬の改定はなかったんですけども、

生活援助が1時間30分で頭打ちになった。3時間だったのが1時間30分で仕事をしなさい、3時間の援助を続けていた方には、1時間30分ずつに分けて行かれたそうなんですけど、介護報酬の対象にならず、ヘルパーの移動時間や待機時間が増えたために、報酬の対象じゃないですから、待機時間なんかは、ですから、またそのヘルパーさんの賃金は下がっていくしというので、そういったことをぐるぐるぐるぐるやっておられたそうです。

それで、訪問介護事業者が、最近ですけど、全国で6割が減収になって報酬が引き下げられてもう介護崩壊っていう感じもあったのに、2024年ですから去年です、去年に訪問介護報酬が引下げになったんだそうです。その結果、ホームヘルパーさんの事業所の6割近くが減収になって、そのことを3月31日に厚生労働省が公表したそうです。ですから、私、本当に社協のいろいろ苦労されたことは、社協も、訪問介護、いつからかなくなりましたよね、そういった背景があってその辺の対応がうまくできなかったのかなっていう辺では、大変残念で気の毒だなと思うんですけども、やっぱりこれは、どんどんこういった実態を広域連合の中とか国とかに訴えていただきたいということです。これは要望しておきます。

それで、次、タクシーの券についてなんです。

これは、今日の質問の中で同僚議員とのお話を聞いたりして、また、村長の答弁を聞いたりとかいろいろして感じたんですけども、私、日吉津村は2キロ四方のちっちゃなところなんですけど、これは本当に車の運転をしなくても暮らしていけるむらづくりができるんじゃないかなっていうことを最近感じてたんです。

この一般質問通告書を出した後からずっと考えてたんですけど、そうすると、例えば社協さんがそういった事業を立ち上げて、村内をぐるぐる回っていただいて、海浜運動公園に行きしてみたいなっていうお年寄りが孫の手を引いて一緒にそのバスに乗って海浜運動公園に行きたりとか、そういった、最近、日吉津村には車が入ってくるのが多くて本当に危険が増してますので、何ていいますか、村の小型のバスをもう隅々までぐるぐる回っていただいて、年金の支給月にはイオンに行きたく物がしたいわとか、あそこにいろいろな店ができたなとか、そういったことを、子育てだけじゃなくて、もう高齢者も一緒になって、ああ、昔はああだったけど、あそこがこんなになったとかいうことを確認したり、今日はおにぎりを作って誰々さんと一緒にバスに乗って行ってみようかなっていうような、そういった事業を立ち上げることなんていうのは無理なんじゃないか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。他の町の状況等を見ますと、やはり公共交通の維持

というのは非常に難しくなってきたというのが全体的な流れだと思っています。日吉津村内もバス路線も走っていて、村からも補助を出してというようなことで運営が成り立っているというふうに認識をしています。近隣の町などの状況を見ると、やっぱりこれまであったバスを小型化を図ってデマンド化を図ってというようなことで、コスト削減をしながら便利な使い方ができるようということで、大変な工夫をされながら運営をしておられるというのが実態かなというふうに思います。

本村におきましては、他町のように集落から集落の間、中心の町なかまでの間が何キロもあってというような状況ではないというふうに認識をしておりますので、現時点ではこのタクシーチケットの補助等で支援をさせていただいているところでございます。外出をしていただくというのは、やはり非常にいいことだと思いますので、そういったことで、この導入については非常に大きな力が要するというふうに考えておりますので、現時点では検討はしていないところでございます。今後、状況を見て、どうしてもやっぱりそういったほうが合理的であったり、あるいはそういった手だてが欲しい人が非常にたくさん増えたというようなことになれば、そのときはまた検討をする時期かなというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 左回り、右回りっていうバスが通ってましたよね。今運行してますか。（「はい」と呼ぶ者あり）あんまり出会うようになった。確かにお客さん乗ってないです。よく聞くのが、我が家からバス停までに行くのが大変だっていうことをよく聞きました。

それと、免許を返納した方がおられる家族っていうのは、結構免許を返納された後の仕事量が増えて、仕事量言ったらおかしいですけど、運搬とかちょっとしたことなんですけれども、そうすると、働き盛りの家族とか免許証を持ってるのであれですけども、本当にしばらくすると今度は免許を返納した人が遠慮するのですが、我慢する。ですから、そういったことはやっぱりなくしたほうがいいと思うんです。

ですから、明るい気持ちで、たまには、そういったバスが走ってまして、それで、今日の車掌さんは村長さんだったわとか、そういったくらいな何か明るいバス、私、いいなって思うんですよ。そしたら、住民さんも、あら、今日はあの人がいつも乗ってきなるにあの人の姿が見えんけん、ちいと加減が悪いだあかとか、それから、あらあら今日は孫さんを連れて、お母さんが忙しいだけん孫さんを連れてバスに乗って運動公園に来ちょうなあわとか、やっぱり私、それが日吉津村ならできるところだと思うんですよ。そういったことを、何ていいですかね、私、ちょっと夢見てるんですけども、絶対無理でしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほどの答弁、重ねての答弁になるかと思えますけれども、やはりこの仕組みを運営していくことについては非常にコストがかかるというふうに思っています。どの市町村も非常に苦勞をしながらこれを維持しておられるのが現状だということは存じ上げておりますので、現在のタクシー券の支援、免許返納された方がやはり出にくいということが出てくると思いますので、そういった辺りについては、このタクシーのところの運用を少し検討できるかもしれませんので、そういったところで皆さんが少しでも出やすいようにというような環境は今後も検討していきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 今日の村長の答弁聞いてましたら、海浜運動公園について、気軽に利用できる憩いの場って答弁しておられました。本当に村民みんなが気軽に利用できるっていうことになると、やっぱり高齢者も含めて、子育て中の方だけじゃなくてそういった人が集えるスペースにぜひともしていただきたい。そして活性化っていうこともおっしゃいました。本当の意味での活性化っていうのは我が村にとってはどういうことかなっていったときに、まず村民が、こりゃええ具合になったなって村民さんが喜んでくださるっていうことが大事だと思います。

それと、もう一つ、最近ではないですけども、431号線沿いの信号、白石医院のところの信号があるんですけど、あそこを渡ろうとされとった高齢者の方が、信号機が変わってしまって、あら危ないわと思って飛んでいきたことがあるんですけど、やっぱり村内にはそういった危険箇所があるし、それと車の台数が増えましたので、本当に子供とか弱者がそういった犠牲にならないようにということを考えたとき、少々お金がかかるかもしれませんが、そういったことをまた再々、再度お願いして、この件については終わります。

それで、国民健康保険料のことなんですけども、これは、まず、なぜこんなに国民健康保険料が高いのっていうことをちょこちょこ聞きます。同じ年収で同じ家族構成なのに、協会けんぽの保険料は年間15万4,908円、国保だと25万1,695円です。協会けんぽの1.6倍です。いろいろ資料を見ますと、国保の被保険者の年収が本当少ないじゃないですか。だけれども、協会けんぽの方に比べたら保険料は1.6倍っていう、これ計算してもらったんです、ことがあるんです。

それで、私もいろいろ研究してみましたけれども、国民健康保険は協会けんぽや組合の健保のように企業の負担がない、だからここを国が財源保障してくれないと、これがどうしても高い保険料になってしまう要因の一つで、均等割については、協会けんぽは家族が何人増えても保険料

増えませんよね、協会けんぽは同じです、所得にぼんと掛けてしまいますから。ところが、国保の場合は、家族の人数に応じて均等割があるんですけど、今、就学前までは半額になってますかね、そういったことがあるんですけども、国保の被保険者の家族が増えたらそこが増えていくという仕組みになっておりまして、この辺りについて、やっぱり国民健康保険の被保険者の方は年金生活者とかが多いと思うし、若い人っていえば、仕事がうまくいかんようになって退職して国保に入ったとか、なかなか収入が安定的でない被保険者が比較的多いと思うんですけども、こういったことを考えますと、これは先ほども説明の中にありましたけれども、思い出しました。

2018年度から保険が県に移りましたね。2018年から保険者が県になりました。そのときに、平井知事さんは全国で何か役だったんでしょうか、そのときに平井知事さんは、すてきなアイデアとは言えませんっていうふうに発言されとるのが国保新聞に載ってましたけれど、保険料をどう考えるかっていうことが大きな議題になって、被保険者が払える保険料なのか、払えない保険料であるならどうするのか、考えをそれぞれただしたっていうふうな記事があったんです。

従来と違うのは、県が財政を握っておって、それで、先ほど言われましたけど、前村長は年貢を納めんといけんって言うておられましたけど、そういったふうに制度が変わったんですけども、やっぱりここを本当に、今も訴えていただいていると思いますけども、ぜひともこれを、当時は構造的な問題ということがここで話しされたそうでした、国民健康保険の構造的な問題というのは、年齢構成が高い、医療水準が高い、無職、失業者、非正規労働者が多い、この問題を解決するためには多額の国庫負担が設定していただかんといけんっていうことを恐らく国に訴えていただいたんだと思います、この知事さんたちが。この辺のことがありますので、ぜひとも村長もこの立場で頑張っていただきたいということをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。国民健康保険の保険者等による会がございまして、その中でもこの要望は毎年行っているところでございます。やはり国からの負担があつてこそ成り立っている制度だというふうに認識をしていますので、これが30年度から県が財政の責任主体となったわけでありまして、その後も継続して、国には負担をしてくださいということは、これ毎年要望しているところでございます。今後も引き続いてその要望はしていきたいというふうに考えています。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 最後にしますけど、村民税、固定資産税、国保税の滞納状況をちょっと見せていただきました。村民税については滞納件数が49件、固定資産税が72件、国民

健康保険が99件なんです。それが村民1人当たりの所得っていうのが279万8,970円、国民健康保険の1人当たりの所得が75万8,184円なんです。それで、国民健康保険税のやっぱり滞納がすごく多いんですけども、最近は固定資産税の滞納も増えてるようなんですけど、この辺りを考えたら、絶対払えるような保険税の金額じゃないと思うんですね。

この辺りのことを私はいろいろな人の代弁者になって代弁していかんといけんと思ってますけど、本当にあんまり、介護保険のように年金から天引きすれば簡単なことかもしれませんけど、でも、年金を天引きされてしまったら今度生活がやっていけないので、介護保険のサービスを利用することを我慢するっていう選択をしてしまう危険性がありますし、医療だって、保険料を払うだけ払って、あと医者に行くのを我慢するだわいというようなことがあったらいけないと思いますので、その辺りもぜひともそういった立場で頑張っていたいただきたいと思います。これは要望としてお話しさせていただきました。ちょっと御答弁いただきたいが。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。国民健康保険の運営に関しては村で行っておりますし、また、介護保険は南部箕蚊屋広域連合でやっているわけですが、いずれも、できるだけ被保険者の皆様の負担が高くないようにというようなことには十分に配慮しながら運営を行って税率等も検討しているところでございますので、そういったスタンスを今後も貫きながら運営をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） ぜひともお願いします。

そして、やっぱり仕掛けづくりが私、大切だと思うんです。今日の御答弁の中に、医者に通院してない人はどうだろうかって心配していただいております。そういったことがもう分かるような、何ていうのかな、仕事っていいですか、そのためには、少々お金がかかっても介護保険に関することを事業を1つは村で握っておこうとか、そういった立場でぜひとも頑張っていたきたいということを要望して終わらせていただきます。

ありがとうございました。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで暫時休憩を入れます。再開は午後4時35分から再開したいと思いますので、同議場にお集まりください。

それでは、休憩に入ります。

午後 4 時 2 2 分休憩

午後 4 時 3 5 分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

通告順 8 番、橋井満義議員の一般質問を許します。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 通告 8 番、議席番号 8 番、橋井でございます。一番最後の一般質問となりました。しばらくお付き合い賜りたいと思います。

まず冒頭に、本日、そんな働きをしておりませんが、歯が浮きまして滑舌が若干悪いと思いますが、御了解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そういたしますと、皆様、お手元に一般質問の通告を配付いただいておりますので、それに基づきまして質問させていただきたいと思います。

テロップでも流れておるかも分かりませんが、2 点について質問させていただくものであります。

まず 1 点目は、箕蚊屋中学校の米子市委託は村民合意で行っていただきたい、次、2 点目は、日吉津村の目指す未来はということで、財政及び次年度の方向づけについて答弁を求めるものであります。若干 2 点目の村の目指す未来はということが質問に入れられないかも知れませんので、あらかじめ、重点的には中学校の組合の委託についての質問に集中していきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、皆様も、御存じの方や御存じでない方が様々な方でこれが話が交錯してるというのが現実ではないかなというふうに思っております。執行部並びに議員は、これらの概要については分かっておるところであります。村民の皆様が本当にこれが充足できる内容として御理解いただいているかということは私は懐疑的に思っておりますので、ここの部分をまず本日はただしていきたい。それはなぜかと申しますと、既に村報といいましょうか、おとといからでしょうか、この中学校組合の住民説明会というのが、今度 1 3 日の土曜日に開催される旨の放送があったように私は思っております。この場においてえらく御丁寧に説明をされるのかなと思ったりして、半分嫌みではないですけども、それらについて時系列でもってこの件についての質問、問題点を求めてまいりたいなというふうに思っております。

これらについては、詳細は 6 点について。

この箕中の米子市委託は村民合意での 1 点目、これに至るまでの経緯をまず時間的な時系列で

示して説明をいただきたい。

それから、2点目、事務経費等の資料に基づきます算出根拠をどのように考えておられるのか、これらについては4.7人の人役計算が跳躍をするということで、これらを低減化するためには、米子市に委託をして箕蚊屋中学校を一本化にするという論理であります。

それから、3点目、中学校の組合立とされているが、他の事例等と比較検討をされたことのあるやなしや。

それから、4点目、令和8年4月より米子市立にする計画のようではありますが、これが履行されなければどのような状況に陥るといいますでしょうか、なっていくのか、それらを想定される状況を勘案した中で答弁をいただきたい。

次、5点目、箕蚊屋中学校のみならず、米子市全体の中学校へ及ぼす影響をどう見ておられるのか、御答弁いただきたいと思います。

それから、6点目、最後ですが、その他、村民の意見等をどのように受け止めておられるのか、所見として御答弁を賜りたいと思います。

次に、大きな2点目、日吉津村の目指す未来は。

村の決算審査は、去る9月定例会会期中に審査が完了し、意見書を付して終了いたしました。河中委員長ほか各議員全員で構成する決算審査特別委員会が開催され、行ったものであります。そこには、以前には、これらは9月定例会に提案をされたものを閉会中の間に12月議会までの審査期間を要して審査を行い、報告をしておりました。次年度の予算編成に遅くなると考え、当時の議会、その他もろもろのしんしゃくをいたしまして早期完了とするべく9月定例会の会期中に行うようになったものと理解をしております。これらを踏まえ、次年度の予算及び事業をどう見据えているのか、答弁を求めてまいりたいと思います。

まず1点目、次年度の事業化に対する予算編成の骨子は何であるのか。

2点目、決算の意見書についての見解は。これは、意見書といいますのは、委員会から提出をされた意見書についての見解を求めるものであります。

次、3点目、村の債務返済に関する詳細を年次計画書類を提出の上、説明されたい。既に私どもにはこの債務返済計画が配付をされておりますので、これらに基づいて再度机上におきまして私どもが審査をさせていただきたいなと思います。

それから、最後、来年度、令和8年度をもって議員、そして村長も同日選挙で任期満了となります。首長として残1年でやるべきことをどう考えておられるのか、これらについて率直な意見を求めてまいりたいと思います。

まず、1点目の箕中の米子市委託は村民合意で、これに関する点が6点、それから2点目の日吉津村の目指す未来はということで、これらについての詳細を4点、これらについて明快に御答弁を賜りたいと思います。これが終わりましたら、自席にて再度また質問させていただくようになるかと思いますが、よろしく願いをいたします。なお、持ち時間が60分としておりますので、それらを勘案した中で、執行部のほうにつきましても明快な簡潔な答弁を求めるものであります。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 橋井議員からの一般質問にお答えしてまいります。

大きく2点御質問がありました。1点目が、箕蚊屋中学校の米子市委託は村民合意でという御質問、2点目が、日吉津村の目指す未来はという御質問でございます。

まず、中学校の関係でございます。

その中で、これに至るまでの経緯を時系列で示されたいということでございます。これまでの協議の経緯を御説明申し上げます。

まず、令和4年度に、負担金、米子市と日吉津村がこの中学校組合に負担金を支出をして成り立っている組合でございます、ここへの負担金の割合の計算について、計算根拠が不明な部分があったので、米子市と日吉津村で経緯等を確認してきたところでございます。令和5年度におきまして、11月頃になりますけれども、負担金、それから運営経費について協議書内容の変更の提案を受けたところでございます。負担金の計算方法の変更協議をその後行ってきたところでございます。翌年、令和5年度の2月になりますけれども、この2月頃に負担金計算方法の提示があったわけでありましたが、これに関しては、変更前の計算方法で予算計上を本村としては行った、変更はしていないという状況でございます。

令和6年度に入りまして、5月頃からほぼ毎月の協議を実施してきたところであります。運営経費において、特に人件費の経費の変更協議を進めてきたところでございます。11月頃、米子市の独自調査によって4.2人役の人件費という案を提示されましたが、協議をした結果、1.7人役ということで決着をしたところでございます。前年度までは、この人役、0.5人役だったところ、1.7人役ということで、令和7年度からこの1.7人役となっているところであります。

4月から負担金の継続協議と委託方式の検討を始めたところでございます。組合負担金の軽減について米子市と日吉津村とで検討を進めてきたというところでございます。8月頃には、米子市の事務量調査によって4.7人役の人件費という調査結果が示されたところであります。10月頃になりますけれども、新年度に向けた検討の中で、委託方式での検討、調整に入ったというのが経緯

でございます。

続いて、2つ目の事務経費等の算出根拠をどのように考えているかという御質問でございます。

米子市が行われた事務量調査によりますと、組合事務局の業務を併任で行っている米子市の職員は延べで111人あり、合計すると約4.7人役という積算を示されています。この人役計算は、協議の中で米子市が調査し積み上げて提示されたものであり、本村として厳密にこれを検証のしようがないというのが正直なところでございます。

ただ、一方で、一定の負担増があることについては理解をしているところでございます。近年の地方自治や教育課題の高度化、複雑化によって組合の事務事業が増加して、それに伴って事務局の人的負担が拡大をしてきていることは理解をしているところでございます。また、一部事務組合方式は、独立した1つの自治体として機能しておりますので、1つのこの箕蚊屋中学校を運営するのに当たり、多くの組合での事務手続、手順を要しているということを認識しているところでございます。

次に、中学校の組合立とされている他の事例と比較検討されたことはあるのかということで、組合を解消された事例等について調べております。高知県の宿毛市と愛媛県の南、愛南町というところです。この篠山小中学校、組合立小中学校でありますけれども、小規模校ということでございます。今年度をもって閉校をするということでございます。これまで組合議会を年2回実施をしてきたということでありますけれども、この組合が解消されることで、負担は大きく減少する見込みということでお伺いをしています。

また、教育の事務委託の事例といたしまして、青森県になりますが、西目屋村と弘前市の事例ということでございます。西目屋中学校の閉校に伴い、平成27年の4月から弘前市へ事務を委託しており、生徒は弘前市の東目屋中学校というところに通学をしているということであります。この事務委託を行ったところ、実際どうかというところで聞いてみたところ、今のところ問題はないということでお聞きしています。事務レベルでの協議を行っており、委託により経費は減少したということでございます。

そのほかに、子供の通学に係る委託の規約を結んでいる地域ということで、長野県の小川村と長野市、それから新潟県の妙高市と長野県の飯山市、京都市と高槻市等、地区の一部の子供たちが他の自治体の学校に通うというような事例はあるということでございます。

なお、組合立中学校の数でございますけれども、平成22年には28あったものが令和5年には23になっているというような数字がございます。

次に、箕蚊屋中学校のみならず、米子市全体の中学校へ及ぼす影響をどう見ているかというこ

とでございますけれども、失礼しました、その前に4番がありました。令和8年の4月より米子市立にする計画のようだが、これが履行されなければどのような状況になるかという御質問でございます。

この中学校組合を解散するということに向けましては、日吉津村、それから米子市の双方の議会において、解散に関する協議、財産処分に関する議決をいただくということがスタートになってまいります。この議会の議決を経て米子市、日吉津村両首長同士の協議により協定書の締結を行います。そして日吉津村、米子市両方から中学校組合の設立許可権者である県に対して届出を行います。あわせて、事務委託の村と市の議会議決を経て規約の調定を行い、設立許可権者である県への委託の届出を行うものでございます。

今申し上げたような手続が進まなければ、組合立中学校として継続することになります。一方で、先ほど申し上げました事務負担の解消はされないまま運用を行っていくこととなりますので、継続して協議を行っていくこととなるということでございます。いずれにいたしましても、日吉津小学校区、それから箕蚊屋小学校区、伯仙小学校区の子供たちが通う箕蚊屋中学校は、これまでと変わらず学校運営されるということは間違いのないところでございます。

次に、箕蚊屋中学校だけではなく、米子市全体の中学校へ及ぼす影響をどう見ているかという御質問でございます。

この一部事務組合の解散につきまして、他の米子市立の中学校の運営に何か影響があるとは考えておりません。

最後に、その他、村民の意見等をどう受け止めているかという御質問でございます。

これは、大変大きな変更であり、新聞報道もありましたし、また、説明会も開催しましたが、唐突な印象を抱かれた方も多かったのではないかなというふうに思っているところでございます。急な提案と受け止められたことにつきましては、この経緯や現状等の説明が不十分であったのではないかと思っているところでございます。今回の変更は、中学校の運営体制の変更に係るところでございますので、箕蚊屋中学校での教育につきましては何ら変わることがないという状況でございます。前回、住民説明会でいただきました意見も踏まえ、13日には再度の説明会を開催することとしています。前回いただきました御意見等に対する説明を丁寧にさせていただき、改めて皆様からの御意見を聞き、御理解いただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、大きな2番目の日吉津村の目指す未来はという御質問でございます。

その1点目、次年度の事業化に対する予算編成の骨子について御質問でございます。

令和8年度の当初予算編成方針ということで、これは各課に周知をしているものでございます。全ての事業について、真に必要な事業か否か、財源確保も踏まえてゼロベースで検討すること、特に総合計画に基づく事業については、実施事業について十分検討し、事務事業における向上が見られない場合は支出を抑えていくことも検討する、村民が主体となった活動を村が後押しするような仕組みづくりと、これからの日吉津村のむらづくりを担う人づくりを検討する、費用対効果が発揮できるかを検討し、経常的な費用のかからない事務事業の効率化に努める、国や県の動向を注視し、全ての事業において国、県の財源、補助金や交付金の充当を検討していくというようなことを通知しているところでございます。

あわせて、地方創生2.0における新しい地方経済・生活環境創生交付金の事業、海浜運動公園の整備等の事業もでございます。そういった事業にはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。また、海浜エリアの活性化に加え、新たな特産品開発、イチジクの視察に行ったという話もさせていただいております。そういったところについても、ぜひ進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、決算の意見書についての見解ということでございます。

この附帯意見につきましては、予算計上も含め検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。本会期中の16日火曜日に開催されます行財政調査特別委員会において、検討状況等を御回答をさせていただく予定としています。

次に、債務返済に関する詳細について、年次計画の説明をということでございます。

資料の配付を議員の皆様にはさせていただいておりますけれども、令和6年度末の未償還元金は30億6,350万円ということでございます。本年度末時点では30億4,103万8,000円、2,246万2,000円の減となる見込みでございます。令和8年度におきましては、海浜運動公園の再整備事業の2期工事等を予定しておりますほか、現在、耐用年数が半分以上経過をし、長寿命化工事が必要となっております庁舎の改修でありますとか、あるいは農業者トレーニングセンターの修繕、村営住宅の修繕などを検討しなければならない時期となっております。国や県の補助事業なども活用し、借入れを最小限に抑えながら計画的な整備を行っていきたいというふうに考えております。

最後に、村長、議員とも令和8年度をもって任期満了となる。首長として、残り1年でやるべきことをどう考えているかという御質問でございます。

現在、先ほども申しました新たな地方創生の取組として、海浜運動公園の再整備、日吉津村の新たな特産品開発などの取組を開始したところでございます。海浜運動公園につきましては、今

年度に第1期工事を完成し、指定管理者による新たな運営の開始と併せ、来年度には第2期工事を予定しているところでございます。まずは、今年度整備の予定どおりの進捗を図りながら、来年度の準備を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、新たな特産品開発に関しましては、来年度は新鮮市場の一角を活用したアンテナ店舗のオープンを予定しています。間もなく整備工事に入っていきますので、まずはこちらも計画どおりの整備と、3月からのオープンに向けて万全の準備を行ってまいりたいと考えております。この11月には、先進地視察として、イチジク栽培に関心を持っておられる方々などに御参加いただき、愛知県知多半島のイチジク栽培農家への視察を実施したところでございます。この結果を生かして新たな産地化を目指すとともに、付加価値をつけるための加工なども視野に検討を進めたいというふうに考えています。

海浜エリアの活性化については、村全体の活力につながるものだと考えています。また、新たな特産品づくりと併せてアンテナ店舗などを活用して販路開拓も行うことで、新たな産業や新規就農者の確保にもつなげていきたいというふうに考えているところであります。これまで進めてきております住み続けたいむらづくり、子育てしやすいむらづくりに加え、より活力があり、魅力のあるむらづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で橋井議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問を許します。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。再質問に移らせていただきます。

最初の通告書に従いまして、村長、答弁ありがとうございました。これに基づきまして再質問させていただきたいと思います。

先ほど壇上でも申し上げましたが、箕蚊屋中学校の米子市委託ということ村民の皆さんが本当に御存じなのかどうかということが懐疑的であるというふうに私は冒頭に申し上げさせていただきました。これがあるがゆえに、今度の土曜日の13日にも再度されるのではないかなというふうに私も少し胸下ろした部分でもあります。それはそれとして、しっかりと説明を果たしていただきたいなと思います。

ということで、この時系列部分については、私も今まで感じておりましたのは、これらの情報について議会といたしましてもどうなってるのかがなかなか分からなくて、そうしてる間に、10月の17日の全員協議会を開いてくれということがあったもんですから、まずここがスタートかなというふうに私は思ってます。それで、10月17日に議会の全員協議会が開かれまして、

手元の資料におきますと、箕蚊屋中学校の運営方法についての概略の説明の云々が手元にはあります。これらについては、そういった細かな金銭面云々はなくて、事務量の効率化と学校についての運営の仕方ということの解散と事務委託への移行というところの資料が手元にあります。

そうしておいて、そこからどのようになっていったかといいますと、この10月17日、議会の知り得るところがまずスタート。それで、私は、米子のある箕蚊屋校区の人から、手元にこういう資料がありまして、これはテレビに映るのかどうか分かりませんが、これが箕蚊屋校区の各自治会の中で、箕蚊屋中学校区にお住まいの皆様、米子市からのお知らせ、箕蚊屋中学校の設置者の変更に関わる住民説明会についてのお知らせということで、11月18日の火曜日午後7時から箕蚊屋中学校の体育館で行いますという案内状であります。これがありまして、これと同時に同日付の10月30日には議会のほうに全員協議会を開催してくださいということで、10月30日に、これもまた議会のほうで全員協議会の開催がありました。これは同じく箕蚊屋中学校の当面のスケジュールということで、11月17日に保護者の説明会、11月12日、そして11月15日、そして先ほど申し上げました、箕蚊屋校区はないですね、日吉津の住民説明会というのが11月22日にスケジュールが入ってます。というので、日吉津の説明会が初めてここで登場いたしました。箕蚊屋中学校区は既に11月18日に開催されるということで、日吉津が3日ほど遅くなって開催するというお触れがここで出てきたわけです。

しかしながら、これらを考えてみますに、10月30日の時点でこのようなことを開いて、既にここではこれを開いた段階で、その後、11月7日には日本海新聞のほうから組合議会での云々というのが新聞報道なされました。そして11月12日には、箕蚊屋中学校で保護者会が開かれてる、15日もですね。それで、18日は住民説明会が箕蚊屋中学校で近隣の住民の皆さんの先ほどのこのお知らせのとおり開かれました。そうしとる間に、また今度は、うちのほうも11月の17日に議会の全員協議会がもう矢継ぎ早にぽんぽんぽんぽんと開かれておるわけでありませぬ。

そうして見ておりますと、これらの現状説明を議会には何度かしておいて、既成事実をつくるようにしか見えないような行為に映ってしまいかねません。それは感情的なことで論議してもいけませんので、そうしておって最終的に11月26日には箕蚊屋中学校の組合議会が米子市役所で開催されております。それで、そこでは何をされたかという、議長からの報告文書を頂いておりまして、中学校組合では何をされたかというのが、箕蚊屋中学校組合は11月26日午前9時から開催されて、中学校組合の一般会計の決算、そして事務の管理及び執行状況の点検及び評価ということが報告で、この2つが論議されています。

そして、ここからは、議会ではなくて、閉会の後に引き続き全員協議会を開かれて、この全員協議会というのは公の会じゃありませんから要するに茶話会と同じ扱いです、議会でいう。これをその終わった後に、協議事項は、箕蚊屋中学校の設置者の変更について議長を含め8名の議員、局長、正副管理者で協議をされています。ということは、今後の中学校の設置者について、どのように役割を決めていくかということがこの中の会議で検討されたというふうに見てとっても間違いではないなというふうに思っております。ということで、時系列の順序を追って、10月17日に我々日吉津村議会のメンバーが知り得る事実、そこがスタートとして、それから今日までに至っておるということでもあります。ということで、これらについて議会の報告なり云々ということは多分議長も大変苦慮されたと思います。知らずして云々ということでは、大変議会としてそれはよろしくないよということがあったと思います。

それはそれとして、私はよくやっていただいたなというふうに評価をしたいと思っておりますが、それで、これらを見ていきまして、今日、村長のほうから説明がありました私に対する答弁、これは令和7年11月27日の議会全員協議会の資料とほぼ同じ内容でありました。それで、私は何を申し上げたいかいうと、ここにある程度の理解できる文章が明記されております。令和4年度には負担金の割合について米子と日吉津とで計算根拠が不明だから協議を確認してきた、そして令和5年には、全体のこの負担額云々について、財政力指数による計算をした方がいいじゃないかということをごここで論議されてます。そして令和6年、昨年度5月頃からほぼ毎月協議を実施されてる、その当時からもう既にやられてるわけじゃないですか。

それで、11月頃に、米子市の独自の判断により4.2人役の人員費という案を提示されたが、協議の結果1.7人役で決着した（前年0.5人役が1.7人）ということで、令和7年3月の議場において口頭での報告されたということで、こないだから同僚議員からの質問もありました。箕蚊屋中学校の負担金が去年もようけ払ったんじゃないかなということを前提にお話をされた議員もありました。どなたかというのはちょっと控えさせていただきたいと思っております。

それで、再度、今度は令和7年度に4.7人役の人員費ということで私はここで説明をさせていただいたわけではありますが、一人しゃべってもいけませんけん、この私、令和4、5、6、今年、今7年のもう12月にもなってますから、これらの間に、例えば米子市の立場になったら、これらずっと重ねてるのにどうしてここまで引っ張ってくるんだよということを言いたい気持ちにもならなくもないですが、そこからすると、この今の現状を踏まえた中では、米子市さんはこれまでずっとこうやって協議を開いておりながらも、ここまで、ほったらかしという表現はよくないですね、焦げつく手前までどうしてこういうことになったのかなということをお

られるんじゃないかなと思うんです。その点について率直な見解を、私の考えが間違ってるかもしれないので、いかがお持ちでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほどお示ししましたとおり、令和4年度からこの負担金についての協議を継続をしてきているところでございます。その中で、やはり双方でこの事務量に対してどのような見方をしているかというところで、なかなかこのすり合わせに時間がかかっていたというのが現状だというふうに思っています。先ほど答弁の中でも申し上げました人役をいかに見るかというところが、やはり実際に事務を持っておられる米子市としては、これぐらいかかってますよということがありますし、本村からすると、果たしてそこまで本当にかかっているんだろうかというような見方もあるわけでございまして、その部分について時間がかかってこの協議を進めてきたというのが実態かなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 今、村長のほうから、人役計算が本当に妥当性があるものか否ものかということ協議してここまで時間を費やしてしまったという答弁でありましたが、答弁の最初の冒頭では、4.7人という根拠性が分からないよということを自らおっしゃっておりながら、これがそこを精査するのに時間を労したという、何か、言葉は悪いですけど、詭弁のように聞こえて私はいます。それは、相手、米子市があるということを理解した中では、その時間の浪費をせずにスピーディーにそこは回答したり協議を持つことが、やはりそこは紳士協定の中で取られるべきではなかったかなというふうに思ってます。

ですので、これを云々と言っても今さらこの時間の取り返しはつきませんから、その部分では今4.7人という数字が出ましたから、その4.7人夫ということについて、時間の云々はちょっと別にしといて、人夫計算の話について私は論点を変えていきたいなと思います。

これは、2番の算出根拠をどのように考えてるかという質問なんですけど、といたしますのが、この数字的に箕蚊屋中学校と米子市の生徒数の計算根拠の中で大まかな数字を私拾ってまいりましたが、令和7年の5月1日現在の米子市立小学校・中学校生徒及び学級数というのが、これは多分米子市の資料だったと思います。そうしますと、米子市立の中学校は校数が11、中には、いずみ分校といって昔の喜多原学園のところは1校ありますので、それも含めて11校、それから箕蚊屋中学校が1校、そうしますと合計12校です。そして箕蚊屋中学校が生徒数が429、米子市立他校は3,463人、合計で3,892人、日吉津村民にプラス200近い生徒数があると

思ったら一番考えやすい3,800名。

それで、私、4.7人の云々で、これらの頂いた資料の中で、全てが箕蚊屋中学校の生徒数に対する日吉津の出身の生徒数の部分しか出てこないんですよ。そうすると、箕蚊屋中学校に占める日吉津の生徒の割合というのが、これちょっと数字が移動しちゃいますから、429の112人だか何ぼだったかと思しますので、そうすると約26%が日吉津の子なんですよ、箕蚊屋中学校の。

それで、もう一つ、私、その4.7人役の根拠の部分で、やはりうちの中学校組合の人には言ってほしいのがあるんですけど、米子市プラス箕蚊屋中学校の生徒数が3,892名ですから、それに対する日吉津小学校の生徒数割合は112ですから、約3%ですよ。これ統合したら、ただの26%の箕蚊屋中学校配分の云々では僕はないと思ってんです。それは、財政力指数なり云々の係数倍率なり云々で加味しなくちゃいけない部分もありますが、でも、生徒数に関わる教員ってどうなんでしょう、そんなこと僕ないと思いますよ。これで教員数の云々なんか言ってもなかなか難しいところでありまして、あえて箕蚊屋中学校は生徒数が435名、それに対して教員が33名、学級数が17、平均教員数25.6名。一番多いのはたしか弓ヶ浜中学だったはずですよ。調べてください。25人を上回ってる中学校は箕蚊屋、そして弓浜の2校だったはずですよ。

あとは2.4.何ぼとかありますけど、それはそうとして、私はこれらのことを考えて4.7人役の根拠というのが、全体として米子市がこれから運営されていく場合には、私が今言った米子市全体の中の数字との相関関係をどのように見ていったらいいのかなというふうに考えられたことはないのかなと思って、その辺はいかがでしょうか。もう時間もあんまりありませんので。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ちょっと内訳については総務課長のほうから答弁を申し上げますが、まず教職員につきましては、これは県費で負担ということでございますので、今回の検討には入っていない部分であります。米子市と日吉津村が中学校組合として行っているのは事務の部分でございますので、この事務の部分に対する、いわゆる組合を持っているためにかかっている人役が4.7人役ということで、全体で延べ計算でそれだけになってるということでございます。

総務課長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 橋井議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの米子市が調査された人役の計算についてでございますけども、こちら米子市の教育委

員会の中で111人の方が併任辞令ということで組合の業務に当たっておられるというところで、その職員の方の、どの程度組合業務に関わっておられるか、組合の議会でありますとか、教育委員会でありますとか、施設の管理でありますとか、そういうところに関わっておられる方の時間数等の積み上げという形で出たものでございますので、先ほど議員が御指摘されておられましたような計算方法とはちょっと違う計算のやり方で人役として積み上げてきておられるものでございます。111人の方が関わっておられるということでいいますと、財務の関係ですとか、あるいは給食の関係でありますとか様々な業務の形態がございますので、そういうものの積み上げの形で4.7人役というところになったものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） ということで、4.7人役には、私からいいますと根拠性に大変乏しい。4.7人というのんは、それは米子市の現状で仕事をされてる事務仕事、様々なところで算出された人役計算が4.7。しかしながら、今後は、米子市はこれらを含めた全体の中のグロスで運営をされていかれるわけですから、グロス計算をした中での云々になりますと、その4.7人という計算根拠は甚だ懐疑的な見解を私は持つものですから、その部分は、やはり代表で行かれておられる議員なり云々の方は、その部分を再度精査根拠としてそこは申し上げていただきたいというふうに私は思う一人でありますから、決して事務経費をそれでゼロとか云々ということを言ってるわけじゃありませんから、箕蚊屋中学校が仮に一緒になったとしても同じようなことがあるわけです。

でも、それは米子市さんがやられるんですから、米子市全体、弓浜から美保中学から淀江中学から全部の中で同じことを今度はやられるでしょ。日吉津の各家庭に封書で配られるっていったって、淀江の高井谷やら真名井の水のほうに云々行くのも一緒のことですよ、郵便局さんが配ってくれるんだから。でも、それって一緒のことなんで。ただ、今、頭の中が私たちが熱くなっただけいけないのは、箕蚊屋中学校と日吉津だけのこの焦点を、そこに充血をさせて頭使い過ぎてるから、こんなことを言っても何らおかしくない根拠性になっていくんだないかなというふうに私は思ってるんですよ。もっとクールな目でやられたら僕はいいんじゃないかなと思うんだ。それらは行って言われたらいいと思います。それはお願いにしておきますわ。それ以上言っても多分これはらちが明かない。

でも、今日、私が申し上げたかったのは、これだけ時系列が米子市から見たら、ずるずるずる煮詰まってきて、その段階において今までこうこうこうやってきたのは何も成果が見えないじゃないかということで、私は、米子の市議会の人やら云々からの、これは直接聞いたわけ

ではありませんので風の便りとして受け取っていただいてもいいと思いますが、そのように受け止めておられる方も多々あるよということだけは申し上げておきたいなというふうに思います。

それで、この件は最終的に、私が思ってるのは、12月13日、今度の土曜日にこれらの開催を、説明会をされるということで、要は先般やられた説明会で出席率、結構高かったじゃないですか。それだけじゃいけないから、やはり12月13日に最後の、追い込みという言葉はあんまりよくないな、でも、しかしながら、ここでもう一つきちっとその次のステップの形を取っておかないと、体面上、米子市とも日吉津村の中でもこれは綻びが出るなというふうに多分お考えになったんじゃないかなと思います。それで、そこを仮にやられて、昨年だったかな、1,700万、2,000万ぐらいでしたっけ、中学校のプラスアルファの経費を出しました。そして今回、約2,700万だったか、2,729万4,000円がこれは不足していくんだよということが提示されております。

それで、あと、これは政治的な判断に、前回もどっかの場面で言ったんですけども、12月の19日にうちは最終日を迎えます、議会の。米子市は26日に迎えます。1週間ほど後です。それで、日吉津は、ひょっとして村長の心の中には、最終日に追加議案として、これをいきなり13日、村民の皆さんからの意見がそんなになかったという理屈になるのかどうか知りませんが、そういうことをして19日に出してきて、そこで一発可決の勝負に出るのか、それで、よくいけば、米子市さんは、その後の26日、日吉津はうまいこといきましたわ、出しますよということになるのか。それとも、村長が、いや、そういうことじゃない、2,700万うちが用意して払ってでも、もう1年、俺の任期中の中で再度考えてそこは熟慮していきたいという判断をされるか、多分その2つのどちらかしかないじゃないかなと思って私は見てますよ。

だから、19日がもう一つ、関が原の手前。それで、26日は最終的にはそこが通ったら、もうこれは夏の陣、冬の陣まで行くでしょう。その後は分かりません、私は。そういうようなことがあるので、それを今ここで詰問をして、どういうふうに考えておられるのかなということを一遍そこで私はお気持ちを聞いておきたいなということが1点です。その辺だけちょっとお願いできませんか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。今度13日には説明会をさせていただく予定としております。本当に前回説明会をした中で、いろいろな御意見をいただいたところでございます。まずは、そういった御意見にしっかりとお答えをしていくことが必要だというふうに思っていますし、前回説明をさせていただいた中で、やはりこれまでの経過でありますとか、そもそもどう

なんだというところでの説明も少し不足していた部分もあったかなというふうに思っています。そういった中で、今度13日に説明会をさせていただいて、村民の皆様には御理解をいただきながら進めていくことがやはり重要だというふうに考えております。

議員のほうで、今、日にちのこともおっしゃいましたけれども、まずは、村民の皆様にはできるだけ御理解をいただけるようにということで、もちろん御意見もお聞きをしながら、その中で我々も検討しながら、ただ、この現在の状況を変えていくには早いほうがいいというような気持ちも反面では持っているところでございます。そういった中ではありますけれども、やはり村民の皆様には御理解を得ていくということが大切だと思っておりますので、そこをしっかりとやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 今の意見は、今度13日のそこで意見を賜った中で判断をするよということのようでございますが、そこでは、きちっと自分の意見をそこでも申し述べられて、しかしながら、早くしたいなということが今言葉の中でありましたから、早くするということは、やはりそのような方向に向けてやっていくよということが話の中で受け止められる発言だったというふうに思いますので、それに基づいた判断が私たちには必要なことが想定されるなということで承っておきたいと思えます。

それで、あともう7分ほどしかないですので、この中学校のことは多分これで済まないかなと思っております。済まないかなと思っても、これで押し通されるか、どちらかじゃないかなと思えますけれども、それより今日は、最後に財政の部分のお話をしたいと思えます。これ今、私が言ってもあれなのかな、平成の28年、29年度の借入れの部分についてお聞きしておきたいなと思えます。

このたくさん表が載っていますが、平成28年度、29年度、ここに公共用地先行取得事業、これ3つありますね。分かりますか。それで6年度の償還部分で900万があったり、6,200万があったり、3,300万があったり云々してる。担当課長、分かりますか。いいですか、質問。

それで、これが平成8年度と9年度に終わるじゃないですか……（「令和」と呼ぶ者あり）令和だ、ごめん、令和の8年と9年でこの3件は償還が完了になりますよね。それで、こいつは多分10年返済で、据置きが4年か5年あったんじゃないかな。どうなんだろうかな。

それで、私は何を申し上げたいかなというと、この公共用地先行取得の28年が1件、29年が2件ありますね。これの償還の還元金、それと元利、これを合わせたものが借金返済に回りますよね。それらの合計額が知りたかったんです。今さらと言われるかもしれませんが、この

累積額が公共用地を先行するために何ぼ銭使って借り入れしたんかいなということが知りたいんで、私の質問しとる意図はわかりますか。分かっていますかいいね。

それで、それが今すぐにこれが出るんであればいいんだけども、多分全部累積しなくちゃいけないので分からなければ、議案質疑の日がまだあるかな。すぐ出ますか。なければ、次の会議の前に教えていただきたいなというふうに思いますので、その点を御了解いただいて、もう時間もないですから終わりたいなというふうに思います。

議長、お願いできますか。答えは今出ないので。

○議長（山路 有君） はい。後から資料を。

○議員（8番 橋井 満義君） それで提出をお願いできたらなと思います。

ちょっと早いですが、以上で中学校組合、そして日吉津の目指す未来はということの2点について質疑をさせていただきました。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（山路 有君） 以上で橋井議員の一般質問を終わります。

————— . ——— . —————

○議長（山路 有君） 本日の議事日程は全部終了いたしました。

なお、次回の本会議は、12月15日、来週月曜日になります午前9時から議案質疑を行いますので、当議場に御参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後5時32分散会

—————